

決算特別委員会

令和 6 年 9 月 1 2 日 ・ 1 3 日 ・ 1 7 日

葛 城 市 議 会

決 算 特 別 委 員 会 (1 日 目)

1. 開会及び延会 令和6年9月12日（木） 午前9時30分 開会
午後5時33分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 増田順弘 |
| | 副委員長 | 吉村始 |
| | 委員 | 横井晶行 |
| | 〃 | 杉本訓規 |
| | 〃 | 松林謙司 |
| | 〃 | 谷原一安 |
| | 〃 | 藤井本浩 |
| | 〃 | 下村正樹 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員
- | | |
|-----|---------|
| 議 長 | 川 村 優 子 |
| 議 員 | 柴 田 三 乃 |
| 〃 | 奥 本 佳 史 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 企画部長 | 高 垣 倫 浩 |
| 人事課長 | 石 田 智 士 |
| 企画政策課長 | 西 川 直 孝 |
| 情報推進課長 | 駒 井 康 人 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 総務課長 | 吉 村 浩 尚 |
| 庁舎機能再編推進室長 | 吉 田 和 裕 |
| 管財課長 | 倉 田 主 税 |
| 生活安全課長 | 野 地 幸一郎 |
| 財務部長 | 米 田 匡 勝 |
| 財政課長 | 内 蔵 清 |

税務課長	高 松 和 弘
税務課主幹兼収納促進室長	吉 川 勝
市民生活部長	西 川 勝 也
市民窓口課長	新 澤 明 子
保険課長	増 井 朋 子
環境課長	石 橋 和 佳
クリーンセンター所長	西 川 康 光
保健福祉部長	中 井 智 恵
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
介護保険課長	田 中 美 菜
地域包括支援課長	西 川 進
地域包括支援課主幹兼	
いきいきセンター所長	吉 村 和 則
健康増進課長	松 本 育 子
こども未来創造部長	葛 本 章 子
こども未来課長	西 川 修
子育て支援課長	油 谷 知 之
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
産業観光部長	植 田 和 明
商工観光プロモーション課長	増 田 智 宏
建設課長	西 川 好 彦
監査委員事務局長兼総務課主幹	堀 川 雅 樹
会計課長	松 本 賢 治

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	神 橋 秀 幸
〃	岸 田 聖 士
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 認第1号 令和5年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和5年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和5年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について

- 認第4号 令和5年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和5年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 認第9号 令和5年度葛城市下水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。9月会議中盤でございます。特に9月議会におかれましては、決算審議というものが、認定が加わっております。今回、初めて委員になっていただいている議員もおられますので、お願いを申し上げます。いろいろと関連質問等で1つの項目について深掘り、これも結構かと思えますけれども、予算、当然のことでございますけれども、慎重に審議をしていただきました予算に対して、どのような成果、効果がこの決算で現れたかと、この辺のところをしっかりとご審議をいただいたらなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員外議員の紹介をいたします。柴田議員、奥本議員、以上でございます。

発言される場合は必ず挙手をいただきまして、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、マイクを近づけてご発言いただきますようお願いを申し上げます。葛城市議会ではマスクの着用については、個人の意思に委ねております。葛城市議会でのマスクの着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきを願います。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。委員会の会議進行につきましては、適宜、休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、順次、スムーズに入替えを行いながら進めていただきたいというふうに思います。委員各位にもご協力をお願い申し上げます。

ここで決算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法について確認をいたしたいと思います。

まず、審査の順につきましては、お手元へ配付の決算特別委員会次第に記載の順で1議案ごとと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法につきましては、お手元に配付の決算特別委員会の審査方法・日程、資料1のとおり、一般会計決算につきましては、まず歳出の1款及び2款の説明を受けます。そして、その部分に対しての質疑について3つの部分に分けて行いたいと思います。まず、1つ目の部分につきましては、決算書52ページの地方創生推進交付金事業の前までと、全ての款の人事配当の人件費の質疑を行います。2つ目の部分につきましては53ページ、徴税費から62ページの2款の最後までについて、そして3つ目の部分につきましては、52ページから53ページの地方創生関係の質疑を行います。

次に、3款及び4款の説明を受けますが、質疑につきましては、款ごとに職員を入れ替えて行います。続いて5款及び6款の説明を受け、先ほどと同様に、質疑については款ごとに職員を入れ替えて行います。その次に7款及び8款についても同様でございます。そして、9款から歳出の最後まで説明を受けますが、この部分につきましては一括で質疑を行います。

次に、歳入について説明を受け、質疑は一括で行いたいと思いますが、歳入また次の総括

質疑につきましては範囲が広うございます。事前に確認している質疑内容の関係部分のみ入室をいただいて、歳入の総括質疑を行います。その後、議員間討議、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般に係るものとなりますよう、ご留意をいただきますようお願いを申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、歳入の質疑と総括質疑の質問票について、事前に事務局から配付させていただいております。歳入または総括質疑の予定がある方は、明日の決算特別委員会終了までに質問票の提出を事務局までお願いを申し上げます。これにつきましては、答弁していただく方、範囲広うございますので、その質疑内容について、出席を賜りたいということの趣旨でございますので、ご理解よろしくをお願いを申し上げます。

特別会計決算につきましては、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計決算と下水道事業会計決算につきましては、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご承知おきを願います。また、審査日程につきましては厳守をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、お手元に配付の決算特別委員会の進行及び審査方法について、資料2をご覧くださいと思います。1番から3番までは先ほど説明をさせていただきましたとおりでございます。続いて裏面の4番、質問項目は1回につき3問までといたします。質疑回数につきましては2回までで、3回目は発言のみとなりますので、ご留意賜りますようお願いを申し上げます。なお、答弁漏れがあった場合などにつきましては、委員長の判断の下、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5番、質問される方は委員長が指名をいたしますが、関連質問である場合はこれを優先いたしますので、関連という発言をして、挙手を願いたいと思います。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上、できるだけ慎んでいただきますようお願いを申し上げます。7番、質問される場合は、決算書または成果報告書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問をしてください。8番、委員の方におきましては、決算委員会でございますので、事業内容の確認のみの質問は控えていただきますよう、くれぐれもお願いを申し上げます。9番、理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名をいたしました後、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、そして簡単明瞭、的確なご答弁をよろしくお願いを申し上げます。なお、委員からの質問や趣旨や意図が理解しづらい場合、的確な答弁ができない場合等につきましては、質問内容を確認していただきますようお願いを申し上げます。質問内容の確認は、理事者側の反問権として認められておりますので、ご認識を賜りますようお願いをいたします。また、決算書の年度につきましては、令和5年度決算、令和4年度決算等、具体的な年度で説明を願います。議事録で今年度と言いますと、後ほど確認をしづらいということもございますので、何年度決算というふうにご発言をいただきますようお願いいたします。答弁者につきましては、原則として部長または担当課長でお願いをしますが、課長補佐級以下の委員会室の入室は原則として認めておりません。しかし、理事者側控室及び議場におきまして委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちら側で控えてい

ただくという体制を取っていただきたいというふうに思います。なお、委員会室の入口付近にマイクの設置をしておりますので、課長以外の方の発言の場合は、その場所でご発言を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、お手元に配付の決算特別委員会時間配分表、資料3をご覧くださいと思います。委員会を進めるに当たっての時間配分として、決算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思います。委員をはじめ、理事者側もこの時間配分表にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上のことにつきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

松林委員。

松林委員 資料①1ページのところで、決算書52ページ、段取りとしまして1番、決算書52ページ、地方創生推進交付金事業の前までと、1回目はそうなんですけど、地方創生推進交付金は、これは2回目に入り……。

増田委員長 3回目、③でございます。

松林委員 分かりました。

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行いたいと思います。

それでは、議案審議に移ります。

認第1号、令和5年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

本案につき、まず歳出の1款議会費及び2款総務費の内容説明を求めます。

松本会計課長。

松本会計課長 皆様、おはようございます。会計課の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程となっております認第1号、令和5年度一般会計決算につきましてご説明をさせていただきます。お手元の歳入歳出決算書3ページをお願いいたします。まず、実質収支に関する調書からご説明させていただきます。こちら1,000円未満を四捨五入しておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

歳入総額187億8,460万7,000円、歳出総額184億108万2,000円でございます。歳入歳出差引額といたしまして3億8,352万5,000円の余剰金がございます。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額2,412万4,000円を繰越しいたしますので、実質収支額といたしまして3億5,940万1,000円でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書の歳出のうち1款、2款のご説明を申し上げます。35ページをお願いいたします。こちらの明細書は左から、科目、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、備考の順番となっております。備考欄の各事業につきましては、目のうち主な事業のみをご説明させていただきます。

それでは、1款議会費でございます。こちら、全体で1億8,297万6,575円の支出でございます。主な事業といたしまして、議会運営事業3,428万6,133円の支出でございます。1款は

以上でございます。

次に、36ページをお願いいたします。続きまして、2款総務費でございます。全体で20億2,973万8,844円の支出でございます。なお、6,296万4,006円の繰越しをさせていただきました。1項1目一般管理費につきまして、6億4,908万5,082円の支出でございます。主な事業としまして、37ページでございます一般管理事業、人事課配当分3,602万2,299円の支出でございます。

次に、42ページをお願いいたします。2目文書広報費につきまして、1,260万4,532円の支出でございます。主な事業といたしまして、広報発行事業944万4,134円の支出でございます。

3目会計管理費につきまして、会計管理事業といたしまして1,093万3,884円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、4目財産管理費につきまして、1億193万6,248円の支出でございます。主な事業としまして、新庄庁舎管理事業6,543万700円の支出でございます。

45ページをお願いいたします。5目電子計算費につきまして、5,330万739円の支出でございます。主な事業といたしまして、電算システム共同化推進事業4,523万6,125円の支出でございます。

46ページをお願いいたします。6目地域情報化推進費につきまして、2,658万3,673円の支出でございます。主な事業といたしまして、イントラネットシステム整備事業2,363万6,298円の支出でございます。

47ページをお願いいたします。7目交通安全対策費につきまして、2,649万277円の支出でございます。主な事業としまして、48ページでございます交通安全施設整備事業1,650万242円の支出でございます。

8目自治振興費につきまして、1億6,034万4,029円の支出でございます。主な事業としまして、49ページ、公共バス運行事業7,252万4,738円の支出でございます。

50ページをお願いいたします。9目企画費につきまして、1,338万9,920円の支出でございます。主な事業としまして、企画制作事業1,244万7,350円の支出でございます。

51ページをお願いいたします。10目公平委員会費につきまして、公平委員会事業といたしまして、2万8,000円の支出でございます。

11目防災行政無線管理費につきまして、防災行政無線管理事業といたしまして585万2,487円の支出でございます。

52ページをお願いいたします。12目地方創生推進交付金事業費の支出はございませんでした。

13目地方創生臨時交付金事業費につきまして、5億7,729万9,943円の支出でございます。主な事業といたしまして、住民税非課税世帯等生活支援金事業追加分2億4,139万5,688円の支出でございます。

53ページをお願いいたします。2項1目税務総務費につきまして、1億6,240万9,012円の支出でございます。主な事業としまして、54ページでございますふるさと応援寄附事業

4,782万4,010円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2目賦課徴収費につきまして、6,005万611円の支出でございます。主な事業といたしまして、固定資産税賦課事業2,068万3,968円の支出でございます。

57ページをお願いいたします。3目過年度支出金につきまして、過誤納金還付事業といたしまして1,921万8,687円の支出でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきまして、7,466万7,723円の支出でございます。主な事業としまして、58ページをお願いいたします。個人番号カード関連事業2,834万9,123円の支出でございます。

4項1目人権啓発費につきまして、3,441万1,007円の支出でございます。主な事業としまして、59ページの人権啓発事業593万6,925円の支出でございます。

60ページをお願いいたします。5項1目選挙管理委員会費につきまして、選挙管理委員会事業といたしまして51万1,907円の支出でございます。2目選挙啓発費につきまして、選挙啓発事業といたしまして1万9,866円の支出でございます。

3目知事及び県議会議員選挙費につきまして、1,090万4,934円の支出でございます。主な事業といたしまして、知事及び県議会議員選挙費556万5,557円の支出でございます。

61ページをお願いいたします。6項1目統計調査総務費につきまして、統計調査総務事業といたしまして83万6,933円の支出でございます。

2目基幹統計費につきまして、281万9,502円の支出でございます。主な事業といたしまして、基幹統計事業275万421円の支出でございます。

62ページをお願いいたします。7項1目監査委員費につきまして、2,603万9,848円の支出でございます。主な事業といたしまして、監査委員会事業80万950円の支出でございます。

以上で1款議会費、2款総務費のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入りますが、冒頭でご説明を申し上げましたとおり、初めは決算書52ページの地方創生推進交付金事業費の前までと、全ての款の人事課配当の人件費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。

それでは、37ページです。2款1項1目一般管理費事業ということで人事課のところですが、1節の会計年度任用職員の時間数に関わることで、各課に配当されているんですけれども、人事課として、葛城市全体の会計年度任用職員の総時間について把握されておられましたら、その時間数について教えてください。

それから2点目です。38ページになります。2款1項1目一般管理事業、人事課ということで、13節土地借上料がございます。この借上場所、目的、それで契約金額が153万円となっていますけれども、その積算の根拠、どのようにこの金額を積算されたのか、この点につ

いてお尋ねいたします。

それから、3つ目になりますけれども、41ページ、2款1項1目入札・契約事業の1節の入札契約監視委員会の報酬ということで4万8,000円ほど出ております。報告書の11ページにもありますけれども、この成果、ホームページでも結果については公表もされてはいますが、入札契約事務において改善等に結びついたことがあるのかどうか。この点について3点お伺いいたします。よろしくお願いします。

増田委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いいたします。

1つ目の質問の会計年度任用職員の総勤務時間数につきまして、人事課で把握しているかどうかというご質問ですが、人事課で全体を把握しておりまして、令和5年度一般会計総時間数は約51万7,000時間です。

2つ目のご質問で、土地借上料についてですが、目的は職員駐車場となっております。場所につきましては、新庄庁舎の西側と北側の踏切の近くのところとなっております。借上料につきましては、固定資産税評価額を基に計算し、地権者と交渉の上、決定しております。

以上になります。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

入札監視委員会の報酬に関連してのお問合せでございます。条例で毎年2回、入札監視委員会のほうを開催させていただきまして、運用の状況なり、再苦情の処理に関係、入札方式別に一般競争入札、指名競争入札、随意契約、それぞれ案件を抽出いただきまして、いろいろ審議をさせていただいております。ご指摘を頂戴いたしまして、入札の改善につなげているというところがございます。まず、一番大きいのは指名競争入札を重きに置いていたものを一般競争入札にしたりとか、あとは予定価格の精度をもう少し上げるようなご指摘もございますので、その辺、今後も改善につなげていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。会計年度任用職員の総時間数51万7,000時間ということで、今後、給与改定等で、この人件費等に関わってくると思うんですけれども、引き続き全体の総量と正職員の数のバランス、これなかなか難しく、いろいろと決算で議論しにくいので、またよろしくお願いします。バランスを取っていくということのお願いしておきます。

それから、職員駐車場については、固定資産税額を基に、それを基準として、地権者との交渉の上決めたということでありまして、入札契約の監視委員会につきましては、指名競争入札を一般競争入札に重きを置く方向へ変えたりというふうな成果があったということでありまして。私はこれ、現在2回行われていますけれども、集中的に、テーマがあれば回数を増やして、一気に入札契約に焦点を当てて、改革期間を決めてやっていくというのも手だと思いますので、来年度、ぜひご検討いただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 よろしく願いをいたします。

それでは、決算書の37ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の9節交際費、市長交際費、成果報告書では10ページについてお伺いいたします。

まず、この件数につきまして、令和3年度は19件、令和4年度、50件と、令和5年度、52件と増えておりまして、金額としても、令和3年度、27万9,470円、令和4年度、66万5,990円、それで今回の決算額は61万5,418円ですので、おおよそ増加傾向にあります。コロナ禍の影響が時間とともに少なくなってきていますので、この数字につきましては自然なことというふうに思うわけなんですけれども、この交際費の内容につきまして、コロナ禍の影響というもの、つまりこれを受けて変わったとか、そういうふうなことというものはあるものでしょうか。あるいは、もうコロナ禍前から復活したというのは、それはそれでいいんですが。

それからもう一つ、あと40ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、職員採用試験委託料について、これ成果報告書10ページですが、これにつきまして、受験者数なんです、気になっていますのが、令和5年度、129人なんです、令和3年度が363人、令和4年度が264人に対してだんだんと減ってきているわけです。これはどのように分析をされているのかということと、それから対処方法、周知とか、こんなんやっていますとかいうのがあれば、お答え願いたいと思います。

それからあと、成果報告書の10ページなんですけれども、総務費、総務管理費、一般管理費で人事管理事業の中の職員研修事業の中の庁内職員研修というものについてお伺いをいたします。これが、受講者数が延べが1,208人とあり、これ令和3年度が897人、令和4年度、1,202人と増加傾向にありますと。研修内容様々だと思うんですけれども、特に受講者数が多いというか、力を入れておられる研修というのは何かお答え願いたいと思います。

以上です。

増田委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしく願いいたします。

まず、市長交際費についてなんですけれども、コロナ禍におきましては、どうしても集会や総会が自粛されておりましたので、賛助会費等が少ない傾向にございました。ただ、コロナウイルスが5類に分類されて以降は、休止されていた総会や集会が徐々に再開されましたので、徐々にコロナ禍前に戻りつつあるのかなという分析をしております。

2つ目の採用試験についてなんですけれども、委員おっしゃるとおり採用試験の応募者数は年々、今減少をしておるところでございます。従来から9月の採用や試験センターの活用など様々な取組をしておりましたが、やはり就業意識の多様化や民間企業への就職希望される方の増加、採用試験のための準備の負担が大きいなどの理由により、年々応募者数が減少していると分析しております。そのため、令和6年度につきましては、採用活動の前倒しや内定後の連絡等を取ることで、優秀な職員の確保に努めているところでございます。令和6年度につきましても、実施済みの採用試験の受験者数は151人ということで、令和5年

度よりは増加したというふうになっております。また、今後実施する採用試験もございますので、まだ増加するかなというふうに考えております。

3つ目の研修についてなんですけども、受講者数が多い研修につきましては、全体研修である接遇研修やコンプライアンス研修及び人権問題研修会、そういったものがどうしても多くなっております。その中でも、接遇研修及びコンプライアンス研修につきましては、令和3年度、令和4年度は保育士及び幼稚園教諭を受講対象外としておりましたが、令和5年度は受講対象としたこと、また、人権問題研修会につきましては、令和3年度、令和4年度は動画による研修であったため、幼稚園教諭は受講しておりませんでしたが、令和5年度は対面による研修にしたため、幼稚園教諭も受講したことにより、庁内職員研修の受講者が増加いたしました。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず市長交際費については、これはコロナ禍を通じて、新しいものが出てきたんじゃないくて、コロナ禍前の状態に戻ってきているということですね。あと、令和5年度の具体的な、こういった内容ですという具体的な内容と、支出に関する恐らく基準等があると思いますので、それをお答え願いたいと思います。

それから、職員採用試験については減ってきた中で、いろいろ工夫をしていただいて、特に今のご答弁の中であつと思ったのは、やっぱり受験者の負担というのは大きいんですね。やっぱり民間とかに比べて、きちっと試験とかもあつたりとかするという部分もあるのかもしれないんですが、これ、なるほどなというふうに思いました。いろいろされて、令和6年度、新しい年度では効果が出てきているということで、人数を元に戻ってきているということ、これ何よりだと思います。職員採用というのは、単年度、単年度、全体の人数を埋めればいいというもんじゃなくて、例えば年齢構成であるとか、それからあるいは管理職のこととか、職員の退職とかも考慮に入れながら行わなければいけないと思うんですけども、それについてのお考えをお伺いしたいと思います。

それから、なるほど、人権につきましても、動画であつたのが対面とかになってよかったりとか、それからあるいは、接遇、コンプライアンスの保育士、幼稚園教諭が入ったというふうなことですね。毎年の研修で成果を出すために、こんなに工夫しているよということがありましたら、お答え願いたいと思います。

増田委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いします。

市長交際費の具体的な内容といたしましては、令和5年度につきましては、賛助会費22件、慶弔費3件、祝儀14件、通信費8件、その他5件となっております。その他といいますのは、国会議員の陳情時にお持ちしたお土産の分になっております。支出の基準でございますが、過去の判例や、また実績を基に、社会通念上妥当と認められる範囲内で適正かつ最小限に行っております。また、必要に応じて、近隣市町村等の状況を参考にして行っているところでございます。

2つ目の採用試験についてですが、ご質問のとおり、定員を埋めればよいという考え方で採用活動は行っておりません。今後の退職者数の予測であったり、行政ニーズのほうを予測しつつ採用していきたいと考えております。また、一定基準の能力を有する職員を採用すべきとも考えておりますので、単純に募集人数の数をそろえるというような考え方よりも、やはり先ほど言いましたように、一定能力を有する職員をまずは採用していきたいというふうに考えて、今行っておるところです。

3つ目、研修についてなんですが、毎年実施している全体研修につきましては、定期的な受講することにより、職員一人一人の意識を向上させることができ、組織としての標準レベルの向上につながると考えております。その中で、研修の成果を出すために、具体的な事例を挙げたり、グループセッションで意見交換をするように、実務に直結した研修を実施するようにしております。また、研修後のアンケートにて、どのような研修を受けたいかというようなアンケートを取っておりまして、そういった研修を実施しております。令和5年度におきましては、一般職向けにはクレーム対応研修、管理職向けには、議会答弁研修を実施いたしました。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 市長交際費につきましては承知いたしました。また、採用のほうにつきましては、今おっしゃったみたいに、行政の執行能力、やっぱりこれの高い人というふうにおっしゃいましたので、これ、また長期的な視野で人材確保、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、研修につきましては、アンケートを取っているのはすごくいいことだというふうに思います。ぜひとも庁舎内の風通しもよくしてもらって、職員の士気ということが大事だと思いますので、ぜひ、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、決算書50ページの2款総務費、1項総務管理費の企画費の12委託料、費目で言いますと、空家等対策実施支援業務委託料、不良度判定調査業務委託料、このことで、空き家のことについてお伺いをさせていただきます。

去年の12月ですか、空家対策特別措置法が改正されましたから、従来の空家対策特別措置法と比べて、どのような点が主に改正されたのか。それによって、ここら辺がどのように変わってきてんのか教えていただけますか。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

この法律が変わって、どのように変わったのかということなんですけども、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項と、空き家等とは建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていない状態があるもの、その敷地をいうことであります。この法律が変わったことによって、市町村のほうで計画を立てれば、強制的にまず

除却できること。それと、あとは固定資産税のこれは軽減を今、住宅をやっているんですけども、そういうのを認めれば、その軽減を外すという措置ができるようになったというのが主な内容でございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 私の認識では、特に言ってほしかったことなんですけれども、従来の特定空家に至るまでに、管理不全の空き家、ここを指導するという、そして、その管理不全の空き家の部分において勧告をすれば、固定資産税の減免を廃止するという、この部分が特に大きな部分であったではなからうかなと、このように思います。

それで、現在、法改正以降、本市で確認しておられる空き家、管理不全空家、特定空家は何件ぐらいあるのか。また、改正空家対策特別措置法に定められたとおり、管理不全空家が特定空家へと至らないように、空き家の所有者に指導、勧告をされた事例はあるのかどうか。あるのであれば、何件ぐらいあるのか教えていただけますか。

増田委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

先ほどの答弁の中で、法改正の部分、特に補足させていただくと2点ありまして、まず、役所のほうの調査権の円滑な遂行がまずできるようになった点、それと、もともと税制上の除外の部分あったんですけど、更に管理不全空家にも適用されるというのが改正でございます。その中で、今、松林委員おっしゃいました管理不全空家の状況なんですけど、管理不全空家の指導にする方法も、まずは計画を立てて、そこから適正に指導するということになりますので、現在、管理不全空家として指導している空き家はない状況でございます。また今後、予算いただきましたので、調査、計画まで策定していく予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 特定空家というのは存在しないとおっしゃっておられて、その前段階の管理不全空家は、存在はすると私は思います。しっかりとこのような部分、昨年に改正された改正空家対策特別措置法にのっとっていただきまして、しっかりと計画を立てて対策を取っていただきますように。

増田委員長 追加で補足ですね。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川です。

管理不全で空き家ということで、現地に行かせていただいて、本人宛てに郵送した件数14件、令和5年度はございました。

以上です。

増田委員長 今の説明であり、若干、部長のほうからありましたように、令和6年度で事業を前進させていただいているということですので、その辺のところクリア、今後はできるという

ふうに説明されましたので。

ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく願いいたします。

43ページの4目財産管理費の14節工事請負費262万6,008円とあるんですけども、これ、当初予算のところではこれ新庄庁舎の工事の話やと思うんですけど、今もう完成して終わっていると思うんですけども、僕、補正予算と予算入ってなかったんで抜けてたら申し訳ないですけども、当初予算では1,264万5,000円で上がっているんです。決算で262万円というの、それは使わなかったんか、でも不用額を見たら46万1,000円なんですよ。この辺の説明お願いしたいんです。1つ目がそれで。僕、予算入ってなかったんで抜けてたらごめんなさい。この数字が大きくかけ離れているのでお願いしたいのと、その上の13節の防犯カメラシステム、これも、市内全体の防犯カメラと絡めてお聞きしたいんですけども、これ成果報告書の19ページの防犯カメラ設置事業388万8,681円、設置台数66台となっているんですけども、この防犯カメラは、年間どれぐらい活躍されているのかというのを1回お聞きしたいんです。この2つお願いします。

増田委員長 活躍って、もうちょっと具体的に。

杉本委員 警察から提出とかあるわけじゃないですか。そういう効果ですよ。ついているだけなのか。それはそれで、防犯としての活躍はしていると思うんですけど、効果というか、このカメラがあって、一番いいんは、犯人が捕まりましたみたいなんがあったら、よりいいのかなと思うんですけど、どういう頻度でそういう活躍されているのかというのをお聞きしたかったです。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

新庄庁舎の今回の工事につきましては、令和5年度にはついておりません。令和5年度、令和6年度、去年の12月に債務負担行為をいただきまして、令和6年度に事業をするということで承認いただいております。この当初の1,000万円につきましては、まず最初は、新庄庁舎のロータリーの工事をするというふうな予定をして、予算を上げさせていただきましたが、いろんなご意見をいただきまして、もうちょっと見栄えのいいというお話もありまして、3月の補正で減額させていただいております。ですので、ここには上がってこないというふうな形でございます。去年、主に新庄庁舎で工事をさせていただきましたのは、トイレのコンセント、ウォシュレットに伴うものとか、あと屋上の空調熱源が不具合を起こしましたので、その改善工事、その辺をさせていただいております、合計で262万円というふうになっております。

以上でございます。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いします。

防犯カメラがどれぐらいというお問い合わせですけども、基本、防犯カメラというのは警察のほ

うから、こういう事象があったので見せてくださいというふうに市のほうに依頼が来て、その分について提供させていただいているということになります。件数につきましては、警察のほうの捜査状況になりますので、この場ではお答え控えさせていただきたいと思います。

増田委員長 どこまで言えないのかな。犯罪性のあるものと特定しない場合は発言できますか。

野地課長。

野地生活安全課長 捜査状況につきまして、警察のほうからあまり具体的な情報というのはいただけていない状況です。このカメラを使って、こうありましたというところまでの報告はいただけていなくて、こういう事象があったのでこの辺のカメラを一旦見せてくださいというふうな状況で止まっているというのが現状です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 1つ目の質問は、僕、勘違いしてまして、ごめんなさい。ここのことかなと思って、260万円っておかしいなと思って聞いちゃったんですけども、なるほどそういうことで、分かりました。減額のところちょっと僕、抜けていました。

防犯カメラについては、件数とかだけでも無理ですかね。どんな事件がどうかというのをお聞きするつもりはもちろんないんですけども、例えば何件ぐらい警察からありましたというだけでも、防犯カメラが役に立っているんだなというのをお聞きしたかったんです。それすら無理なんですかね。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 今ちょっと手持ちないので、また報告させていただきます。

増田委員長 よろしいですか。後ほどで。

杉本委員。

杉本委員 後ほどというのは、この委員会で、個人的に、どっちですかね。

増田委員長 後ほど委員会で。

杉本委員 ほんだら、委員会で言える範囲で一旦調べてもらって、出してもらったらうれしいです。以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私からも3点お聞きしたいと思います。

大きな部分になるんですけども、令和5年度の市長の施政方針を見ていると、一番最初のところに、ごめんなさい、人事に関係するところですよ。係長制度を導入しますよと。そういう職をつくることによって、若手から活躍できる場をつくり出すということで、これはこれで方針として示されて、実際、じゃ、令和5年度に何人、係長にされたのかということをして1点目お尋ねしておきたいと思います。加えて、それに成果があればということであれば、その成果についてもお示しいただいたらというふうに思います。

2点目は、決算書の44ページになるんですけども、財産管理、公用車の管理事業のところ、私、前の予算やったかどこで言ったか分からないけども、これ自動車購入されているんですけど、なぜ市役所は、こういう災害とかのときには役に立つと言われているバイク、二

輪車を購入しないんですかというお尋ねをさせてもらったことを記憶しているんですけど、地域によって、バイクでしか行けないというところがあるからバイクを持っているところとか、災害を経験されたところなんかは、そういうバイクを購入されているという事例もございます。災害に強いまちづくりという中で、実際、山麓というすばらしい地域を持っている中で、何かあって、車で入っていきませんでしてんというようなことも皆さん方は経験をされていることはあるかと思います。私が自分で言ってどこで言ったのかというんですが、前にも言うております。そこで、健康福祉センターかな、あそこでは何台かを保有してんねということは聞きましたけど、それ以降の動きがあれば2点目、二輪車、バイクのこと、これについてどうであったか、また、その考え方というのをお示しいただきたいと思います。

あと、これ私も聞き漏らしているか分からないんですけども、決算書で言う次のページ、45ページで、生活安全課の放置車両撤去事業というのがございます。これの中で、放置自転車禁止区域看板を買ったという説明があるんですけど、放置自転車、自転車、止めたらあかんとところに止めたらあかんわけですけど、区域を何か所あって、どういう決め方をされているのか。いやいや、もう止めたらあかんとところに止めてはるから、撤去してんというものなのか、ここは自転車を止めたらあきませんよという地域を指定されているのか。ここには放置自転車禁止区域看板、消耗費となっている。これ、何か所あってとか、何枚買ったとかということも含めて、それはどの地域に決めているのかということをお尋ねしておきたいと思います。

以上3点です。

増田委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いいたします。

係長制度につきまして、令和5年度の係長の数が今手元にございませんで、後ほどお答えさせてもらいたいと思います。

係長制度の導入の効果というところになるんですけども、当初から係長制度を導入することによって、特に仕事を分担した上で、係長が担当をフォローする、そういったことを目的に導入されております。まだ導入して2年になるかと思うんですが、まだ目に見えた効果というのはなかなか出てこないかもしれませんが、また引き続き導入することにより、また、若手職員のフォロー、育成にもつなげていきたいかなと考えております。

以上です。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

原付なり自動二輪についてのお問合せと思いますが、自動二輪につきましては特殊な免許も必要というところと、あと原付につきましても、なかなか最近若手の職員で車の免許を取ってもバイクを乗らないという方もおられます。昔、新庄町時代に厚生課が原付を持っていた、なかなか使用せずに、もうほこりをかぶって廃車していったという経緯もございます。各事業課からもバイクを買ってほしいというようなお話もございませんで、今前向きにそういう、自動二輪を購入するというような話にはなっていないというところでございます。

ただ、電動アシスト自転車が新庄庁舎にも2台ほどありまして、地域包括支援課の職員なり介護保険の担当は、この庁舎の周辺に行くときには利用しているというのが現状でございます。

以上でございます。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

駐輪場の放置自転車禁止の区域ですけども、令和4年10月1日に尺土駅以外の自転車駐輪場を新たに禁止区域として設定しました。よって、そこに新たに看板を設置して、禁止区域ということで指定をしたということです。今まであった自転車の駐輪場を禁止区域として指定したということになります。

以上です。

増田委員長 よろしいか。

藤井本委員。

藤井本委員 今の私が分からへん。今まであった自転車駐輪場を、自転車を置くなと指定したという意味が、駐輪場やったところにずっと置いておいて、確かにそれは長期でずっと置いたら、これは……。

増田委員長 再度説明、説明不足ですので、野地課長、もう一度丁寧に説明をお願いします。要するに、駐輪場にある自転車を放置自転車として撤去するということみたいに考えられへんでしょ。なぜ、放置している自転車の定義やね。それを言ってください。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

ただいまの放置自転車というのは、そもそも長期に自転車駐輪場に多分止められていて、それによってほかの利用者の方が毎日通勤とか通学のときに止めれないということになります。それを交通指導員がふだん巡回しておりまして、これはかなり長期に止まっておるんだなというところに対して、まず警告みたいな形の貼り紙を貼って、それでもなおかつ移動がなかった場合は、撤去するに当たっての分であります。ですので、今課長が申しましたように、通常の駐輪場の中で、基本そういった長期の放置を禁止しているという状況でございます。そのための看板を設置しているということでございます。

以上です。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 これ2回目です。

増田委員長 2回目です。

藤井本委員 ということは、目に見えるけど、ここに駐輪場があって、ここに1か月も2か月も置いてあるということについて撤去しますよと、こういう看板をつけたのと、撤去費用をここに計上していると、そういうことやね。私、よくあんねんけど、点字ブロックのところ自転車置いてあってとか、そういう道路の、そんなんにはここには含まれてないということやな。駐輪場に1か月も2か月も置いたら撤去しますよと。分かりました。

それと、私が言うてる二輪車というのは、原付ぐらいのことを想定して言ってんねんけども、以前、新庄町時代の話もされました。これ20年、もう合併して、今年20周年やから、それ以上前の話をされているんだろうと思うんだけど、やはり今、ほんまに災害という、私はいつもそっちを思っているし、それと業務、確かに今の若い方がバイクというんか、二輪車に乗られるのは、あまり乗る傾向にないというのはあるか分からないですけど、警察を見ても、金融機関を見ても、一般企業においても、やっぱり必要なところは必要で、全員乗りなさいって、そんなん言っているんじゃないですよ。何台かあっても今の時代はいいかなと。これから……西の山麓のほうも行くのに入っていけないところってきっとあるでしょう。そんなところは歩いて行きますねんと言うたら、それはそれでいいねんけども、そういうところと災害について、またご検討いただけたらというふうに思います。

係長制度のことは分かった。

増田委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いします。

令和5年度、係長の人数ですが、6人となっております。

以上です。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だから、私、質問した理由として、あんまり係長という、私はもう職員を呼ばせてもらうの課長とか、部長とか、補佐とか言うけど、係長というふうに呼んだことはあまりないので、少ないなという認識を持ってんねんけど、じゃ、部署が、部長は、今、部長というのは10人いてんのか、10部署か。その中で1つのいているところもあるし、いてないところもあると。施政方針の中で積極的にやっていくというところで、もうひとつ進んでないのかなと。何かそこに障壁のようなものがあんのかなと思ったりするのですが、私はどんどんこれやったらええと思うんですよ。そういう意味合いでお尋ねしただけで、令和6年度はもうだいぶ増えてんねんというものなのか、そこらですね。

増田委員長 追加の答弁許しますので。

石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いします。

令和6年度につきまして、係長は今17名いております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくをお願いします。

それでは、42ページになります。2款1項1目の広報発行事業ということであります。これは、報告書の12ページ、ここに発行部数、月1回で平均1万4,567部とあるんですけども、これについて発行部数の最も多かった月の部数は幾つになっているのか、何冊になっているのかということについてお伺いします。

同じく、この広報に関係するところなんですけれども、49ページの2款1項8目のまちづ

くり一括交付金事業です。18節ですけれども、報告書のほうは、これは18ページのほうになっております。18ページのところに、真ん中のところ（４）広報誌等配布事業相当分ということで、まちづくり一括交付金の中に４つほど交付事業があるわけですけど、そこに広報配布等の一括交付金が出されております。世帯割、１万5,460世帯に対して１世帯当たり1,000円ということで出されているわけですけれども、この広報配布事業相当分の世帯に、自治会に入っていない人、入っているでしょうか。それとも、自治会に入っている、入っていない関係なく、住民全体にこの世帯割ということでのこの数になっているのか、この点について２つ目お伺いします。

３つ目は公共バスの件になりますけれども、49ページ、２款１項の８目の公共バス運行事業についてです。決算額が7,200万円余りとなっていますけれども、これは報告書の17ページに関係してお伺いしますが、17ページのところに運行状況について、日数とか、運行内容、それから利用状況を書いております。そこでこれお伺いしたいんですが、ミニバスの３路線、それから予約タクシーの２路線、②③のところに、延べ利用者数書いてあるんですが、ミニバス３路線と予約型乗合タクシーの２路線ごとの利用者数が分かれば、１日平均で分かればお願いいたします。

以上３点お願いします。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いします。

まず、広報発行部数の最も多い月ということなんですけども、こちらにつきましては、令和６年３月末に配布しました令和６年４月号、こちらが１万4,660部となっております。

次のまちづくり一括交付金の中で１万5,460世帯ということなんですけども、このまちづくり一括交付金事業につきましては、要綱の中で、４月１日時点の各区の世帯数に配布するということで交付金を渡しております。この差異なんですけども、基本的には、例えば３世代同居で世帯を分けている方ももちろんいらっしゃいますし、若干差異はあるものかなということで認識しておるところでございます。

続きまして、公共バスについてです。まず、ミニバス路線の３路線とデマンドタクシーの１日平均の利用者ということなんですけども、まず、Ａルートが令和５年度につきましては、１日平均12.76人、Ｂルートにつきましては18.18人、Ｄルートにつきましては2.76人、予約型乗合タクシーのＥルートにつきましては、１日平均１人、Ｆルートにつきましては、１日平均0.92人となっていることでございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、広報のほうですけれども、先ほどおっしゃいました２つ目に聞いたあれですけど、まちづくり一括交付金の中の数字と発行部数が違うと。でも、その発行部数分しか地域には行っていませんよね。行っていませんよね。つまり、払っているお金のほうが多いんじゃないかと思うんです。何か今、世帯分離云々かんぬんおっしゃいましたけれど、本来、発行部数が多くて、実際に申請のほうが少ないのは分かるんです。要件に発行部数を与えて、申請

よりも、場合によっては世帯分離があるから配りますと。これ逆転しているので、今の理由はよく分からないんです。何でこの発行部数より少ない交付金の算定金額になっているのか。これどこからこの数が上がってくるのかね。申請が上がってくるのか。これが不明なので、そこをお聞きしたいのが1つ目です。2つ目のね。

それから同じくこの件で、これは交付ですので、補助金のような扱いになっているんですが、これ役務が発生しているんですね。市が本来配っていくもんだと思うんですけど、業者に配らせている市町村もあります。私は委託業務にすべきであって、これなぜ交付金事業として大字のほうに交付しているのか。だから大字によっては、自治会に入っていない世帯は配ってないと。だから余っている分はほってるというふうなことも聞いているんですよ。今、新興住宅、非常に増えているのでね。だから、私は委託にして、ちゃんと契約をするということが望ましいと思っているんですけども、これ今、委託契約を結ばれておられるのかどうか。まず、このことについて確認します。

増田委員長 それだけでよろしいか。

谷原委員 公共交通の件ですけども、2つ目の質問ですけども、早朝の第1便の時刻、これがそれぞれの区間でどうなっているのかということについて伺います。かなり違いがあるんですけども、理由も分かればお願いしたいと思うんです。一番遅いところなんかもう11時とか、何か早朝の便が非常に遅いことがあって、そのことが利用者の利用率にかなり影響しているかなというふうに思うので、早朝便がどんな状態で、なぜそんなことになっているかということについて伺います。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、そもそもこの交付算定基準、もう一度説明させていただきますと、その年の4月1日の世帯数に1,000円を乗じた額ということで、各区に交付金として交付しております。ただ、これを広報だけを配布を目的としているわけではなく、例えば、こういう地域の行う自主的なコミュニティ活動を促進したりですとか、地域の自主防災能力を高めたり、また、地域の活性化という面も含めて、市民の情報伝達を円滑に行っていただきたいという目的もあります。実際に広報は配布しているんですけども、例えば地区同士の住民の方のつながりですとか、あとは住民の安否確認、例えば郵便物がたまっていないとか、そういうふうな面も含めて寄与できるのではないかと考えておりますので、今はこういう形で配布させていただいております。

契約にすべきではないかと、役務の提供に当たるということなんですけども、ただ、委託契約ということになりますと、相手側からちゃんと配達できたのかという確認を取らなくてはいけないのかなと。当然お金を支払うことになりますので。その方法がやっぱり非常に確認が難しいのかなと。例えば、全世帯に配布しているところを写真で撮っていただいたりですとか、サインをいただいたりとか、その辺の確認を取るすべが非常に難しいなと考えておりますので、委託に関しては難しいかなと考えておるところでございます。

あと、ミニバスのスタートの時間ですね。まず、Aルートにつきましては、一番早い便で

8時36分、Bルートにつきましては8時42分、Dルートにつきましては9時59分、Eルートにつきましては11時31分、Fルートにつきましては10時5分となっているところです。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 意見だけになりますけれども、私は、そもそも算定が多いと。配布数より部数が多いというのは、これは改めていただきたいと。つまり配ってないわけですよ。だから部数が少なく、配布数の算定数が多くて、それを大字が受けているんかも分からん、多くは大字が受けていると思うんですけど、自治会が、そこに入っているというのは、私は、これは数をもうちよっと考えて算定をちゃんと合わせていただきたいと。つまり架空なんですよ、算定基準が。架空の、つまり配布部数が1万4,000部しかないのに、実際1万5,000部以上配ることで、お金を1,000円当たり払っているわけですから。これは改めていただくようお願いしたいというのと、他市の状況も把握していただだけませんか。これ先ほどありましたように、自治会活動の一環としての補助金的性格があるということですから、自治会に入っていないところには配っていないところもあるわけですよ。自治会に入っていなかったら配られないから、そもそも相手にされていないと、地域活動の中でね。だから、それはまた別の補助金の性格になると思うんです。広報は広報として市の広報ですから、税としての執行としてやられるわけですから、少なくとも全ての住民に対象に配布するんやったら配布すべきだと思いますよ。これ他市の例も見て、委託がどうなっているのかということも含めて、どういう配り方をされているのかね。やっぱりこれ研究していただきたいと。自治会活動としての一環としてやられることについて、まちづくり一括交付金の中でもいろいろ補助もついているわけですから、これはもう役務の発する広報については切り分けてやっていただけたらと思います。意見です。

それから、ミニバス及び予約型のタクシーなんですけれども、やっぱり早朝時刻が大変遅いところがあって、そのために本当に利用しにくいということを聞いております。この改善をぜひお願いしたいと思います。まだいろいろと改善すべきところあると思うんですけども、明らかに利用者の少ないところが出ているというところについては、何らかの改善の方法等を取っていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 追加、補足説明ございますか。よろしいか。

確認させてください。自治会に補助金出していると。自治会に入っておられない方に対しては、当然自治会からは広報誌、送付されません。その場合の対処方法というのは、市のほうでやられているんですか。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

この質問なんですけれども、例えばうちのほうに、自治会に入っていないから広報が配られないといったお電話があったときには、こちらのほうから区長に連絡いたしまして、まちづくり一括交付金の広報配布事業の趣旨を説明した上で、入っていなくても配るようにお願い

いしているところではございます。

以上です。

増田委員長 分かりました。ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 では、3点お伺いをいたします。

まず、決算書の43ページ、2款総務費、1項総務管理費、3目会計管理費、11、役務費の収納手数料についてお伺いをいたします。これは、市民の方が金融機関でお金を支払ったときの手数料だというふうに思うんですが、令和5年度が決算額が123万1,296円で、令和4年度が153万円ぐらいだったので30万円大きく減っているんですね。まず、この収納手数料とはどういった内容のものかということと、それから1件当たりの手数料、これ毎年毎年変わっている可能性がありますので、1件当たりの金額と件数をお伺いいたします。

それから、同じく43ページ、総務費、総務管理費、会計管理費の同じく役務費の口座振込手数料なんですけれども、決算額39万7,320円なんです。これが、令和4年度が6万6,200円だったんですね。これ、恐らく令和4年度から新しく入った回線使用料に関するものだと思うんですけれども、まずこれの内容と、それからあと金額が6倍に増加した理由、これをお聞かせいただきたいと思います。

それからあと47ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目電子計算費、13節使用料及び賃借料でイントラネットシステム整備事業の中のソフト等使用料について、決算額は322万470円となっております。これ当初予算が、大体同じ程度324万1,000円で、これはADサーバー、アクティブディレクトリサーバーというものを構築して、そういうことによって複数のシステム上で、いろいろネットワーク上でサーバーとかプリンターとかアプリケーションとかいろいろ使えるというふうなことだというふうに私は理解をとりたんですが、この中で予算委員会の中で、もしこれをするんだとしたら、IDパスワードを一括管理するという、SSO、シングルサインオンを目的としてはどうかと、そういうふうなこともできるじゃないか、そうしないと意味がないじゃないかという意見があったんですが、成果として、庁舎内全体でのSSO、シングルサインオンというのは、これ、どの程度実現されたのかということをお伺いいたします。

増田委員長 松本課長。

松本会計課長 会計課の松本です。よろしくお願いいたします。

ただいま委員の質問につきまして、まず収納手数料に関する内容と件数、令和4年度、令和5年度の件数に関するお問合せだと思います。

まず、収納手数料につきまして、こちらのほうは指定金融機関と、あと収納代理金融機関の公金取扱事務に関する、そのうち金融機関の窓口で収納事務に関する、発生する手数料になります。令和4年度の件数なんですが4万6,542件、令和5年度に関する件数が3万7,312件でございます。

続きまして、口座振込手数料に関する内容とその増えた理由ということなんですが、まず、この口座振込手数料なんですが、市のほうから金融機関のほうに振込に関するデータを伝送、

送るときに発生する手数料でございます。増えた理由なんですけど、この伝送サービスを利用する手数料のほうが、令和4年度の令和5年2月から始めた内容になっていまして、令和4年度に関しては、令和5年2月と3月の2か月分に関する支払いをさせていただきました。令和5年度は12か月分の手数料をお支払いさせていただいたため、増額のほうになっております。

説明のほうは以上になります。

(「1件当たり」の声あり)

松本会計課長 すいません、追加で。収納手数料の単価のほうなんですけれど、令和4年度からでよろしいでしょうか。令和4年度に関しては、1件当たり30円になってございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 令和4年度、令和5年度は同じく30円、1件当たりということですね。そうすると、やっぱり件数が減っているということなんですけど……。

(発言する者あり)

増田委員長 駒井課長。

駒井情報推進課長 情報推進課、駒井です。よろしくお願いいたします。

吉村副委員長からのお問合せのシングルサインオンの導入についてという件ですけれども、現在、葛城市において、シングルサインオン、まだ導入しておりません。シングルサインオンによって得られるメリットといたしましては、一度のログイン行為によって複数のアプリケーションを認証なしに利用できるという、手間が削減できるというものが大きなものと理解しておりますが、それに対してデメリットも幾つか存在すると考えております。

まず、ログインするパスワードIDが、万が一外部に流出してしまった場合、今まででしたら個別でログインしておったアプリケーション、それが全て閲覧できてしまうという危険性がはらんでいると、このように考えております。あと葛城市、ほとんどの自治体がそうだと思うんですけれども、三層分離というインターネット、ネットワークの仕組みを利用しております。各自治体がつながっているLG形という系列、基幹系という住民票を出したりする仕組みのネットワーク、もう一つが通常のインターネットのネットワーク、この3つに分かれてネットワークは管理しております。このネットワークそれぞれで現在職員、使うパソコンを分けておる状況です。ゆえに、どうしてもシングルサインオン1回で全てのネットワークが利用できるという状況にはなり得ません。なので、あんまりシングルサインオンのメリットを享受できる環境にはないのかなと考えております。

もう一つ、シングルサインオンに対応しているソフトウェアというものが、行政向きのソフトウェアにつきましては、あまりないというように聞いております。他市町村でも、このようにシングルサインオンって活用しているという話を聞いたら、やっぱり同じような理由で導入は見合わせているというようなご意見を賜っております。ゆえに、現在はシングルサインオンは採用しておりません。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 先ほどちょっと失礼いたしました。

質問の順番に行きたいと思いますが、まず、収納手数料につきましては、令和4年度、令和5年度とも1件当たり30円ということで、件数が減っているということでしたので、この件数が減っている理由、これを2つ目お伺いしたいと思います。

それから、口座振込手数料につきましては、先ほど説明いただきましたので分かりました。39万7,320円がこれから毎年かかっていくというふうなことなんですけど、昔は職員がフロッピーでやり取りしていたというような話も聞いたりしたことがあるんですが、そういった手間が省けるし、セキュリティーもいいというふうなことで、時代の流れだなというふうに感じます。

それからあと、今し方、シングルサインオンについてご答弁いただきまして、シングルサインオン自体が行政向きでないというふうなご答弁もあって、あとデメリットですね。デメリットで、今、行政向きじゃないって、かなり大ざっぱ過ぎてすいません。今のは訂正します。まだ入れられていないというか、現時点ではというふうな話ですね。ちょっと正確にやりますので。

それからあと、最初シングルサインオンとなぜそういうことを言ったかということ、やはりシステム管理者の負担というか、その軽減ということと、あとやっぱりセキュリティー、デメリットの中で真逆のことをおっしゃられて、言うたらIDとかパスワード等、流出というふうなことをおっしゃいました。行政のことについては詳しいわけじゃないんですが、今、例えばネット銀行とかでパスワードとか、それからあとIDだけじゃなくて、それ以外で認証させたりとか、機器とか人間の認証とかそういうふうなものもあるかと思いますが、この辺り研究していただいて、いわゆる質問の意図は、システム管理者の負担軽減と、あと結果的に庁舎内のシステムセキュリティー向上ということを望んでおりますので、その辺りまた、研究のほうよろしくお伺いしたいと思います。

増田委員長 松本課長。

松本会計課長 会計課の松本です。よろしくお願いいたします。

ただいま委員の質問に対しまして、収納件数に関する減った理由というお問合せだったと思います。こちらのほうなんですけれども、令和5年の4月から2つの金融機関におきまして、金融機関の窓口における収納サービスが停止になったことによる減少、あとは、スマートフォン決済とか金融機関での窓口収納以外の収納の方法が増えたことによる影響だと思われます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 承知しました。これも時代の流れで、決済方法とかいろいろ変わってくるということで承知しました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 交通安全対策についてお聞きしたいと思います。成果報告書の16ページの5番目に交通安全施設整備事業があるんですけど、表の中に区画線とグリーンベルトって、区画線が4,821メートル、グリーンベルトは1,800メートルとなっているんですけども、これ区画線というのは改修ですよ。というか引き直しというか、違うのかな。その辺を聞きたいのと、グリーンベルトはこれ全部新設なんかなと思うんですけども、これは同時にやっているところって分かりますかねと思うんです。というのも、僕1回あったんですけど、グリーンベルトを引くところ、白の線が消えていて、同時にやったらええのになと思いながら僕は生活しているんですけども、その辺分かりませんか。

増田委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願いいたします。ただいま杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

区画線、グリーンベルト、これにつきましては、両者ともに新設ですところもございまして、また、薄くなっている部分を引き直すところもございまして。委員おっしゃるとおりのグリーンベルトだけをやっているところというのもしっかり存在しますが、できる限り、グリーンだけで一旦発注している関係もありますので、そういうこともあります。極力同時の発注とかで同時にできるようには心がけているんですけど、場所によればそういう箇所もあるということで、ご理解のほうお願いいたします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 新設と改修あるんやったら、できればグリーンは分けて入れてほしいなと思うんです。というのも、やっぱりPTAからとか交通の面でグリーンを引いてほしいって人が結構おられるので、新設のところは、ここは分けてほしい。次からでいいので分けていただきたいと思います。今おっしゃったとおり、同時にやったほうが安いと思うんです、単純に。同時にきれいになると思うので、グリーンだけきれいで白ぼろぼろという道、あるっちゃあるんです。今後、それを頭に入れて、窓口違うのでやりにくいかな分らないですけど、窓口違う、そこはあまり言わないですけど、できるだけ安い方法で白も緑もやっていただけたらいいと思いますので、それも心がけてやっていただきたいなと思います。来年からそこだけ分けていただいたら、僕もどんだけ新しいところが増えているのか分かりやすいと思うのでお願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 関連で、同じところの交通安全施設整備事業の同じ16ページの表なんですけど、イメージハンプが令和5年度に初登場していると思うんですけど、また、数量というのは、これが30枚という書き方をされているんですけど、これの設置場所についてお伺いをしたいのと、あとそれから施工方法、アスファルトへペイントするんじゃなく、例えば既製品等貼りつけておられるような施工なのかということと、それから設置後の効果、これについて聞いておられるようであれば、お聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課の西川です。ただいま吉村副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

まず設置場所につきましては、疋田地内では東和苑の住宅周辺に3か所で、成果報告書にある1か所の東室というのは、奈良文化高校の周辺に、近いので1か所という表現をしていますけれども、橋周辺に東西につけております。施工方法につきましては、こちらのほうは塗装でございます。既製品を貼るのではなく、白、黄色、青ですか、その3色を使いまして順番に塗装をしているという工法でやっております。これは、既製品を貼ると、どうしても剥がれやすいということで劣化度が早くなりますので、できるだけ耐久性の高いということで、塗るタイプのほうで施工のほうはさせていただいております。効果のほうにつきましては、ちょっと毎日どこで立って定点効果というのは見ていないんですけども、申し訳ないですけども、お近くにお住まいの方に聞きますと、若干スピードを遅くなったなぐらいのお話を聞きますので、一定の効果は出たかなと感じております。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 耐久性考えて、イメージハンプは塗装のほうを使われているということで、理解いたしました。

今回の交通安全施設整備事業の決算額なんですけど、1,650万242円で、直近の令和3年度、令和4年度、見ていたんですけど、令和3年度は1,595万円程度、令和4年度は1,634万円程度で、ちょこっとずつ増えているんですけど、物価高騰の折なので、実質は横ばいだろうというふうに思います。私、保護者の方から、やっぱり例えばイメージハンプにしても、もうちょっと増やしてほしいとかいろいろ聞く中で、この周辺だけじゃなくて、あちらこちらの大字からいろいろ話も聞くので、この決算額というか、予算額というか、これがなかなか増えてこないというのはどうかなというふうに思っているんです。

まず、事業の財源、これについてお伺いしたいのと、それからあと、こういうものを多くないと思うので、こういう事業費を増やすことによって、スピードアップといいますか、市民の声にに応じていただきたいなというふうに、特に通学をしておられる保護者の声というふうに思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいまの吉村副委員長の質問にお答えさせていただきます。

財源につきましては、分かりやすいように歳入のページのほうを言わせていただきます。決算書の15ページ、11款の交通安全対策特別交付金、ここの298万5,000円、それと21ページの土木費の国庫補助金、こちらの一番上にあります交通安全対策事業補助金96万2,000円が国からいただいているお金でございます。決算額からいきますと、大体これおおよそ、これ足したら1,600万円に足してですので、約25%程度が国からいただいているお金でございます。ただ、この財源につきましては、どうしても国の3月の補正委員会でもありましたけども、社会資本交付金とかも同じく、どうしてもシーリングがかかっておりまして、年々額が減っております。その中で我々も、確かに予算額を増やしてくれといういろいろ要望はいただくんですけども、できるだけやりたいということで、執行率につきましては、令和4年が

92%で、令和5年度につきましては99%ということで、早期の発注をして請負残、これをできるだけフル活動しながら、事業をできるだけ多くの箇所をできるようにと、原課のほうでは努めております。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 25%が国庫ということであれば、75%が一般財源ということで、大変だと思いますが、全体の私の意見としては、やっぱり交通事故とか起こったら、一瞬で人の命を奪われたりとかというふうなことがあります。それから、日々のやっぱり保護者の方々の不安というか、そういうふうなことにも、こういうの改善が遅いとながつてくるかと思しますので、これは増やすように、また今後検討していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 先ほどの関連で、先ほどのイメージハンプのお話が出たんですけども、保護者の方から、非常にここは子どもにとって危ないよと、もう横断歩道もなかなかつかない場所がありまして、そこを何らかの対策を取れないんでしょうかということで、通学するときに車がなかなか速度を落としてくれないらしいです。そういうようなところ、イメージじゃなしに本当のハンプで。ハンプとかそういう葛城市にハンプをつけているようなところってあるんでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま松林委員の質問にお答えさせていただきます。

分かりやすいところと言いますと、通称梅の木坂と言われております平岡地内で、赤い場所、分かりますかね、県道から梅室のほうへ向かって行く坂道のほうに赤色になっているところがあるんですけど、通ったらがたがたがたというんですよ。これが市内で分かりやすい場所についております。ただ、松林委員がおっしゃられていて、イメージハンプじゃなくてハンプをつけていただきたいというお話なんですけども、あれをつけますと、これつけれる場所というのは民家のないところでないと、民家であれば、その隣の方が振動でうるさいというお声をいただくので、民家周辺でつけることが、なかなか合意形成が取れないので、多分おっしゃられている場所って大体民家近くが多分子どもが多いということですから、民家近くですので、ハンプがなかなかできないという事情があるということで、ご理解のほうお願いいたします。

増田委員長 松林委員。

松林委員 なかなかそういう保護者の方のご要望に苦慮している部分もありまして、ハンプのつける事情というのがあると思うんですが、何らかの安全対策を、またご検討よろしく願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私もうこれ最後にしておきます。

一番最初に吉村副委員長が聞かされた職員採用のところ、これで人数が減っているというお話しやっけてまいりました。そのときに私が聞き漏らしていたら、さっき言うたとお答えください。このときの採用試験の委託料なんですけども、40ページのところに委託料で、職員採用試験の委託料77万7,000円と載っているんですけど、予算のところでは320何万円ということで、受けられる方が減ったとはいえ、4分の1、5分の1の委託料になっているということは、採用試験そのもののやり方が変わったのか、そんなに減ってもそんなに減ることもないやろし、そこを教えておいていただけたら、大きな差がございます。

それと、決算そのものに特段関係ないか分からないんですけど、もう何年か前に、何かの委員会の中で、優秀な職員、来ていただきますので、いわゆる地元の職員、市内の職員の数がもう半分、50%を切りましたよという、何かお答えをいただいたことあるんですけど、今もかなり市外の方が来られている、優秀な方が来られて我々ありがたいんですけども、今割合というのは、市内と市外に分けると、ざっくりでいいですけど、どれぐらいになっているのかですね。かなり増えているのと違うかなと思います。そこを教えていただきたいのと、あと、もう最後ですけど、職員の健康診断料、これが予算と比べると約100万円ぐらい、四百何万円が三百何万円と、こういうのが安く済まされるのがいいのか分からないんですけど、この状況を本来やったらやっぱりしっかりと検査も受けてもらって、健康診断というものを、だから人数が減ってんのんか、いやいや、項目が減ったとか、減った理由、ここを教えておいていただきたいと思います。

増田委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。

採用試験の委託料がすごく予算と比べて執行が少ないというお話なんですけれども、当初予算のときには前々年度、ピーク時を想定しておりました。ただ実際、令和5年度、実施すると、そういった全然応募がなかったというようなことでございました。これ、先ほどの答弁と重なるんですが、なぜ減ったのかというのも、私たちも調べているんですけども、近隣市町村に聞く限り、やはりどこの市町村も半減ぐらいしていたそうです。なので、先ほど想定以上に減ったのが、まず原因であったというのが答えになります。

(「職員の市内の割合」の声あり)

石田人事課長 市内の割合ですね。市内の割合につきましては集計しておりませんので、お答えはできないかなというところです。

(発言する者あり)

増田委員長 調査していない。しているけど、今手元にない、どちらですか。

石田人事課長 調査をしていない。

増田委員長 いない。分かりました。

石田人事課長 健康診断につきましては手元にないので、また後ほどお答えさせてもらいたいと思います。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私が勘違いしているのか、職員採用が減っていると、どこの市町村も半分ぐらいになっていると聞いていますということやけど、葛城市の場合だったら330万円ほどが七十何万円、4分の1とかになっているわけですね。普通に考えて、そんな4分の1になったというようなものでもないやろうし、形は変わってないということで、それでいいんですね。採用試験の形は変わってないけども、人数減ったから、おらんってきたと。分かりました。分からん分は、後からまた教えてください。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 もう最後になりますけど、3点、簡単をお願いいたします。

1つ目ですけれども、44ページの2款1項4目の市有財産管理事業、土地借上料で管財課となっていますので、管財課のほうで、借上目的、場所と、それから契約金額の算定をどういうふうにされているかというのを1回お願いできたらと思います。

それから、2つ目ですけれども、先ほどと関連になるんですけれども、交通安全施設整備事業のところ、先ほどグリーンベルトとかイメージハンプのところなんですけれども、ガードレール等の防護柵ですけれども、転落事故の把握、今年度、転落事故をどの程度あったというふうに把握されているか、これをお伺いします。

それから、3つ目ですけれども、50ページになります。50ページの2款1項の8目街灯管理事業、これで、成果報告書の18ページにこの街灯管理事業について書いてあるんですが、(2)のところに、夜間における地域の安全を図るために大字において設置される新規街灯事業に対して2分の1ということになっているんですが、ごめんなさい、上ですね。大字間のほうをお伺いします。大字間街灯設置工事で、大字間通学路交通事故多発地点等、防犯上特に必要な箇所について設置したとあるんですが、この特に必要というふうな判断、これはどのようにされているのか、されたのか、この点についてお伺いいたします。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

市有財産管理事業における土地の借上料でございます。借り上げている場所につきましては、當麻庁舎北側にあります論地池でございます。目的につきましては、当初は、その論地池周辺を公園というふうな形で整備するために借り上げたというふうに聞いております。昭和63年7月に当時の當麻町と長尾水利組合の間で協議をされまして、金額のほうを算定されておまして、覚書を交わされております。その覚書に基づきまして、今年度まで毎年60万円を支払っているというのが現状でございます。

以上でございます。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願いいたします。ただいまの谷原委員のご質問にご回答させていただきます。

決算でございますので、令和5年度で転落事故が、消防署で救急の連絡があった件数につきましては、14件あったと確認しております。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

大字間の街灯の設置工事につきましてですけども、開発などで新築住宅が増加している現状で、今まで通勤や通学路で特に必要ではなかった道路に関しまして、大字より要望が上がってくることがございます。大字から要望があれば、生活安全課の職員で現場のほう、調査させていただきまして、必要であれば、市道であれば葛城市のほうで、県道であれば高田土木のほうに要望して設置をしていただいているという状況です。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 土地借上料のことは分かりました。

それから、転落事故の件なんですけども、相変わらず、救急搬送ですから、救急車が来たということですので、これが14件もあるということなので、これは道路管理上も、あるいは水路管理者も場合によっては責任が問われることも出てきます。全国でもそういう訴訟もあります。ですから、これについては、やはりきちんとつけるべきところはつけていただきたいんですが、次に2つ目にお聞きしたいのは、計画数はあるんでしょうか、計画的に、今これだけ計画があって、これだけ進捗がここまで来ているというふうなことはあるんでしょうか。それについて伺います。

それから、街灯ですけども、これは大字の要望があって初めて大字間でもつくということなんでしょうか。例えば、市の職員あるいは市民のほうから、ここをつけてというふうなことで、市の職員が動いて、ここは確かに暗いなということは、それでつくことはあるんでしょうか。全て大字を通してということなんでしょうか。この2点。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ガードレール、防護柵の設置の計画につきましてですけども、今回の令和5年度の事故に起因しての計画はございません。ただし、この転落事故につきましては、定期的に消防署より情報のほうをいただいております。もちろん場所だけではなく、事故の内容、それについてもいただいております。今回14件なんですけども、主立った内容が、家の前の小さな道路側溝、15センチメートル程度のところでお年寄りがつまずかれた。そして、分かりやすいことを言いますと、学生がスマホを見ながら同じようなところ、溝に転んだとか、そういったものでございましたので、緊急性を要する場所ではないと、道路管理者としては判断しておりますので、また、事故の内容に伴って計画のほうはしておりますので、今回の令和5年度の事故についてはないということで、ご理解のほうお願いいたします。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

街灯の要望につきましては、全て区長を通じて要望をいただいているという状況です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最後に、転落事故の件だけ少しご意見しておきますけども、道路側溝で狭くてそんな深く

ないところでも、高齢者が自転車でこけられて大けがするという事例が、何件か私も聞いております。だから、そういうところに繰り返し落ちるということがあれば、やはり手だてを取っていただきたいと。そういう簡単な事故だったら一度だけということかも知れないですけど、何回も起こすようなところはそれなりの理由があると思いますので、ぜひ、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。ありますか。

杉本委員。

杉本委員 50ページ、9目の企画政策事業の中の12節委託料の葛城インターチェンジ周辺エリアまちづくり検討支援委託料375万1,000円、これは当初予算では924万円となっていると思うんですけど、この差額についてお聞かせ願いたいのと、あと、これは社会教育センターにおける宿泊需要調査を実施するための業務ということで書いてあるんですけど、総務建設常任委員会で説明あったのか分かんないですけども、これは今どういう状態になっているのか、どういう状態というか、どうなったのかというか、どういう結果が出たのかというか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、この予算額から減っているということなんですけども、こちらの令和6年3月議会で補正予算ということで減額補正をさせていただいております。その理由といたしましては、まず、年度当初では宿泊需要調査と、あと、まちづくりの基本構想の計画を考えてたんですけども、令和5年度に入り、奈良県と協議を重ねていたんですけども、奈良県のほうでは宿泊需要調査を実施しないということになりました。このことから、限られた期間であったので、もう宿泊需要調査だけをしようということで、実際は本来でしたらもう少し広い範囲で基本構想と宿泊需要調査をする予定やったんですけども、宿泊需要調査のみということで、減額ということになっております。

次に、宿泊需要調査の今現状なんですけども、まず結果から言いますと、なかなかやっぱり厳しいと、かなり難しいのではないかとこの結果は出ております。ただし、こういう葛城インターチェンジの周辺のまちづくりがにぎわえば、当然企業者ですとか、ホテル事業者にもアンケートも取っておりますので、そういうので採算を取れるようであれば、計画を検討したいというお声をいただいております。そちらの意見を踏まえまして、令和6年度においては、インターチェンジのにぎわいづくりの基本構想を現在進めているといった状況でございます。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 全部言われちゃったので、次どう反映させていくというのが次の質問やったんですがもう全部言われたので、厳しいと言いながらも、工夫次第やと僕は思っとるんです。宿泊ということで、観点で聞いていますよね、これ多分ね。じゃなくて、あそこのまちづくりということ

を考えたら、いろいろ工夫はあると思うんです。来年策定されていて、さっき答え出ちゃったので、もういいですけども、またその辺、しっかり反映していただいて、できれば総務建設常任委員会になるのかな、逐一委員会でしっかり言っていただいて、やっぱり言うても300万円ぐらい使ってだんだん固めていってくれていることやと思うので、市民の皆さんもあそこ興味あらはるので。よりよいまちになるようにお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 もう時間もないので2つだけ。

まず、49ページの2款総務費、1項総務管理費、それから8目自治振興費、18節負担金補助及び交付金のすむなら葛城市住宅取得事業補助金、これ決算額が450万円ということで、内訳のうち新築住宅の件数が144件ということで、それから、中古住宅の件数が2件というふうに書いてありますが、空き家を購入して、取り壊して建て替えたなら、これも新築というふうカウントされるのかどうかということ、1つ目です。

それから、もう一つが2ページ後の51ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、防災行政無線管理事業、決算額585万2,487円について伺います。不具合対応について伺いをしたいんですけども、令和3年度が191件、令和4年度、ちょっと減って107件、令和5年度、ちょっと増えて140件というような状態なんですけれども、これ、例年同じような内容なんでしょうか。年によって、それとも導入してから年を追うごとに変わってきているのか、またあるいは、どのような対応をされているのかということをお伺いします。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

先ほどのお問いなんですけども、空き家を収得し、取り壊して建て替えた際には新築に該当するかということなんですけども、取り壊して建て替えて、補助対象住宅という要件があるんですけども、それに該当している場合には新築としてカウントいたします。ただし、空き家購入時に一旦中古で購入したということで申請あれば、それについては該当になりませんので、1人1回ということでご承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

防災行政無線の不具合ですけども、防災行政無線本体の故障での取替えというのは、年に1台、2台ある程度でございます。主な不具合の内容といたしましては、受信感度の劣化に伴うものがほとんどで、対応といたしましては、テスト電波を送信し、その信号を受信させて受信感度を測定し、最も受信感度の高い場所に再設置をすることで対応させていただいております。受信感度が向上しないものに対しましては、外部アンテナの設置をさせていただきまして、安定した受信感度を保つことで、受信状況を向上させる対応をさせていただいております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 先ほどの2つの質問、実はつながっていきまして、令和5年度の新築の件数が144件あるんですけども、それに対して、同じ令和5年度の防災無線の設置台数が72台しかないんですよ。新築されたお宅全戸に防災無線が設置されなかったということなんでしょうかということで、もしそうであれば、その理由と対策をお聞かせ願います。

それから先ほどちらと防災無線について触れましたけれども、防災無線の機器というのは、一斉に導入をしたので、もしかしたらずっと行ったら各戸で、同時期に対応が必要になってくるんじゃないかなという懸念もあろうかと思うんですけども、これについての見通しはどのようにお考えでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

こちらの新築の144件の内訳なんですけども、県外からの転入が29件、同じく県内からの転入が67件、市内転居が50件ということになっております。この市内転居の方については、ひょっとしてもう既に持っていて、移動されていたということも考えられるのですが、全ては把握しておりませんので、あくまで想定の上でそうではないかなということも考えております。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

防災行政無線の件数なんですけども、令和5年度の当初のほうは転居されてきた方に対して口頭にて防災行政無線の案内をさせていただいていたんですけども、そういう設置されていないという状況もお聞きしましたので、令和5年度の3月頃から市民窓口課におきまして、住民異動届を出されたときに、ちょうど生活安全課のほうまで足を運んでいただくように対応をさせていただきまして、そこで設置の案内をさせていただいております。確かに防災行政無線のほう、設置のほうを説明はさせていただいているんですけども、子どもがいないであったり、夫婦共働きで放送時間にいてないよという方で断られる方もいるのは現状です。そういう方に対しては、メールの登録であったり、LINEの登録をしていただいて、市からの情報を取れるような状況をつくってくださいというお願いをしている状況でございます。

あと、2点目の防災行政無線の、入れたので故障という感じなんですけども、防災行政無線の今の段階で、年に1台、2台という故障の状況です。確認をさせていただいたら、防災行政無線の本体は、デジタル信号を受信して、それをアナログ変換してスピーカーにより放送するようになっておりまして、あまり難しい構造にはなってないよというふうに聞いております。なので、故障すればコンデンサーとかという部品の交換をすれば、今後も使っていけるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

増田委員長 いや、今言うてはんのは、耐用年数が何年ぐらいあって、そのときどうすんのと。準備できているんですかと。こういうことの趣旨の質問やと思うんですけど。

吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、市内転居もあるということで、先ほどの数で、新築の件数引く設置台数以外がついていないというわけではないということは理解をいたしました。

それからまた、設置を望まれないというお宅もあるということは理解しました。それについては、行政としては設置するように働きかけて、努力もされているということも理解いたしました。それでも最終的には代替の手段あって、スマホでそれで見ることができるというふうなことであれば、これはもう無理くりというわけにいかないわけですからね。これも分かりました。

それからあと、長もちする機械というか、中が割と結構複雑じゃなくて、コンデンサーという部分、それは外して入れ替えるという対応もできるというふうなことで、これも承知いたしました。言うても、またこれから先の耐用年数とかも含めまして、これはすぐ来年、再来年の話じゃないですけども、また、先を見越した検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いします。先ほどの藤井本委員からの質問の回答をさせていただきたいと思います。

まず、健康診断の減少分、そちらにつきましては、健康診断の単価のほうが共済組合員とその他の組合員で単価が違いまして、令和4年度につきましては、会計年度任用職員、こちらはその他の組合員という分類で請求がありました。令和5年度につきましては、共済組合に加入されましたので、単価が下がりましたので、そこで減少があったということでございます。

職員に対する市内の割合、令和5年4月1日時点で約45%が市内に住んでいる職員であるということです。

以上です。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

最初に聞いていただきました杉本委員の防犯カメラの提供の件数ですけども、令和5年度におきましては、16件の情報の提供をさせていただいているところです。

増田委員長 よろしいか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、次に決算書53ページ、徴税費から62ページの2款の最後までの部分の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

職員の入替え。入れ替わって。

(理事者入替え)

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。54ページ、第2款の2項1目ふるさと応援寄附事業です。決算額で4,700万円余りとなっていますけれども、報告書の22ページにこの内訳が詳しく説明されていますけれども、ここでお聞きしたいのは、事務手数料の中に、返礼品の額も含まれていると思うんです。それで、市内の事業者が返礼品ということでたくさんアップされておられるわけですが、この市内事業者にどれだけ売上げとして寄与しているのかということが分かれば、お願いいたします。

続いて、56ページの2款2項2目の固定資産税の賦課事業ということで、12節の委託料、家屋評価支援業務委託料なんですけれども、固定資産についての評価をする家屋評価ということに関わると思うんですが、この委託内容について教えていただきたいと思います。

それから2つ目ですけれども、61ページになります。2款6項1目の統計調査総務事業の中の18節統計調査委員会の補助金77万9,678円ということですが、この報告書のほうは61ページに書いてあるんですが、この補助目的、これについて補助内容等も含めて教えてください。

以上3点お願いします。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。どうぞよろしくお願いします。

谷原委員からのふるさと応援寄附の件でございますが、返礼品の金額といたしましては2,623万3,874円となっております。

以上です。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課の高松です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員からの家屋評価支援業務委託料の委託内容についてでございます。こちらの業務につきましては、令和4年度より始めました業務委託でございまして、固定資産税の新築家屋の評価作業におきまして、一部業務を委託しております。新築家屋の現地調査には、税務課の職員が出向きまして、その調査した結果の資料を基に固定資産評価基準の通り、家屋評価計算を行い、評価額を算出する業務委託となっております。また、評価業務に対する市からの相談についても助言、回答などの支援を行っていただいております。

以上です。

増田委員長 駒井課長。

駒井情報推進課長 情報推進課、駒井です。よろしくお願いいたします。

谷原委員からの調査委員会の補助金についてでございます。こちらのほう、葛城市統計調査委員会という団体がございまして、こちらには各大字から1名、地区の人口規模によっては1名以上の方に統計調査員としてご参加いただいております。そちらの皆様のお会となっております。各種統計に関する調査の改善であったり、調査員皆様の統計知識の普及及び向上、会員の互助会、親睦を図るためということを目的にしてございまして、そちらの目的を達するための会の運営費という形で年間88万円、葛城市44地区ございます、その地区に対して1地区2万円という計算基礎88万円、交付させていただいております。決算額が88万円でない

のは、年間で精算をしております、余剰金は市に返還しているからという形になっております。令和5年度におきましては10万円ほど余剰金が発生しておりますので、そちらのほうは、市に返還した結果となっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

まず、ふるさと応援寄附金の事業で、返礼品が2,623万円ということで、地域の経済にこの分は貢献できているのかなと思うので、引き続きふるさと納税、いろんな取組されていると思いますので、よろしくお願いします。

それから、固定資産税の家屋評価ですが、これもう一回質問したいんですけども、市の職員が過去はされていたと思うんです。委託ということでされているということですが、私は職員がそういう能力、ノウハウを維持し続けるということも大切で、全部委託というふうになってはならないと思うんですが、一部委託ということなんですけど、そこら辺の考えを市としての考えをお聞きしたいんです。今後、全部委託していくのか、いやいや、職員としては、そういう評価できる能力の人材は育てていき続けるのか、そこら辺のことをお聞きします。

それから、統計調査会の件については分かりました。ありがとうございます。

1件だけ。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 ただいまの谷原委員の再質問についてでございます。

令和5年度の家屋評価業務委託の実績といたしましては、評価件数全206件ございました。そのうち177件の評価計算を業者のほうに依頼しております。残りの分につきましては、税務課の職員により評価計算を行っております、業者から提出された評価額等につきましても、内容のほうをチェックして、課税システムのほうに入力するような方針を取っておりますので、引き続き職員が業務内容は把握した中で、引き継いでいけるように行っていきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。これにつきましては、令和4年度からということで、大変今、住宅、新築が多くて、税務課の職員も大変忙しいということで、一部委託ということになったと思いますけれども、引き続きやっぱり職員が基本的にできるということをやりながらということですので、今後ともよろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、成果報告書は22ページ、決算報告書は55ページの賦課徴収費、55ページの費目は12節委託料、市税システム改修委託料、ここは成果報告書のほうでは、市税システム改修委託料は、改正年度に伴い、令和6年度より実施される森林環境税の賦課徴収に対応するための

システム改修委託料という。森林環境税についてお聞きしたいんですけども、令和6年度より実施される森林環境税についてお伺いをさせていただきたいと思いますが、国内に住所を有する個人に対して、個人住民税と合わせて1人年間1,000円課税されるということですけども、その税収は国によって森林譲与税として県や市に譲与されるという、こういうことですが、国から交付される額は、個人や会社などで管理されている私有林人工林の面積と林業の就業者の人口によって決められると、このようにあります。極端な場合、自治体によっては山も、そして林業もないところもあります。私有林人工林の面積と林業の就業者の人口比率によって、国から交付される譲与額が変わるのかどうか。極端な話、山も林もないような自治体にも森林譲与税の譲与金というのは交付されるのかどうか。ここをお聞きいたします。

増田委員長 これね。ちょっと決算と離れていると思うんです、内容的に。事業の内容についてのお話なので、予算に対する決算という審議の中で、内容的にいかがなものかなと思うんです。これ答弁できますか。どこまで求めておられますか、答弁。事業内容ですか。

松林委員 このシステム改修の部分から派生的に出ています森林環境税、このことをお聞きしようと思って。そのシステム改修。

増田委員長 システム改修の費用が効果的かどうかという議論なんです、今。

松林委員 ほんなら置いときます。

増田委員長 そうですか。申し訳ない。また、機会ございましたら。

ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 2点お伺いをいたします。

まず、55ページの2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、18節の負担金補助及び交付金、賦課管理事業の中の地方税共同機構負担金についてお伺いをいたします。地方税共同機構って、e L T A Xとか運営しているところですが、これ令和5年度が175万7,411円という決算額になっているんですけど、これ令和3年度が86万5,680円で、令和4年度が116万7,130円でぐんぐんぐんと上がっているんですけど、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから、56ページ、同じく総務費、徴税費、賦課徴収費、負担金補助及び交付金の諸税徴収事業の中の口座振替手数料ということですね。これも、令和5年度の決算額が60万2,545円なんですけど、令和3年度が38万8,750円、令和4年度が38万2,515円とほぼ横ばいだったんですけど、令和5年度になってぽっと上がっているんです。この増加の理由をお聞かせ願います。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課の高松です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの吉村副委員長の1点目の地方税共同機構負担金の増の件についてでございますが、まず、こちらにつきましては、副委員長おっしゃいましたように、地方税共同機構とは地方税に係る電子化の推進とe L T A Xの開発及び安定的な運営を目的として、平成15年の8月に設立されておまして、地方税に係る電子システムを個々の地方公共団体でそれぞれ

行うのではなく、共同で開発、運用する主体としての役割を担っているところでございます。電子申告に関する負担金や国税連携に関する負担金を支払っているものとなっております。負担金の内訳といたしましては、基礎負担金、電子申告等関係費負担金、国税連携関係費負担金、車体課税関係費負担金、共同収納負担金などがございまして、それぞれに人口や税収、納税義務者数、軽自動車数やLQRによる決済実績数により参加市町村ごとに算定されているものでございまして、令和5年度が増えている主な要因といたしましては、電子申告等関係費の総額が膨れ上がっておりまして、葛城市だけが増えているわけではなく、全自治体に対して負担割合が増えておると、あと車体課税の分の軽自動車税の台数割につきましても増えておるので、その実績に応じて負担金が増えるもので、今後電子化が進むにつれて負担金は増えていくのではないかというふうに想定しております。

以上です。

増田委員長 吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長 収納促進室の吉川でございます。よろしくお願いします。

諸税徴収事業の口座振替手数料の増加についてでございますが、従来、使用しておりました口座振替データの伝送にかかるISDN回線のほうが令和5年の12月末で廃止されることに伴い、新規の回線に係る伝送サービスの契約の必要がございました。そちらの契約の当初の登録手数料としまして22万円が今回増加になっております。そちらが主な原因となっております。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、地方税共同機構負担金につきましてはよく分かりました。電子申告も増えているということで、各自治体の規模に応じてということで、分かりました。

もう一つの諸税徴収事業の口座振替手数料なんですが、当初22万円ということなので、1個だけ確認ですけど、今回だけぴゅっと22万円だけ跳ね上がるけど、また次年度からは決算のときには下がっていくという理解でよろしいのかどうか、それだけ確認だけ。

増田委員長 吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長 登録当初のみの費用ですので、来年度以降は下がる予定でございます。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございます。結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 じゃ、1個だけ。58ページの総務費の3項戸籍住民基本台帳費、それから1目戸籍住民基本台帳費の11節役務費、個人番号カード関連事業についてお伺いいたします。成果報告書は24ページになるんですが、まず、住民票等をコンビニ交付において、成果報告書によりますと5,197件ということで、令和3年度は2,488件、それから令和4年度は3,490件ですの

で、着実に増えていますね。これによる効果をお伺いしたいんです。例えば市役所での交付が減っているおかげで、例えば市民の方も職員も共に負担が減りましたとかという効果があるのかどうか。それからあと、今後の見通しとか見解ですよね。例えば、こういうものを利用促進のために周知していきたいとかそういうふうなことがあれば、お聞かせ願えたらと思います。

増田委員長 新澤課長。

新澤市民窓口課長 市民窓口課、新澤です。よろしくお願いいたします。

コンビニ交付のほうで数のほうが増えているんですけども、まだ今のところ実感としては、減っているとかという感覚はまだございません。ただ、やっぱりマイナンバーカードのほうがすごく交付のほう、普及してきておりますので、交付率上がっておりますので、今後、もっと周知のほうをさせていただきまして、実感できるようなぐらいまで行っていきたいと、周知していきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 よろしいか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 承知しました。効果はこれからということで、承知いたしました。

じゃ、コンビニ交付システム使用料、ちょっと下のほうなんですけど、838万9,920円についてお伺いをしたいと思います。コンビニ交付に係る費用というのは、1件当たり117円のコンビニ交付サービス手数料、先ほど割り算、私電卓を叩いたら1件当たり117円やったんですけど、コンビニ交付システム使用料も合算した数だと思うんですけど、その認識で合っていますかというのが、まず1つ目確認をした上で、コンビニ交付システム使用料が、令和5年度が、令和4年度が209万7,480円しかなかったのもう630万円近くが一んと上がっているんですけども、増加している理由をお聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 新澤課長。

新澤市民窓口課長 市民窓口、新澤です。

まず、コンビニ交付の手数料のほうですけども、こちらのほう1件117円ということで、こちらのほうはもう少し上の通信運搬費の中のコンビニ交付サービス委託手数料、こちらのほうが117円掛ける件数、令和5年度は5,197件、こちらのほうが委託手数料のほうになります。コンビニ交付システム使用料のほうには、それは含まれておりません。

あと、そのシステム使用料のほうですが、令和4年度に比べて令和5年度のほうが増えたという理由なんですけれども、コンビニ交付システムの更新をする必要があったため、令和5年1月に令和8年3月までの長期継続契約をいたしました。令和4年度の決算では3か月で、令和5年度は12か月の決算額となっております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 承知しました。コンビニ交付サービス委託手数料とコンビニ交付システム使用料、これは全く別物であるということは理解しました。それから、その増額の理由についてもよく

分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 60ページの選挙のところ、昨年、令和5年度は知事選挙また県議会議員選挙がございました。いわゆるこの選挙のみならず、選挙そのものについてお尋ねしたいんですけど、まず傾向として、期日前投票が増えているというのは全国的な流れで、投票日より期日前投票が増えているという全国的な流れあります。葛城市もそうであろうかと思いますが、率が出ているのであれば、この選挙だけでええから教えていただきたいなというのと、政治に関心がなくなっているというところで、各市町村、また国挙げて、県挙げていろんな策を講じられております。例えば期日前投票の投票所を、例えば橿原市やったらアルルか、あそこでもできるとか、いろんな投票所の、答えとしては、ごめんなさいね、期日前投票が増えているという答えになんのかなと思っているんですけども、期日前投票する場所を増やしているという市町村が、そういう投票率を上げようということで、予算に対する決算の結果やけども、そういう議論というのを選挙の管理委員会の中でされているのかどうかという。先ほどから家もたくさん建ってきたら、人口比も変わってくるやろうし、いわゆる投票所の数とか、そういうものについてのご検討どういうふうに、ここに選挙管理委員会の委員会の費用も出ておりますので、結果としてどういう選挙だったというのは分かっているんだけど、そういう検討されたのかどうか教えていただきたいと思います。

増田委員長 吉村課長。

吉村総務課長 総務課、吉村でございます。

令和5年の4月9日執行の知事県議会選挙でございますけれども、こちらのほうで期日前投票所、期日前の投票率なんですけれども、知事が46.23%、県議会議員が45.27%でございます。年々期日前投票のほうは増加傾向にあると感じております。あと、期日前投票所とか、ほかの市でしたら、増設といういろいろ増えているというところなんですけれども、葛城市におきましては、新庄庁舎、當麻庁舎で期日前投票所2か所、設けております。この規模で2か所というのは、かなり多いというか、多い傾向にございまして、基本的には選挙管理委員会でもいろいろ議論はさせてもらっているんですけれども、期日前投票所については、新庄と當麻で2か所、このまま現状維持でという方向で考えております。

以上でございます。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 規模的に2か所あるというのが、ほかと比べたら多いねんということなんだけど、葛城市というのは駅がずっと近鉄だけでも6つか、あるわけですね。その中でも2つあるというたって、高齢の方と車乗られない方、電車で行かはる。となったときに、人口も横ばいということで、ほかと比べてやっているわけで、何らかの策というのを考えるのも1つかなと私は思っているのと、期日前投票がもう46%ということは、半分近く期日前投票に行かれるというところら辺で、会議の中でも話を進めていただいたら結構でございます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、次に、2款総務費の52ページから53ページの地方創生関係の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1件だけお願いします。52ページの2款1項13目になります。市内消費活性化事業の12節になるんですが、これは議会でも議論していたところですけど、クーポン券の発行を郵送で行って、できるだけ各家庭に届けましょうということをして、できるだけ利用してもらいましょうということでやったんだけど、そうやって上がりましたと。でも、今回のこの今問題になっているこれについては、クリスマスまでに送りましょうということになって、そうすると郵送ができないと。年末にかけて、郵便局等の発送が難しいということになったので、これについては、場所を決めて取りに来ていただくというふうな形で形態が変わりましたので、執行率がどうなっているかというのをお聞きしたいんです。それで執行率が郵送しなくてもいけるんだったら、それは費用がかかりますから、郵送の場合はね。執行率についてお聞かせ願えますか。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまのご質問でございますが、令和4年度のかつらぎ応援クーポン、こちらのほうをまず簡易書留でさせていただきました。こちらのほうに関しましては、発行枚数と使用枚数での使用率93.65%でございました。令和5年度にさせていただきましたもっともっとかつらぎ応援クーポン、こちらに関しましては、同じく発行枚数と使用枚数での加減でいきますと、使用率のほう95.37、こちらのほう、今委員おっしゃったように、引換えはがきの郵送ということと、4か所でのクーポンと引換えということですので、使用率に関しましては上がりましたということです。

以上です。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 今の谷原委員の関連なんですけど、クーポンを95%の方が使われたんやけど、どこで使われたっていうの分かるんですかね。というのも、偏ってんじゃないのかなと僕は予想しているんですけども、それは致し方ないところもあるんですが、気になってお聞きしたいんですけども、分かりますかね。店の名前じゃなくてもいいです。どういったものに使われていて、知りたいのは、どういった方に手助けになったというか、役に立ったのかなというのはお聞きしたいんですけども、お願いします。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの杉本委員のご質問でございますが、クーポン券と一緒に配布させていただいたアンケートでは、76%の方がふだんから使うお店でクーポン券を利用したということの回答をいただきました。事業報告書といたしましては、スーパー、食料品、飲料品、酒類、こちらのほうが57.45%、ドラッグストア、化粧品、調剤薬局が14.47%、飲食店が9.42%となっております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 スーパーとかドラッグストアとかというより、地元の地域のお店の方々に使っていただきたいというのがすごい僕思っていたんですけど、やっぱり思いのほか低いので、次はないと思いますけども、ちょっと残念な結果やなと思います。やっぱり地元の飲食店の方々とか、個人商店の方々にできるだけ使っていただくよう、僕は個人的には活動していたんですけど、あんまり成果出なかったですね。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 決算書52ページ、53ページ、成果報告書は21ページとなります。地方創生臨時交付金事業の13目地方創生臨時交付金事業の費目は、住民税非課税世帯支援事業、そして、決算書で下にあります53ページの住民税均等割のみ世帯及び子育て世帯生活支援事業とあるんですけども、ここお聞きしたいんですけども、家計急変世帯を除いた住民税非課税世帯と住民税均等割世帯のみの世帯に対する給付というのは、プッシュ型で手続も要らずに支給されるんか、それとも、支給要件の確認書が送付されて、その返信が必要となるのかどうかお聞きいたします。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

ただいまの住民税非課税世帯等生活支援金事業、こちら令和5年度で3回させていただいております。今の観点からお答えさせていただきますと、まず1つ目の住民税非課税世帯等生活支援金事業につきましては、確認書を送付させていただきまして、その返信をもって振込みをさせていただいたということでさせていただいております。

続きまして、住民税非課税世帯等生活支援金事業、追加分につきましては、こちらは年末に実施した事業なんですけども、こちらの対象者が、先ほど申し上げました対象者とほぼ同じというところで、世帯等、前回と全く同じ世帯の状況にある方については、もう完全にプッシュ型ということでさせていただいたところがございます。

続きまして、最後の住民税均等割のみ課税世帯及び子育て世帯生活支援金につきましては、こちらは確認書を送らせていただいて、また、返信あった方に送付させていただいたというような形で対応させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 住民税非課税世帯、この生活支援金事業、追加分はプッシュ型で、そして住民税均等割のみ世帯という、ここの分も最初と一番最後、ここは確認書の送付をしたということで、市のほうが確認書を送付して給付、返信してもらうわけなんですけども、市が給付の支給を辞退したとみなす、そういう場合はどのような場合になるのでしょうか。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 辞退というところにおきまして、例えばこういうはがきが来たけども、私は申し込まないというような電話があったり、あと、我々のほうも2回ほど期間の間に勧奨通知のほうを出させていただいております。その中で、申請されていない方につきましては、まだですよという形でさせていただいておりますので、それをさせていただいても、申請いただいていないという方につきましては、辞退されているというようになるところになってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 その数字って分かりますかね。その数字。ご案内対象者と実際に支給した数との差。

山岡社会福祉課長 対象者と支給の数字をそれぞれお答えさせていただいたらいいですかね。

増田委員長 はい。

山岡社会福祉課長 分かりました。

それでは、全て1つ目から順に説明させていただきます。住民税非課税世帯、こちら一番上の住民税非課税世帯等生活支援金事業ですが、こちらは支給対象世帯が3,527世帯に対しまして、支給件数につきましては3,226世帯、91.5%の率でございます。

続きまして、同じく生活支援金の追加分につきましては、対象世帯が3,581世帯に対しまして3,396世帯、こちらは95.8%の率となっております。

続いて、住民税均等割のみ課税世帯及び子育て世帯生活支援金につきましては、これ年度をまたいでおりまして、令和5年度中は経過途中ということになりますので、最終的な数字はまだ出ていないというようとなっております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 支給率も91.5%、95.8%という、あとの部分については、令和5年度中、それ以降はまだ確認が取れないということなんですけども、支給とみなさないというのは、回答までに返信がなかった場合とか、最終的に確認書に不備があったりとかいう、そういう場合、支給をしないという欄にチェックを入れて、支給を要りませんよという場合に入れている場合という、こういうことやと思うんですけども、本人がチェックして返信する項目は僅かやと思うんですけど、僕も一遍、その確認書を見たことがあるんですけども、文面の表現、僅かなんですけども、行政用語が使われて少しややこしい、こういう部分があります。チェック項目にチェックしてなかったりとか、確認書に不備があったりと、特にお年寄りの世帯、こういうようなところは特に配慮が必要かなと、このように思います。勧奨通知も出していただいて対応はしていただいておりますけれども、今後も引き続き、こういうような場合があったときは、丁寧な対応をよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 1点、ご確認を差し上げます。52ページの2款総務費、1項総務管理費、12目地方創生推進交付金事業費で、これが支出済額がゼロ円であるよと、不用額が100万円でしたよというご説明いただきまして、これにつきまして、予算書を見ましたら、移住・就業・起業支援事業の補助金100万円であったというふうに思うんですが、それで間違いなのか、それからそもそもどのような事業であったのかということをお伺いします。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、内容については、おっしゃるとおり、間違いありません。移住・就業・起業支援事業ということで、補助金ということで100万円を計上しておりまして、残念ながら令和5年度につきましては、移住される方がいらっしゃらなかったということで、0件となっております。この制度の内容なんですけども、国の地方創生移住支援事業として、県と市が県内の企業等の人材不足の解消及び県内の移住・定住促進を図るため、東京圏から市内に移住し、県内で就業、または起業をしようとする方に対し、移住支援金を交付する制度ということになっておりまして、葛城市では葛城市移住支援金交付要綱というのに基づきまして、移住支援を交付しているものです。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 誰も手を挙げられる方がいらっしゃらなかったということで承知しましたが、せっかくこういう、いわゆる補助金を創設して、言うたら周知、どのようにされたのか。例えば、前半で何か人がいなかったらここら辺工夫して、こういうふうに周知してみようとか、そういうふうなことは、どのようなことをされたんでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川です。よろしくお願いいたします。

周知の方法ということなんですけども、特にこれといって大々的にPRするようなことは実際はしておらないのが現状なんですけども、ただ、他市町村においては、やっぱりこういう制度を利用して、実際移住支援というのは当然ありますので、そういう他市の事例を研究しまして、うちも今後どのように取り組んでいくというのは研究したいと考えております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今後いろんな形の補助金、これに限ったことじゃないんですけども、やっぱり創設して、使ってもらって何ぼだと思しますので、そういうときはやっぱり補助金プラス周知ということと、それからあと、年度の初めから、大体人がどれぐらい申し込んでいるかというのはだんだん分かってくるわけですから、もう言うたら思ったよりもたくさん来られたら特に問題ないと思えますけども、例えば生活安全なんかに関する補助金とかも、ほかにもいっぱい市の補助金ありますけれども、申込みが少なかったら、またその時点で工夫をするなり、

これはこれに限ったことではなく、お願いできたらなというふうに思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

次は3款民生費及び4款衛生費の審査に入りますので、よろしくお願いをしておきます。

それでは、13時45分再開でお願いを申し上げます。

休 憩 午後0時16分

再 開 午後1時45分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費及び4款衛生費の説明を求めます。

松本会計課長。

松本会計課長 会計課、松本でございます。

それでは、続きまして3款、4款のご説明をさせていただきます。決算書の62ページをお願いいたします。3款民生費でございます。全体といたしまして、75億2,365万6,153円の支出でございます。なお、1億7,630万5,000円を繰越しさせていただきました。

1項1目社会福祉総務費につきまして、7億7,376万4,729円の支出でございます。主な事業としまして、63ページにございます後期高齢者医療事業4億1,590万9,800円の支出でございます。

65ページをお願いいたします。2目国民健康保険医療助成費につきまして、国民健康保険医療助成費繰出金といたしまして2億2,568万6,286円の支出でございます。

66ページをお願いいたします。3目後期高齢者医療保険医療助成費につきまして、後期高齢者医療保険医療助成費繰出金といたしまして1億925万9,222円の支出でございます。

4目障害者福祉費につきまして、14億5,493万8,209円の支出でございます。主な事業としまして、67ページにございます自立支援給付事業9億3,541万3,757円の支出でございます。

69ページをお願いいたします。5目老人福祉費につきまして、6億1,472万1,044円の支出でございます。主な事業といたしまして、敬老事業8,894万8,244円の支出でございます。

71ページをお願いいたします。6目介護保険料助成費につきまして、介護保険料助成費繰出金といたしまして4,763万8,320円の支出でございます。

7目いきいきセンター管理運営費につきまして、4億9,244万2,379円の支出でございます。主な事業といたしまして、いきいきセンター管理事業4億7,338万2,297円の支出でございます。

次に、72ページをお願いいたします。8目福祉推進費につきまして、1億1,058万9,340円の支出でございます。主な事業といたしまして、福祉総合ステーション管理運営事業9,280万993円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費につ

きまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業といたしまして381万9,518円の支出でございます。

10目住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業費につきまして、住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業といたしまして1,706万343円の支出でございます。

2項1目児童福祉総務費につきまして、4億1,115万6,960円の支出でございます。主な事業としまして、75ページをお願いいたします。児童扶養手当事業1億4,496万1,701円の支出でございます。

2目児童措置費につきまして、17億3,357万4,218円の支出でございます。主な事業としまして、76ページにございます子どものための教育・保育給付事業7億8,651万3,596円の支出でございます。

3目保育所費につきまして、4億7,197万5,419円の支出でございます。主な事業としまして、市立保育所運営事業2億2,888万9,730円の支出でございます。

78ページをお願いいたします。4目認定こども園費につきまして、2億9,354万1,094円の支出でございます。主な事業としまして、79ページにございます認定こども園管理事業1億8,998万3,661円の支出でございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。5目児童館費につきまして、9,523万4,432円の支出でございます。主な事業といたしまして、児童館・学童保育所運営事業8,010万4,591円の支出でございます。

81ページをお願いいたします。6目ひとり親家庭等福祉費につきまして、ひとり親家庭等医療扶助事業といたしまして2,944万26円の支出でございます。

82ページをお願いいたします。7目地域子育て支援センター事業費につきまして、1,755万6,191円の支出でございます。主な事業といたしまして、地域子育て支援センター運営事業1,234万3,453円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、8目こども・若者サポートセンター事業費につきまして、1億1,610万6,499円の支出でございます。主な事業としまして、84ページにございます子ども若者育成支援事業6,438万9,423円の支出でございます。

85ページをお願いいたします。9目子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきまして、6,506万4,724円の支出でございます。主な事業といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業6,481万384円の支出でございます。

86ページをお願いいたします。3項1目国民年金事務取扱費につきまして、1,453万7,618円の支出でございます。主な事業といたしまして、国民年金事務取扱事業225万5,523円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、4項1目生活保護総務費につきまして、3,985万4,993円の支出でございます。主な事業としまして、生活保護総務事業1,330万1,904円でございます。

88ページをお願いいたします。2目扶助費につきまして、生活保護費支給事業といたしまして3億8,569万4,589円の支出でございます。

5 項 1 目災害救助費の支出はございませんでした。

続きまして、4 款衛生費でございます。全体といたしまして、14億6,976万6,125円の支出でございます。なお、418万1,000円を繰越しさせていただきました。

1 項 1 目保健衛生総務費につきまして、2,637万194円の支出でございます。こちら全て保健衛生総務事業でございます。

下のページ、89ページをお願いいたします。2 目予防費につきまして、2 億5,068万9,183 円の支出でございます。主な事業としまして、90ページにございます新型コロナウイルスワクチン接種事業 1 億3,073万8,598円の支出でございます。

91ページをお願いいたします。3 目生活衛生費につきまして、犬の登録及び狂犬病予防注射事業といたしまして74万5,061円の支出でございます。

92ページをお願いいたします。4 目健康づくり推進事業費につきまして、健康づくり事業といたしまして3,858万968円の支出でございます。

93ページをお願いいたします。5 目母子保健事業費につきまして、母子保健事業といたしまして4,596万1,667円の支出でございます。

94ページをお願いいたします。6 目出産・子育て応援交付金事業費につきまして、2,828 万1,420円の支出でございます。主な事業といたしまして、出産・子育て応援交付金事業 2,607万5,454円の支出でございます。

7 目保健施設費につきまして、1 億9,894万8,154円の支出でございます。主な事業としまして、96ページをお願いいたします。新庄健康福祉センター管理事業8,572万795円の支出でございます。

8 目環境衛生費につきまして、5,724万293円の支出でございます。主な事業としまして、97ページにございます環境衛生事業1,182万5,622円の支出でございます。

続きまして、99ページをお願いいたします。9 目火葬場費につきまして、火葬場管理事業といたしまして5,524万7,914円の支出でございます。

2 項 1 目清掃総務費につきまして、3,064万5,673円の支出でございます。主な事業としまして、100ページをお願いいたします。清掃総務管理事業280万6,259円の支出でございます。

2 目塵芥処理費につきまして、6 億6,444万6,280円の支出でございます。主な事業としまして、101ページにございます可燃ごみ処理事業 3 億7,036万452円の支出でございます。

102ページをお願いいたします。3 目し尿処理費につきまして、6,992万145円の支出でございます。主な事業といたしまして、葛城地区清掃事務組合負担金5,577万4,729円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、4 目地域循環型社会形成推進事業費につきまして、268万9,173円の支出でございます。主な事業といたしまして、リサイクルプラザ運営事業 244万2,160円の支出でございます。

以上で、3 款民生費、4 款衛生費のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、まず3 款民生費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、69ページ、決算書のほうのことを3つ伺います。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費の重度心身障害老人等医療扶助事業というもの、成果報告書は31ページにあります、2,147万9,870円の分なんですけれども、まず、この事業につきまして、葛城市における通院と入院の最終的な受給者の負担額、これまずお伺いをします。令和5年度はどうだったかと。

それからあと、同じく69ページ、民生費、社会福祉費、今度は5目老人福祉費の19節扶助費で、成果報告書は31ページの例の敬老年金なんですけど、敬老年金について、令和5年度末の該当者、85歳以上ですけれども、これは1,482人いらっしゃって、事業費は8,535万円ということでありました。令和3年度、令和4年度、ずっと増えてきていると分かるんですが、傾向を知りたいので、5年ごとの数字、決算のときの該当者と事業費、今年が今回審査しておりますのが令和5年度ですので、できたら平成20年度、平成25年度、平成30年度の数字とこののをすぐに聞かせてもらうことはできるでしょうか。

それからあと、同じく70ページの同じく老人福祉費のほうなんですけど、老人憩いの家管理運営事業10万923円という分です。この事業につきまして、令和5年度の決算金額10万923円が、令和4年度が20万212円に比べて半減しているんですね。見比べましたら、憩いの家管理謝礼と通信運搬費とかが令和5年度は見当たらない状況になっているんですが、その理由についてお願いします。急に言ったので、数字が出せたらお願いします。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の重度心身障害老人等医療扶助事業についてでございます。葛城市での対象人数は295人、令和6年3月末の人数でございます、295人です。それから、外来、入院等、最終的な個人の負担額は500円です。入院で14日以上入院になった場合は、1,000円を負担いただいております。

以上です。

増田委員長 ちょっとね、追加で、今おっしゃった重度老人の295人、この何か条件って、足して教えてくれはりますか。

増井課長。

増井保険課長 重度心身障害者医療の該当となる方ですけれども、後期高齢者医療保険制度に加入されている方、75歳以上の方で、心身障害者手帳の1級、2級、または、ひとり親家庭等の助成要件に該当して、保険が後期高齢者医療受給制度を受けておられる方という条件になります。

増田委員長 分かりました。

西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川と申します。よろしくお願いいたします。

敬老年金の5年ごとの数字なんですけど、手元に平成26年からしかないので、よろしいで

すかね。平成26年は、支給額は6,313万5,000円で、平成30年が1,403人対象で7,487万円、平成5年が、今もう数字出ていると思いますので、その数字となります。

増田委員長 令和5年の数字。

西川地域包括支援課長 ちょっと平成26年の人数、手元にないので。

増田委員長 割り算やね。

西川地域包括支援課長 あと、2つ目の質問の老人憩いの家の管理運営事業の減額となっている件なんですけど、令和4年5月まで、忍海の老人憩いの家は、地域での管理をお願いしておって、謝礼をお支払いしていたんですけど、引き受けてもらえる方がいらっしゃらなくなって、それ以降は地域包括支援課で管理しております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、重度心身障害老人等医療扶助事業、令和5年の人数も答えていただきまして、ありがとうございます。聞きたかったのは、これからが本番なんですけど、令和3年度が297人、令和4年度が296人で、令和5年度が295人と、人数がそんなに受給者数変わっていないんですね。けども、何か年間助成件数というのが、令和3年度が7,421件、令和4年度が7,357件と来て、令和5年度だけがぽんと9,678件と上がっています。この増加理由についてお聞かせ願えますでしょうか。

それから、敬老年金につきましては、傾向さえ分かったらオーケーなので、もうばっちりでございます。これで、10年後、2035年というのは団塊の世代がちょうど該当する85歳を迎えるということで、また急に人数が増えるということが分かっているんですけども、令和5年度中には、敬老年金の支給開始年齢とか、それから支給額について、過去に検討されたというふうにも聞いてはおるんですが、議論とかは、令和5年度時点ではどのような議論がなされているんでしょうかというのが質問です。

それからあと、老人憩いの家管理運営事業につきましては承知しました。地域で今まで謝礼でやっていた、お願いしていたんですけどもというふうなことだったんですけど、じゃ、今現在、憩いの家を利用されている頻度、使われている頻度と、それからあと管理状況はどのようなになっていますでしょうか。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

重度心身障害者老人医療につきましては、受給者数については大きな変化はございません。おっしゃいますように今年度については、医療費のほうが大変多くなって、給付額も多くなっております。その理由として考えておりますのは、令和5年は大人も子どもも感染症が大変多うございまして、その関係で、令和5年度は特に多くなったものと考えております。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川と申します。

敬老年金について議論しているかどうかということなんですけど、敬老年金についてはいろんなご意見があって、今後どのように進めていくか、対象者や経費など、いろいろ勘案し

て、いろんなシミュレーションを行いながら検討はしております。その中で、例えば月額の支給額を検討するか、支給年齢の変更なども考える余地はあるのかなと思います。廃止や縮小に向けての検討とか、逆にこの敬老年金って全国的にも珍しいので、それをアピールしていくんかどうかというのも、財政的な面もありますので、今後検討は慎重にしていきたいと思います。

あと、老人憩いの家なんですけど、利用される頻度と管理状況なんですけど、利用の頻度なんですけど、月1回程度の地域での運動教室を実施されており、人数は26人程度、利用されております。管理状況なんですけど、定期的に地域包括支援課にて草引き等を行って、年1回業者にて清掃に入ってもらっています。また、鍵の受渡しなんですけど、忍海の寿連合会支部に鍵を1つ預かってもらっている状況です。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 重度心身障害老人等医療扶助事業につきましては、感染症が原因と推察されるということで、承知しました。

それからあと、敬老年金につきましても、シミュレーション検討を原課のほうでされているということで、なかなか難しい問題だろうと思いますが、引き続きよろしくをお願いします。

それからあと、老人憩いの家管理運営についても、きちっと手入れというか管理をされているということはよく分かりましたので、また、こちらのほうも引き続きよろしくお願いします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。関連ないですか。

ちょっと追加でご説明をお願いします。先ほど、将来、今後のいろんな検討しているということですけども、先ほど副委員長からの質問ございましたように、団塊の世代、ピーク時のシミュレーション、大体金額、人数、どのように試算されているか追加で説明お願いできますか。

西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川と申します。

団塊の世代が85歳となるのは、先ほどおっしゃられたように2035年になるんですけど、おおよその該当者数が2,700人ぐらいをシミュレーションしておって、年間支給額は1億5,400万円程度になるように試算しております。

以上です。

増田委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくをお願いします。75ページの民生費、2目の児童措置費のところを聞かせてもらいます。予算では保育士宿舎借上支援事業、この辺、保育士に関して、僕、一般質問でいろいろやってもらっているんで期待してたんですが、これ実績なしで書いてあるんです。全然

リアクションなかったんでしょうかね。来年はどうされるのかなというのをもし目測立ってれば、聞けてたなと思うんです。

次に、これもこの中に入っているはずなんです。特別保育事業の18節の中に入っているはずなんですけど、見当たらなかったの、実績報告のほうの35ページ、2番の（3）保育士雇用安定化補助金、これも保育士の給料補助やっているといると思うんですけども、これは人数等は書いていただいているんですけども、このリアクションというか効果というか、いつもやったら給料があれなんで辞めさせてもらいますとかいう人が少なくなったんかとか、そういう効果、数字ではこれ出ているんですけども、そういった現場の効果をお聞きしたいと思います。

そして次に、77ページの3目の保育所費の中の12節委託料かな、これの保育士派遣業務委託料というのが2,016万7,620円ですね。これも、保育士、派遣でやったらいいんじゃないのというお話しさせてもうて、やっているといるんですけど、これ4社で延べ57人となっているんですけども、これ僕一番最初にやっていたときとかやったら2人とかやったような気がするんです。急激に増えて、これめちゃくちゃええことなんですよ。これ何でこんな増えたのかと、というか、こう増えた実績、過去の、その辺も分かればお願いしたいです。

増田委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目、お問い合わせいただきました特別保育事業の中の保育士の宿舍借上支援事業についてでございます。こちらは令和5年度、新たに新規で計上させていただきました。こちらのほうは各園にこういう事業をさせていただいていますということをもちろんお伝えした上なんですけども、なかなか手を挙げていただける方がおられなかったということでございます。今年度につきましても、同額計上しておりますが、今のところ執行はない状態でございます。もう一つ、次年度以降というふうにお問い合わせいただいていると思いますが、執行の状況を見ながら、各園とも相談しながら、次年度以降についてはこれから検討したいと思っております。

続きまして、保育士の安定化補助金についてでございます。こちらの各園からのどのようなリアクション、どういう状況か、効果があるのかということのお問合せかと思いますが、この件に関しましては、保育士雇用安定化補助を実施したことにより、民間保育施設に勤務する保育士の勤務時間がまず増えました。例えば、1日3時間、4時間であった人が、対象としていますのは7時間45分というふうにさせていただいていたので、それやったら私もう少し勤務時間延ばすわというふうに言っていただけの方もおられたようです。それから、既に他市のほうで実施されているという状況もありましたので、実際のところ、民間保育所を辞めて、そちらに変わられようかなという方もおられたようですが、その思いとどまりにもなったというふう聞いております。また、もう一つ、もう退職しようかなというふうに言われていた方もおるようではございますが、もう少し頑張りますということで、本当に民間保育所のほうからは、マンパワーが十分確保されたと、保育内容の充実と待機児童の解消の一助になっているというふうにおっしゃっていただいておりますので、十分な効果があったと

いうふうに思っております。

もう一つ、委託のお問い合わせだっと思いますが、こちらのほうは、実績といたしましては、先ほど言っていましたように令和5年度に関しましては、4社と契約させていただきました、延べ人数ではありますが57名、大体月にして4名から5名ぐらいになったと思います。こちらのほうの派遣のほうをいただきました。予算に関しましては、当初6名程度を見ておったので、ある程度の委託先からの派遣がお願いできたのではないかなというふうに思っております。令和4年度からこの事業を始めさせていただいているんですけども、当初は、派遣会社、これほどの数はなかったんですが、毎年少しずつ、今年も1社増えたような状況にあります。プロポーザルを実施して、事業者を募集してはいるんですけども、ホームページ等でご覧いただいている業者が増えたのではないかなということと、増えている理由に関しましては、幅広く業者募っているということもありますので、登録されている方の派遣、紹介件数、我々に紹介いただける件数が幅広く増えてきているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 宿舎借上のやつは、致し方ないですね。やってもリアクションがないということなので、それは致し方ないと思います。ただ、あとの2つですね。雇用安定化補助金と派遣業務のほうは、しっかりできれば効果あるじゃないですか、どう見ても。来年度もしっかりやっていただいてね。保育士不足から始まった僕の質問やって、これアイデア出させてもらって、やっていただいて効果が出たということなんですけど、でですよ、今、認定こども園、小規模保育もやってもらって、保育士も増やしてもらって、今、待機児童14人でしたっけ。昔は大体、保育士不足で、0歳、1歳、2歳が入られへんで多かったんですけど、現在、こんだけやっていただいて効果もある中で、できる限りのことをやっているといると思うんです。でですよ、結果、待機児童で保育士がいなくて入れないという子は今おられるんですかね。もう激減しているのは激減していると思うんですけども、その辺の効果を教えていただきたいです。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

今お問い合わせの待機児童なんですけども、少々お待ちください。お待たせしました。令和6年度、今年度、まず8月1日現在の待機児童は14名おられます。内訳なんですけども、通常待機の方は2名、特定の保育所をご希望されていて、もうここしか駄目よというふうにおっしゃっている方が12名おられます。こちらの経緯なんですけども、待機児童を今手元で把握しております令和元年からになります。令和元年には、通常待機、特定待機合わせて5名でした。令和2年では28名、令和3年では30名、令和4年になりまして16名、令和5年度14名、直近は先ほど言わせていただいたとおりでございます。

まず、保育士の確保につきましては、なかなかやはりこのタイミングで来ていただけないかなというときに、すぐにはやはり来ていただけないというのもありますし、来ていただ

るときって、やはりご紹介いただいた方、先生の誰か知っている方とかいうのもありまして、退職されてすぐ翌月からとはなかなか難しかったりはするんですけども、保育士の確保は、先ほど言いました民間からの派遣とかということで補わさせていただいているということもありますので、以前に比べれば、保育士の確保については、少し手間といいますか、ほぼされる方が来ていただけているように感じております。

それに付け加えまして、待機児童の解消には、やはり箱物の整備というようなことも大きく影響していると思います。年度を令和4年度からであったかと思いますが、小規模保育所開園していただいて、まず、0歳、1歳、2歳の受入れをしていただけたということになったのも大きいと思いますし、また、今年度からせいか子ども園のほうも開園していただきましたので、箱物の整備の充足というところ、両方、保育士の確保、並びにハードの整備、両方の面で少しいい方向に向いてきているのではないかなというふうには感じております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 何かちょっとぼやとした答え。効果ありじゃないですか。単純に僕は数字見る限りね。

引き続きお願いしますとしか言えないんですけど、いい施策やってる、他市とかでも真似しだしてるところ結構出てきているので、多分お隣とかでも派遣保育士、考えているところもあるみたいなので、そこはそこでまた問題というか、壁が出てくるかも分かんないですけども、取りあえず待機児童というのは年々減っていると僕は感じていますので、引き続きよろしく願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連で、保育士雇用安定化補助金の件と、先ほどありました派遣業務委託のほう、この点について補足的に聞かせいただきたいんですが、保育士雇用安定化補助金につきましては、これは2万円ですかね、お一人当たり、賃金に上乗せするということなんですが、これは継続的なものなんですかね。これは国の財源と財源内訳にも関係すると思うんですけども、これ今後のことでどうかということをお聞きしたいのと、これは民間なんですよね。民間だから、公立の保育所の保育士の確保で我々苦勞しているんだけど、そこら辺の手当というのはどんな感じなのかということについて、お伺いしたいんです。

それから2番目は、保育士の派遣業務ということで、結構成果が上がっているということではよかったなと思うんですが、先ほど充足率でいうと、当初6名のところが、4名ないし5名程度の延べで換算したらということで、充足率はそういう感じなんですかね。8割とかという感じなのかどうか、これ確認なんです。

あとは継続状況、派遣で来られていて、しっかりと継続してやられていただいているのかということ、この2点お聞きします。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、最初の保育士の安定化の補助金、継続するかどうかについてのお問い合わせだっただけだと思います。当初始めさせていただいたときは、前年度、令和5年度、令和6年度、2か年の時限的なもので始めさせていただいております。前年度は市の持ち出しでさせていただきましたが、今年度からは、1万円を上限に県が2分の1持つということで補助を受けております。これから来年度の予算編成になってくるわけですが、そのことも踏まえて、今後の継続に関しては検討していきたいと考えております。

それから、もう一つ、派遣の保育士の充足等についてお問い合わせだっただけだと思いますが、先ほど委員もおっしゃっていただきましたように、大体、予定しておりました人数の約80%程度充足できているかなというふうに思っております。その派遣保育士の定着・継続の状況についてでございますが、令和5年度におきましては、5名の派遣をいただきましたが、それぞれ磐城第2保育所、磐城認定こども園において、採用から3月の末まで継続してご勤務いただいております。途中、産休・育休等のお休みはあるものの、年度途中で退職をされた方はいませんので、定着・継続という意味では安定しているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

(「公立の」の声あり)

西川こども未来課長 すいません、もう一つ、民間保育所のほうの補助はあるけども、公立のほうはというお問い合わせだっただけだと思いますが、公立の先生方ですので、我々と同じ処遇といえますか、人事勧告に伴って給料というのは決まっています。特に若い世代につきましては、ここ数年、たしか人事勧告の伸び率というのはまだいいんじゃないかなというふうに聞いておりますので、先生方はそういう影響を受けていただいているのではないかなというふうに思います。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 1点だけ伺います。76ページの3款民生費、それから2項児童福祉費、2目児童措置費の18節負担金補助及び交付金で、先ほど当麻せいか子ども園の話をされましたので、その辺り伺います。項目とすれば、保育所等整備事業になります。の中の保育所等整備補助金、成果報告書の37ページ、決算額は2億6,445万4,000円なんですけれども、この補助金なんですけど、先ほど申しました当麻せいか子ども園に係る施設整備に充てた補助金となっていますけれども、繰越事業というふうにお聞きしております。その執行内容について詳細をお聞かせ願えたらと思います。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

こちらは、委員がご理解のとおり、5月に開園した当麻せいか子ども園の建設に係る補助金となっております。補助対象となる経費の総額は5億7,416万6,000円で、うち、事業者負担が1億3,340万7,000円を除いた4億4,075万9,000円を令和5年度で予算化させていただきました。うち、2億6,445万4,000円が令和5年度で支出できましたので、現在決算書に載っておりますのでございます。残りの1億7,630万5,000円を令和6年度に繰り越しました。

なお、繰り越した分も、事業完了を受け、既に支出済みとなっております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 一部事業者の負担もあって、それを除いた分ということで、分かりました。

では、この補助金なんですけれども、係る国と県の補助割合、あと市の持ち出し分とあるかと思うんですけど、その割合について金額とかお教え願えますでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、この事業の補助金の内容でございますが、中身は3階建ての仕組みとなっております。

まず、定員の設定で保育部分、幼稚園部分に加えて病児保育部分の3つに分かれております。補助率につきましては、保育部分につきましては、国が3分の2、市が12分の1、事業者4分の1、幼稚園部分については、国が2分の1、市4分の1、事業者4分の1、病児保育部分につきましては、国が10分の3、県も10分の3、市も10分の3、事業者10分の1となっていて、令和5年度執行と令和6年度に繰り越した分を含めさせていただきますと、市が受け持つ金額は補助全体経費の約15%、金額にして8,556万3,000円となっております。

なお、うち80%は起債を充当させていただいております。起債を除く市の一般財源は、補助対象経費全体の約3%、1,716万3,000円となりました。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 市が15%ということで承知しました。先ほどご答弁ありましたみたいに、改編が5月になったので、補助金も繰越しとなったけれども、それも執行済みということで、承知しました。ということで、今まで當麻地区に私立のこども園がなかったんですが、今度開園したということで、先ほど杉本委員もおっしゃいましたけれども、今後の待機児童の解消に資するというふうに思いますので、引き続き関心を持って見ていきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

横井委員。

横井委員 質問ですね。成果に関する報告書の35ページの延長保育事業の補助金の額です。華表保育園が166万7,000円で、下の浄正院も同じなのですが、母集団が14人と13人なのです。これ、偶然数字が一致しただけのことなのでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今、委員からお問いの件なんですけれども、こちらのほうは、人数に応じて支出させていただいているというよりは、何人以上の場合はこの金額ですよというような設定になっております。なので、13人、14人、人数は違うんですけども金額の支出は同じということでございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長 横井委員。

横井委員 了解です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、決算書65ページの3款民生費、社会教育費、1目社会福祉総務費の費目で言いますと生活困窮者自立支援事業、そのうちの下の費目で18番、成果報告書では27ページになるんです、5番で、生活困窮者就労支援事業、そしてまた住居確保給付事業費、これ5世帯分、これの内訳、具体的にはどのような支援事業かということです。生活困窮者就労支援事業負担金、これは何人分の支援をされたのかお聞かせください。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

それぞれの事業の、まず、生活困窮者就労準備支援事業負担金のこの内容でございます。こちらにつきましては、一般就労に向けて準備が整っていない方、特に気持ち的に就労に対して不安な気持ちを持っておられるとか、生活リズムが一定ではなくて、その辺で不安を持っておられる方に対して、一般就労に向けての準備として基礎能力の形成をするための訓練的なところで支援する事業となっております。こちらにつきましては、新規で2名の相談はあるんですけども、実績としては、どなたも行っていただいていると。こちらは、県下12市のうち10市で、1つの事業を負担金として県のほうにお願いしてやっている事業でして、基本的に負担金ということで、一定、利用者がいなくても発生するお金ということになってまいります。

続きまして、住居確保給付金でございます。こちらにつきましては、住居を喪失または喪失するおそれのある生活困窮者の方に対して、就労に向けて活動するなどの条件で、一定の家賃相当分を支給するものというところになっております。対象者としましては、離職また廃業等された方から2年以内の方となっております、令和5年度は5世帯の方が対象であったということでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 生活困窮者就労支援事業というのは実績ゼロということで、ここに上がっていないという。恐らくこれ、ある一定のプログラムに沿って就労支援しているのかなと、このように思うんですけども、この就労支援事業のお金、予算というのは、生活費も含むのかどうか、実際実績はないんですけども、その間の就労支援のときの生活費も含むのかな、どうかなと思う、それも教えていただきたいんですけども。

そして、住居確保支援事業、これはもう就労に向けた活動をすることが条件だと、これが1つの条件。これ、期間はどの程度、家賃というんか支援していただけるのか、そこを教えてくださいませんか。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。

この就労準備事業に関しましては、県のほうで一括に契約しておるようなところございまして、特にこの中の費用としては、この事業を運営するための負担金ということになりますので、それぞれいろんなメニューがある中で、県のほうで一括で実施していただいているというようなところになってございます。

あと、住居確保給付金なんですけども、基本的にはまず3か月が基本的な支給期間になっておりまして、また状況に応じて、延長等も検討できるというようなところになっております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 生活困窮者就労支援事業、これ一括で全てを含むよということ、住居確保支援事業3か月、3か月過ぎたらどうなるのかなと思うんですけども、そういうことで様々な事情によって生活が困窮している方々への自立支援に向けての対応、誠にありがとうございます。今後もうかよろしく願いをいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 67ページになります。3款1項4目の地域生活支援事業ということで、7節報償費ということで、各種奨励費とあるんですけども、これ各種とありますけれども、具体的にどういうもので、どういうふうな成果が上がったのかということについて伺います。

それから、続いて69ページの3款1項5目の老人福祉事業の中に18節、各種助成金等、出ております。具体的には寿連合会事業助成金、それからその運営助成金、それから、あとゲートボール場等設置事業、これは補助金ですけども、あと地域ふれあい事業補助金というふうに出ているんですけども、これの具体的な内容等、成果等ありましたらお願いします。この老人福祉事業への助成金、補助金の具体的な成果をお願いします。

それから、70ページの3款1項5目の生活支援・地域支え合い事業ですけども、ここの12節で配食サービス委託料というのがあります。この配食の対象者及びその内容、人数等、毎年やられている事業ですけど、傾向としてどうなっているのかということも含めてお願いいたします。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。

ただいまの各種奨励費の内容でございます。こちらにつきまして、毎年12月中旬頃に心身障がい者作品展というのを開催しております。こちらは新庄庁舎の市民ホールのほうで開催しているんですけども、その作品展に参加していただいた方の参加賞というふうになっております。内容といたしましては、大人の方、また団体の方には商品券、子どもの参加に関しまして、大体学校単位で作品を出していただいているんですけども、図書券のほうを参加賞としてお渡ししております。

以上でございます。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川と申します。

寿連合会の事業及び運営助成金の内訳なんですけど、事業助成金の50万円の内訳からです。福祉大会が30万円、カラオケ大会、高齢者作品展が10万円、グラウンドゴルフ大会が10万円となります。

次に、運営助成金の436万1,552円の内訳です。事業費が10万円、県老人クラブ連合会負担金が40万3,600円、支部への助成金が335万7,952円、女性部活動補助金が50万円となります。

なお、老人クラブ補助金と支部補助金は1人当たりの金額に実際の人数を掛けた金額を助成しております。

続きまして、ゲートボール場等設置事業補助金の内訳です。この補助金は、地域の高齢者がスポーツ活動を通じて心身の健康保持と生きがい活動に資するために、各大字または市長が認める団体用ゲートボール場及びグラウンドゴルフ場の設置に対し、予算が定める範囲で補助金を交付するものです。対象は、賃貸借契約を締結した個人所有の用地の用地借上料として、1平方メートル当たり60円の基準額により助成金を支出しているもので、ゲートボール場としては、南今市に4万6,000円、グラウンドゴルフ場としては、新庄グラウンドゴルフクラブに12万3,000円を補助しております。

最後の地域ふれあい事業活動補助金の内訳についてです。地域ふれあい活動事業は、寿連合会の女性部が中心となり、事業を実施されております。

まず1つ目に、世代間交流という目的で、寿連合会の会員の皆様が幼稚園、保育所等を訪問し、お手玉などの昔ながらの伝統的な手遊びを教えてくれたりしてもらっています。もう一つの活動は、各支部で小麦もちを作って、地域の皆様に食べていただく活動をされており、15万円、補助を行っております。

あと、3つ目の質問なんですけど、ひとり暮らし高齢者の配食サービスの委託料についてなんですけど、これは実施要綱に基づいて実施しており、対象者ですが、緊急通報を設置している者で、本市に住む65歳以上の要介護者、ひとり暮らしが対象になりますが、2人以上の世帯でも同居者が虚弱な方も対象にさせてもらっています。月の平均なんですけど、過去3年で令和3年が102食、令和4年が95食、令和5年が83食と年々減ってきている状況です。減ってきている原因なんですけど、新型コロナウイルスで配食数が減って、さらに、新規申請より減少している方が多いためだと思われます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の各種奨励費、これは市民ホールで身障者の方々の作品展をやっているということで、出された方への奨励ということで、図書券などを配付されているということで、これ私も見ますけれども、ぜひ活発に市民の方に知られていくことができたかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

それから、あと寿連合会のほうについても多様な活動をされているということですので、了解いたしました。

最後のところの配食の問題ですよね。緊急通報装置を申請している方に対して、その対象

で今、多分これはふたば会の方々が弁当を作っていたいていますが、これ減ってきているということで、でも実際には高齢者の方のひとり暮らしとか、対象者は増えているんですよ。だから、これがこういうふうに減ってきているというのは、緊急通報装置についての周知が足らないのか、あるいは、それがハードルが高いのか、いろいろあるのかなと思うので、本当はひとり暮らしの方でこういう配食サービスを喜んでいる方が多いのでね。これについては、もう少し、毎年減ってきているということで、コロナの件はあるんですけども、ぜひこれまた、改善をお願いできたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

先ほどの最後の何か対策というのが検討されているんですかね。減少している改善策とか対策についてお考えがあれば、追加でご答弁いただいても結構ですけども。

西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川です。

今、ひとり暮らしの弁当なんですけど、緊急通報設置者のみということになっているので、これを撤廃すれば人数は増えるかなと思うんですけど、その増えた分、ボランティアとか、配ってもらう民生委員にも負担をおかけすることになると思いますので、その辺の調整を考えて検討していきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 85ページお願いします。8目のこども・若者サポートセンター事業の中の12節の委託料のA I相談システム保守委託料、これ蓮花のA I相談室やと思うんですけども、これ登録人数、利用人数と対応件数と書いていただいているんですけども、これ、卒業しても使えますよね、学校。その人数も入っているのかというのが1つと、この対応件数と内容ですよ。これも2年前から始まっているのかな。これで今だいぶ進歩していつているのかなと思うんですけども、今現状ですよ、こういったことができていて、こういった子どもたちを助けれて、こういったことに対応できたのかなというところをお聞きしたいと思います。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 失礼いたします。こども・若者サポートセンターの川崎です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えいたします。

成果報告書に上げさせていただいております登録人数につきましては、現在の中学校の生徒の登録人数を上げさせていただいております。おっしゃるように、中学校卒業した後も、1年に、今でしたら、今年でしたら高校1年生の生徒の学年まで使えるようにしておりますが、そちらのほうの数はここには入っておりません。利用人数と申しますのは、実際にSNS相談に書き込んだ人数を、対応件数というのは、それに対して返した件数のほうを上げさせていただいております。

具体的な内容となってきましたら、運用しまして2年目になりますので、1年目との変化

というところでは、書き込みの質が変化してきたということは考えております。初年度は最初のうちは、やはりしりとりでありますとか、言葉遊び、ゲームやアニメの話題、あるいは逆に攻撃的な書き込みなども多かったのですが、令和5年度、昨年度からはそういった書き込みは大幅に減少しました。そのために、対応件数のほうも大きく減っているんですけども、逆に具体的な相談事の書き込みが多くなってきました。といいますのも、人との関係でもそうなんですけども、最初のうちは、この人はどんな人だろうか、話を聞いてくれる人だろうかということの確認作業をSNSでもしていたのではないかと考えています。そのため、しりとりでありますとか、あるいはゲーム、あるいは足し算などを提示しながら話を始めていきまして、この人、話ができるかな、この相談ができるかなということを確認した上で、初めて実はというふうに入っていく、そういった過程が終わった子どもたちから、少しずつ書き込みの内容が相談ごとに変わってきたというふうに考えております。現状も、件数は減ってきたんですけども、内容は相談の内容として濃いものが多くなってきて、対応しております臨床心理士も熟慮しながら回答している状況にあります。

これからもAIを活用して子どもの様子を見守りながら、こども・若者サポートセンターで運用し、教育委員会、学校の協力で、学齢期にSNS相談の経験をした上で卒業した上で、いざというときに使える手段として葛城市の若者に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 これ、所長が答えたぐらいやから、こ若の事業ですよ。そやから、僕は何が言いたいのかというたら、卒業した子どもらも、もうちょっと幅広く使えるようにしたらと思うんです。やっぱり大きくなっても悩みもあると思うし、使わない子は使わない子やと思うんですけども、そういった子を拾い上げるための相談室のわけやからね。その辺ちょっと考えていただきたいなと思います。これ、結構、他市とか他県からも視察って来られていますよね、今ね。今分からなかったらいいんですけど、そういった視察先の来られた方で、同じようなシステムを導入されたところとかあってあったら、そことの連携でこういうふうによりよくしていくみたいなアイデアとか載せ合いとかできないですかねと思っているんです。というのも、これ、もうちょっと活躍してほしいなと思っているんですよ、正直ね。もっと何かみんなの声をもっと拾えるような仕組みできへんかなと思っているんですけど、名前をAI相談室のAIって要りますの、これ。何でAIって入っているのか、これ、何かAIとしゃべっているというの丸出しで、僕、知り合いの子に言われて、あれAIやから別に機械に聞くことないねんけどみたいな、その辺が改善できへんかなと思う。仕組みの改善と、内容に関して、ここで言えることと言えへんことあると思うので、取りあえず前向きにうまいことしているということを了承した上で、他市の方々の状況と、これから使える人数の年代をもっと広げられへんのかということをお願いできますか。あとAIって取れないかという。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こ若の川崎です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えい

たします。

まずは、他市、正確な数字、今あれなんですけども、昨年度1年間で13市町の職員とか、あるいは議員の視察を受けております。その中で様々なご意見をいただきながらいっておるんですけども、その中で具体的に導入したというお話はまだお聞きしておりません。考えているというところはお聞きするんですけども、具体的に導入したというお話のところまではまだ至っておりません。

卒業生の件なんですけども、おっしゃるように、中学校の間にSNSで相談の練習をした上で、実際に学校を離れた後で対応できる場所というのを私たちも狙っているところですが、いざというときに危機介入できるというのが、地域でやっているSNS相談かなというふうには考えています。匿名での相談で対応しておりますが、いざというときには、もう本当に命に関わるような状況のときには、危機介入することも必要かというふうに考えておりますので、現状としましては、1年ごとに1学年ずつ上げていくことで、匿名の相談を続けていきたいというふうに考えております。

増田委員長 縁は切らないということ。

川崎こども・若者サポートセンター所長 毎年1年ずつ上げていきます。上げていきます。今年は高1ですけども、来年度になりましたら高2の学年まで、その次は高3の学年までということまで上げていっております。

AIという言葉なんですけども、全ての書き込みでありますとか、あるいは、心の足跡、子どもたちが書いてある日記でありますとか、あるいはアンケート等は、全て人の目の確認だけではなくて、AIの目を通して全て見守りをしております。そういった意味でAIという言葉は導入させていただいているような次第です。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ほんなら、卒業した子が、今、2年前から始めたから高1やというだけの話、なるほど分かりました。それいいと思います。それ引き続きお願いしときたいと思います。

他市の方は入れられへんって、それ何でか聞いてほしいですね。難しい。ええ仕組みやと思っせんねんけど、僕。そういう意味でも、引き続きよろしく願いしておきます。

AIに関しては、ネーミングだけの話なので別にいいかも分かんないですけども、何かそういう声も聞いたので、一応伝えておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、決算報告書の85ページ、同じく、成果報告書は40ページと41ページになりますけども、費目で子育て生活支援特別給付金事業、費目で言いますと子育て支援特別給付金事業の項で、これはあと成果報告書でいかせていただきますけど、40ページの下段の表、成果報告書40ページ、これ、家庭児童相談、教育相談、ニート・ひきこもり相談の来所訪問による相談件数、また、成果報告書41ページの上段のすくすく子育て相談、発達相談、回数及び件数

は、令和4年度よりも令和5年度のほうが増加傾向にありますけれども、主に考えられる要因、増えております。もう極端に増えているところもあるんですけども、分かったら教えていただけますか。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。

まず、すくすく相談のほうの件数の増加なんですけども、昨年度から、このすくすく相談は子育て相談、就学前の子育て相談として臨床心理士が対応させていただいているんですけども、ニーズの多さは以前から感じておりましたので、まず月2回、土曜日にも相談体制を組ませていただきまして、相談のほうを昨年度から実施させていただきました。

それと、もう一つは、健診等でも、1・6健診や3歳半健診でも臨床心理士が行って対応しているんですけども、そこでも相談ニーズがありますので、新庄の健康福祉センターのほうでも月1回相談を持たせていただくようになりました。それらのために、すくすく相談につきましては件数が増えてきております。

それと、若者相談、ニート・ひきこもり相談の件につきましても、相談件数自体が、こちらにつきましては、令和5年、昨年度が555件、全体での相談件数で、その一昨年、令和4年度が567件の相談件数であったかというふうに考えておりますので、ほぼ同じほどの数で推移をしている状況にあるかというふうに考えています。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 すくすく相談、アウトリーチで土曜日にも健診しているよと、若者相談のほうも同水準ということですけども、成果報告書の41ページの最上段の部分ですけども、巡回相談、就学相談で、令和4年度よりも令和5年度のほうが増加傾向にあります。幼稚園の相談件数では、令和4年度に比べて2,647件増えております。保育所、幼稚園、小学校の臨床心理士や職員による巡回相談を実施していただいていると思いますけども、相談件数が増えることなどで負担になっていないかというところが心配するところで、現在、そしてまた相談件数の増加に対して、臨床心理士や職員の人数は足りているのかというところを心配で。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃっていただきましたように、保育所、幼稚園、また小学校等も、令和4年度、令和5年度を比べますと、巡回相談の対応数というのは増えてきております。これは、令和3年度から令和4年度に関しても同様に増加傾向にありまして、ご指摘をいただいたところかと記憶をしております。実際に、令和3年度辺りから、臨床心理士が子どもたちの様子を見ながら、臨床心理学の視点から、校園所の保育士や先生方にいろいろな視点を提供する。また、保育士や学校の先生方は、教育・保育の専門家として、子どもたちの見方をお互いに交流しながら子どもたちの成長につなげるという作業に積極的に取り組みましようということで、こども・若者サポートセンターの臨床心理士にはお願いしまして、実際に対応している

件数を上げさせていただいているんですけども、令和4年度、令和5年度を比べますと、保育所に対応している子どもたちの数が115人増えております。幼稚園でも72人が増えておりまして、その子どもたちの行動観察をしながら、あるいは、保育士とか学校の先生方と幼稚園の先生方といろいろな意見を交わしながら相談をする。あるいは、ご希望やとか、必要に対応しまして、その保護者の方と相談をする機会をつくっていくというようなところで、実際に相談件数が増えていっているような次第でございます。確かに臨床心理士も巡回相談の数に限度がありますので、なかなか全てがこなしきれないときもあるかというふうに考えております。そのため、緊急性の高いケース等につきましては、巡回相談の枠を外しまして、センターでセンター相談として対応を取らせていただきながら、何とか対応している状況にあります。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 臨床心理士と学校の先生が連絡している、臨床心理士は児童とかそこの状況をしっかりと観察し、先生と情報共有しながら、また保護者とも相談する機会があれば、相談をして対応しているということで、一生懸命頑張っていることを非常にありがたく、このように思います。今後も原課のほうではアウトリーチで精力的にご支援いただいていることを心より感謝申し上げます。今後もきめ細やかな支援を対応、よろしくお願い申し上げます。

増田委員長 さっきの答弁で、増えているという松林委員の質問だったんです。要するに、何で増えてんのかと。環境の悪化に伴い相談者が増えているとか、いろいろそういう原因があると思うので、相談者が増えた原因というものを質問されていたと思うので、そこんところを所長、お願いします。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。ただいまの増田委員長のご指摘にお答えいたします。

対象者人数が増えている原因の1つとしましては、一昨年度、令和3年度から行動観察をした内容を積極的に保育士、あるいは幼稚園の先生、学校の先生と交流をしてくださいということで臨床心理士のほうにお伝えしております。また、学校のほうでは、昨年度から、教育委員会、学校のほうでご協力いただきまして、月に1回は必ずケース会議を持ってくださいと。子どもたちの様子を臨床心理士と学校の先生方とで共有する時間を必ずつくってくださいということで、運用のほうを進めております。ですので、令和3年度からその方向を出しましたので、その辺りで幼稚園、保育所の先生方とか学校の先生方と交流を深めていく中で、先生方が、この子どもたちも見てほしいと、この子どもたちの様子も見て、臨床心理士の視点から何かアドバイスが欲しいというようなところで、行動観察、その後の相談というところが増えてきている状況にあるというふうに考えております。学齢期において不登校等の問題というのは確かにあるんですけども、何か具体的な環境要因が悪化したために対応が増えてきたというのではなくて、保育士とか学校の先生、幼稚園の先生と臨床心理士の交流がより積極的に進むようになってきたために増えてきた状況であるというふうに考えており

ます。

以上です。

増田委員長 よろしいか。松林委員。

松林委員 臨床心理士が行動観察して、そして、アウトリーチでやっぱり先生と相談し、時には保護者と一緒に相談も受けてやっていると、アウトリーチで臨んでいるからそういう数が増えてくるということで了解しました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 72ページになります。3款1項8目の福祉総合ステーション管理運営事業の12節ですけれども、これ不用額がかなり発生しております。今年度につきましては、成果報告書のほうの最初のページに、これ増田委員長のほうから昨年度あって、一般会計不用額一覧表をつけていただいていますけれども、これを見ても20%以上超えた不用額になっているので、このことについて理由を、説明をお願いします。

同じく72ページの3款1項8目ですけれども、これは12節のほうになります。社会福祉協議会補助金のほうですね。これについても不用額がかなり発生しております。この理由についてご説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく72ページの3款1項8目の12節の福祉総合ステーションの管理運営事業の中の、これ土地の借上げのところですが、借上目的、場所、それから、これは分かるんですが、契約金額の積算根拠について、どうなっているかということをお願いいたします。

以上3点です。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いします。

福祉総合ステーションに関連する質問であるかと思います。まず、指定管理委託料についての不用額の内容でございます。こちらにつきましては、決算に対しまして約2,800万円程度の不用額ということで出ております。こちらの内容なんですけれども、令和4年度辺りから、光熱費が著しく高騰いたしまして、令和4年度においても、補正を組んでいただいたところではございましたが、令和5年度の予算編成の時期においても、まだまだその高騰については本当に予断を許さないような状況で、その中で指定管理委託料というところを積算しておったわけでございます。しかし、令和5年度になりまして、その辺の光熱費が思っている以上に価格の低落が見られまして、特にガス料金なんかでしたらかなりの価格の低下がございました。その辺がありまして、不用額というところが出てきたのが一番の原因かと考えております。ほかに利用料収入においても、思っていたよりはまだ利用料収入があったということで、その辺も1つの原因になっているのかと考えております。

続きまして、補助金のほうの不用額に関してでございます。こちらにつきましては、約700万円程度の不用額が発生しておるところでございます。こちらにつきましては、当初予算で見込んでおりました職員が年度当初から退職したということで、丸々1年分の人件費

が余ってきたというようなところが大きな原因というようなところになっております。

続いて、土地の借上料というところでございます。こちらにつきましては、福祉総合ステーションに隣接しております玉ヶ池の賃借料というところでございます。こちらにつきましては、公園スペースとの調和、また全体の景観というところで、設置当初より染野地区から借上げをしているというものでございます。算出根拠というところでございますが、当時の詳しい資料があまりありませんので、詳細については分からないんですけども、恐らく契約当初、その当時のそのほかの借上料等と比較して決定されたものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初の指定管理委託料となっていますので、この件については、また別のところで質問したいと思うんですが、指定管理料ですよ。委託料ではなくて指定管理料だと思いますけれども、指定管理料において、光熱費が高騰したということで、高く見込んでいたけれども、主にガス料金等価格低下が著しくて、これで不用額が出たと。それと、利用料金収入がある程度あったので、それでまた不用額が出たというご説明でしたけれども、私、ここは相変わらずよく分からなくて、利用収入が増えたら、事業者の努力なので、これを返還するというのは、不用額として、これがちょっとよく分からないんですよ。これが1つ。つまり、指定管理者制度というのは民間事業者の創意とか努力をやっぱり買って、民間事業者の方に公共施設について委ねようという趣旨なので、民間事業者が様々な努力、工夫をして収益を上げられたら、それは民間事業者のものになるんだろうと僕は思っているんです。反対に、水光熱費については、どこの指定管理者も一応指定管理料を決めたら、その範囲で、やっぱり努力、工夫して始末もつけてもらおうと。始末つけたら、その分が当然努力分として事業者に戻ってくるから、言ってみれば水光熱費についても合理的に、要は民間事業者の努力というかな、合理性を発揮してもらえんというふうな発想で指定管理を行っているとは思っているんで、直営と違ってですね。だから、不用額が出たから指定管理料をお返しするというのは、ほかのところはないんですよ。例えばウェルネス新庄もそうだし、「當麻の家」もそうですし、収益的事業をやっておられるところの施設についてはないので、なぜ社会福祉協議会だけこういう形になっているのかがよく分からない。だから、そこら辺の考えがあれば、何でこんな形になっているのか、ほかとどう違うのか、そこを分かる範囲で、もう言えなかったら結構ですので、これはまた別の話になりますから、行政全体の指定管理制度についての運用の仕方になるので、別かと思うんですけども。利用収入費、料金が上がっても、それ不用額に入れられたら、これはどうかなと思うところあるので、そこら辺見解があったら、お聞かせ願いたいと思います。

あと、補助金のほうについては、補助金算定の中で人件費が入っているから、その分がなくなったから当然減るということは分かりました。

あと、借上料についても、当時の資料がないということなので、多分当時、他と比べながらということだろうという推定ということですけど、分かりました。

最初の1点目のほう、お願いします。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの福祉総合ステーションの指定管理の在り方というところになってくるかと思います。福祉総合ステーションにつきましては、平成7年の9月の開設時から社会福祉協議会が管理委託を行っており、平成18年度より指定管理制度のほうに移行して、社会福祉協議会が指定管理者というところで現在に至っておるところでございます。指定管理料の在り方につきましては、一番当初からいわゆる精算方式といいますか、不用額を返していただくというような形で運営していたというところでございます。指定管理料につきましては、協定書により年度協定で定め、毎年、協議を行いまして、必要分のみを指定管理料として支払っておりまして、指定管理事業に関連する事業収入については、全て指定管理料に含めて算定しているというような現状で、最終的には不用額部分は戻入して戻していただいていると。そこにつきましては、やはり、いいかどうかというところは一旦あれなんですけども、いわゆる実費分で、福祉総合ステーションのほう、運営していただいているというところでございます。市が支出する指定管理料という観点から考えますと、やはり一番支出が少ないといいますか、費用がかかっていないというような方法で指定管理を行っているというようになっているのかなと思います。

しかしながら、今のご指摘のとおり、指定管理の在り方の見直しというところも進んでいる中で、このようなやり方というところが、いろいろ検討するところもあると思いますので、今いただいたご意見を検討課題とさせていただきまして、指定管理の在り方等、引き続き検討させていただければと思います。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、私のほうから3点お聞きさせていただきたいと思います。数字よりも中身なので報告書のほうで行きますね。

まず、31ページのシルバー人材センターの補助金ということで、これは予算額も決算額も同じ額が出ているんですけども、この会員数が162名ということで、我々が聞いているのは、環境から見てもなかなかシルバー人材センターに入会される方が少なくなっているというふうに聞くと、現実論から言うていっても60代の方も一般企業で働かれますから、そういう傾向にあるだろうというのは予測できるわけですけども、いわゆるシルバー人材センターがちゃんと機能していつているのか、やっぱりなかなか入会される方が少ないので、何か問題というんですか、うわさとして聞くのが、なかなかお願いしても来てもらわれへんねんというのも聞くわけで、忙しいねやろうなというものなのか、人が足らんという、その辺のところら辺を状況、お伺いしておきたいと思います。

2点目ですけど、戻りまして、これも成果報告書でいきます。障がい者の訓練給付でA型、B型の就労というのがあるわけですけど、市内でも働いてもらうということになるわけで、簡単な物の考え方でいいんですけど、でもそれにも仕事が必要になってくるわけですね。

そのときに、市として何か製作をお願いするとか、いわゆるこういう事業は就労B型をお願いしてんねとか、市から委託というんですか、そういうところをお願いしているのはどういふのがあるのというのをお聞かせ願いたいなというふうにとというのが2点目。そういう就労に対して、市、何を実施してんのと。

あとは、これは本当に素晴らしいことやと思うんですけど、その前の28ページの2つになるんですけど、1つでお願いしたいと思うんですけど、手話言語条例ができて、手話について一生懸命力を入れていただいているということに感謝を申し上げつつ、その取組内容についてお伺いするものです。28ページの下の8番、9番、意思疎通支援事業というのと、その下の障害理解促進事業、この辺に該当すんねやろうなと思うんですけども、手話通訳者を出すというところで、何かの講演会とか何か催しがあったときに手話を出されるというのんと、あともう一つはろう者の方が病院に行くのについていくとかいうのもあるんですよ。そういったのを今どれぐらいの数、例えばこの手話通訳者の派遣74件、74件も催しもないやろうし、今申し上げたように何かついていくというのがあると思うんですよ。その辺の中身についてお伺いしたいのと、あと環境整備で、各小学校に手話の教室というてええんか、各学校でやられています。私も11月、新庄小学校に行きますけども、そういう状況をお聞きしておきたいと思います。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川です。

シルバー人材センターの運営状況なんですけど、総会の資料にも書いてあるんですけど、前年度から減収もあるということで、草刈り機を使った除草作業とか請け負う会員も、高齢化が進んできており、仕事の依頼を辞退したこともあるということなので、会員数の平均年齢も75.9歳となっております。だから、今おっしゃったように、定年の延長化等もあり、会員の増加が今後見込まないと、なかなかシルバーの運営自体もしんどくなっているのかなとは思っております。

以上です。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

まず、1点目につきましては、市内の障がい者施設のそういう就労的なところに対して、市からどのような形で関わっているのかというようなところのお話かと思えます。こちらにつきましては、毎年、予算編成時に、社会福祉課のほうから優先調達制度というところで、市内の障がい者の主に就労関係の施設をご紹介していただいて、市内にこういう施設がありますよ、こういう形で作業しておられますよというところで、必要に応じて積極的にこちらの事業所を使っていただければというようなところで、毎年、周知のほうはさせていただいております。今、実績といたしましては、駐輪場の整理であるとか、あと敬老祝品のさをり織等でいろいろそういう事業所のほうにお願いして、優先的に調達をさせていただいているというような活動をさせていただいております。

あと、意思疎通支援事業と障害理解促進事業というところで、委員おっしゃられておりま

す、まず意思疎通支援事業なんですけども、おっしゃられております手話通訳者の派遣というところの中においては、確かに個人様に一緒に行く派遣と、あとイベント等で舞台の上で手話で通訳するというような事業、それぞれの２種類に分かれているのかなと思います。その数字については、今まだこちらのほうで把握できて、数字ないんですけども、事業の内容としては、そういう形では分類されるような形にはなっているのかなと思います。

あと、障害理解促進事業について、本当に藤井本委員のほうにもいろいろお世話になってるところでございます。こちらの内容でございます。障害理解促進事業というところ、これは地域において、障がいの理解を深めるというようにところに主眼を置いた事業でございますが、令和５年の４月から手話言語条例を施行いたしまして、手話のほうに重点を置きまして、令和５年度は活動を行わせていただきました。内容的には、手話講座というものを開催させていただいたんですけども、各小学校と庁舎職員、また、民生委員等に手話講座を実施させていただいたところでございます。特に小学校で開催させていただいた内容等は、子どもたちも本当に熱心に手話のほうをやっていたいて、こちらとしても本当に事業としてさせていただいてよかったなというふうに思っている事業でございます。これは引き続き、来年度以降も継続して続けていくというようにところで考えておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 前後しますけど、最後に言っていたいた手話のほうは一生懸命に取り組んでいただいているということで、今おっしゃっていただいたように継続的にこれからも、小学校の子は今、受けておられたら、これ中学校ずっと大きくなってこられたら、やっぱりどこかで何らかで手話というものをもう少し一般化するやろうなと思いますので、それは本当によろしくお願ひします。

あと、就労支援先へ市からの委託というところやけど、私もふれあい作業所もたまにおったりして、あそこで敬老会というのか、何かお願いしているんですね。おっしゃったけど、やっぱり仕事がないと、ああいう作業所というのは訓練にならないわけですね。だから、もう少し考えてもらって、何かお願いできるのと違うかなというふうに私は思います。何というのはもうここで話しすべきことないから、こんなやつたらという言い方が大変失礼か分からないけど、何かこういうのをやってもらおうとか、そこへ頭を切り替えていただいて、お仕事をさせていただくような仕組みという、そういう仕組みをつくっていただいたら、市役所の中の仕事だって、自分らの仕事を委託してするんだからというふうに、そこはまた力を入れてください。

あと、問題はシルバー人材センターやね。私らはもうその年代に達しているんやねけど、よく入会してくださいと入って配ったはる、一生懸命になったはるのは分かるんですけど、環境的にやっぱりそなん我々の年代で入っている人、ほとんどないじゃないですか。となったときに、今のシルバー人材センター、そのままでいっちゃうと、ほんま言わはるように七十何ば以上方、80代近いような人がなられて、ほんなら市民から注文を受けます。でもできませんという、今のね。これ、問題視をしていただいて、もう少しここも力を入れていた

だきたいな。これは葛城市のみならずの問題やと思いますから、うちだけがどうのというのはないけども、このままずっといったら、やっぱり想像できるものがあるじゃないですか。シルバー人材センターが行っていると。市長、もしええねやったら、その辺のお考えを言っていただいたらありがたいと思いますけども、これほっとくと、ずっといってしまいます、同じように。一般のほうで、やっぱり就労がずっと増えていくわけでしょう。お金だけでなく、生きがいとしてのシルバー人材センターという役割もあるわけで、ここを守っていこうと思えば、何か力を入れてあげやなあかんと。お願いというベースでよろしく願いします。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 問題提起、本当にありがとうございます。私自身はもう制度疲労が起こっていると考えております。シルバー人材センター自身はもう25年ほど前にできた仕組みなんですけども、その当時の社会状況と今の社会状況は、もう違います。その当時はたしか定年が60歳の時代でした。もう今65歳、これからさらに、70歳までいく可能性まで考えると、今のシステム自体がもう立ち行かない。ですから制度疲労やと思っています。ですので、シルバー人材センターそのものの中でまず整理をしていただくということが、まず一番大切なのかなとは感じております。ただ、そのことについては、行政も当然応援しないといけないのかなと。今相談、実はしています。どういうやり方だと継続できるのかというようなところで、内部の事務的なものも含めた相談を受けて、一緒にやっていきましょうという話はしているんですけども、当初から、シルバー人材センターの目的の1つは、やはり高齢化する、高齢化の人口が増える中での福祉という部分の考え方がかなりのウエートありましたけども、今の形態だけでもいいとしたら、福祉のウエートがもう限りなく高くなるという思いを持っております。ですので、まず、制度としてどんなやり方ができるのかというところから相談に乗っていきたいと感じておるところでございます。今言えるのはそこまでです。

以上です。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 シルバー人材センターに関連してなんですけど、補助金を出していますから、これは行政としても高齢者の福祉という観点から補助金も出ていると思うんですね。これは私、市民の方から直接お話を聞いたことなんですけれども、スーパーなどが、カートの整理とか、そういうふうなことを地域のシルバー人材センターに頼んでいると。そこからでないと受け入れなくなって、従来の高齢者の方の働いていたのが、逆にもうシルバー入れますから結構ですと言われると。そこで、葛城市ではそういうシルバーでそういうところあるんですかというふうに聞かれたことがあるんです。直接シルバーに聞くと、シルバーのほうは、いや、市内以外のところは受けられませんと。市内でしか受けられませんということなので、それは市外のスーパーだったので、そういうことがあったということで、それは受けられませんということだったんですが、仕事の内容として、私は女性が働く場で、以前にも言うたことがあるんですが、草刈りとか剪定とかそういうのは高齢者、男性が多いんですが、やっぱり女

性の方は清掃とか、そういう仕事はもっと欲しいというふうなことを以前から聞いていたことがあるんです。学校支援員のような形でコロナのときは清掃員という形で、高齢者の女性がたくさん学校に行かれて、非常に喜んでおられました。やっぱり学校で子どもたちのそばで働けるということで、生きがいを感じるということがあったので。例えば、公共施設の清掃を委託で今たくさん出していますけど、入札もかけていますけれども、そういうところを先ほど藤井本委員がおっしゃったように、仕事を増やすというふうな形でいけば、女性のシルバーの方のニーズにも応えることができるかなと。シルバーのいいところは、一緒に働くので仲よくなるんですね。私もシルバーやっていたことがありますので、いまだに草刈りやって苦勞した人とは、あのときとか言うて、会うたら元気かみたいなことで、一緒に働くというのは、やっぱり高齢者同士、藤井本委員がおっしゃったように生きがいになるので、女性の場合はそれが非常に少ないということを当時から聞いていたので、そういうのは、市長は今後、制度疲労の問題もあるからということとはそれとしてあるんですけども、当面のところでぜひ仕事を、何かそういうのを設けていただけたらと思うんです。それ調べてほしいんですね。そのスーパーの件とか、どういう、今民間のほうでそういうシルバーの需要があるのかということをご希望したいと思います。意見だけで申し訳ないです。

増田委員長 シルバー人材センターと、それから市との関係について説明願えますか。これ、法人格取っておられて、10年ぐらい前にいろいろと関わり方が変わったと思うんです。その辺、ご説明いただけたら。当時と比べてね。ないですね、理事に入っているとかそういう関係が。理事に入っている。以前は市長も何らかの関わりがあったというふう思うんですけども、その辺の関係の変化というか、分かりますか。だから、今後は、市長はそういう関わりも深めていきましょうという説明をされたと思うんですけども。若干距離というか、一法人として、今、経営されているので。

中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。

すいません、以前の経緯についてはまだ分からないところがあるんですけど、現在のちょうど理事会というか、この前、総会もありましたところでは、市長のほうは役といいますか、特にないと思います。その中で、私、保健福祉部の部長として参加させていただいておりますのと、議員のほうでも参加いただいている方もいます。そのような関わりの中で、運営に何かありましたら教えていただいたり、ご相談に乗ったりしているところでございます。

増田委員長 過去と若干変わっているという、以前の関わりが見えたら分かりやすいんですけども、直接経営にいろんな意見を市のほうからお願いするというのは、理事会で発言されとかという、議会も同じ立場で意見を言うというぐらいの関係になっているということですよね。余計なこと言うてすいません。関わりがね。市の外郭団体的なそういう関わりまでないということなので。何か法律が変わって法人格を持たれたときに、いろいろとそういう市が経営されたというふうに伺っているんです。それが10年ぐらい前やと思うんです。

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は88ページです。もう成果報告書で言うたほうが早いので、成果報告書の42ページです。生活保護総務事業というところで、42ページ、生活保護支給事業、生活保護費の中で生業扶助というこの内容、どんなもんか教えていただけますか。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。

生業扶助という形になるんですけども、生業扶助は困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対しまして、仕事に就くための技能就労費や、高等学校進学に係る費用を支給する内容のものとなっております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 生活保護を受けていらっしゃる子ども、高校に通うときとか、就労のための資格取得とか、そういうようなところの扶助ということで、これ延べ人数、そして令和3年は11人で総支給額は22万円程度、令和4年度は36人で支給額は48万円程度、令和5年度は50人で72万円程度の支給があるという増加傾向にあるんですが、ここに何か増えてきている理由というんか、何かあるんですかね。

また、高等学校に入学時に学費が支給されるということなんですけども、一定一律で、これは高等学校に入学したら支給されるのか、そこらもお聞きます。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。金額的にはちょっと増減あるんですけども、令和5年度の対象の方が成人の方1人ということで、その支給する内容で金額のほうが変わってきているというところでございます。特に本当に逆に、あまり、もう本当に年間1人、2人とか、そういう形で推移しておるようなところでして、そのときそのときに応じた金額の推移になっているというところでございます。

高校進学の際の費用につきましては、就学に係る基本の費用と、あとその学校に係る例えば制服やかばん等、その費用を算定して、それぞれで支給するというような形になってきておるというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 高等学校入学時、生徒によって費用という、そこら状況を見て支給されるよと。支給内容と、支給人員はだんだん年々増えてきているんですけども、延べ人数か。そやから内容についてはあれか。延べ人数ですからね。分かりました。子どもが高校に通うための学費とか社会復帰のための費用ということで、了解いたしました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくをお願いします。

1つ目ですけれども、80ページになります。3款2項の5目ですが、児童館・学童保育所運営事業ということで、この成果報告書の38ページのところに各学童保育所の入所者数とか

があるんですけれども、学童保育所の職員がどうなっているのか、それぞれの施設で、それで、指導員と支援員というふうにあると思うんです。ほかにも補助員みたいな形があるのかも分からないんですが、どういう職の人数になっているかというのを各保育所ごとで教えていただけたらありがたいです。

それから、82ページですけれども、3款2項7目の地域子育て支援センター運営事業ということなんですけれども、これも39ページ、成果報告書のところには、地域子育て支援センター事業ということで、丁寧につどいの広場、あるいはお出かけ広場等、やっておられることについて書かれてあるんですが、これ、土日の開催状況が現在どうなっているのかということについて伺いたいと思います。

それから3つ目ですけど、84ページになります。決算書84ページの3款2項8目の子ども若者育成支援事業のところなんですけれども、成果報告書、先ほど松林委員もご質問のありましたけど、40ページ、41ページに詳しくあるんですが、その中で、40ページのところにニート・ひきこもり相談ということで来所数等書いてあるんですが、このニート・ひきこもり相談のうち、いわゆる社会人、大学卒業後、社会へ出て、ひきこもるという方も結構いらっしゃるんです。これは学校で不登校よりももっと深刻でして、なかなか社会復帰が難しいということで、いつきは8050の問題、今もう9060とか言われていますけれども、40歳までこ若センターは相談ということがあるので、社会人のひきこもり相談というのはどの程度あるのかということについて伺います。

増田委員長 油谷課長。

油谷子育て支援課長 子育て支援課の油谷です。よろしくお願いします。

ただいまご質問の学童保育所の職員の数と内訳ということでございます。学童保育は、学童保育所と児童館の職員を兼ねた職員が1名と会計年度任用職員55名で現場の運営を行っています。会計年度の職員の学童ごとの内訳ですが、職種としましては、学童保育支援員と支援補助員と、あと長期休暇のほうの支援補助員がいて、まず新庄学童からです。支援員のほうが10名、支援補助員が5名、長期休暇のみの方が3名、合計18人です。新庄北小学校の学童ですが、支援員が3名、補助員が2名、長期休暇のみの方が2名、忍海学童のほうが、支援員が6名、補助員が2名、長期休暇の補助員が2名、それと磐城小学校学童ですが、支援員が7名、支援補助員が5名、長期休暇の方が1名、當麻小学校学童ですが、支援員が4名、補助員が3名、長期休暇のみの方はいません。ですので、合計としましては、支援員の方が30名、補助員の方が17名、長期休暇の方が8名の合計55人です。支援員の中には、各学童の主任の方も含めております。以上です。

あと、支援センターの土曜日の開催状況という、土曜日のつどいにつきましては、現在、第2、第4土曜日の月2回、磐城児童館にて実施しており、令和5年度は年間で744人の親子の方が利用されています。

以上です。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。ただいまの谷

原委員のご質問にお答えいたします。

ニート・ひきこもり・若者相談につきましては、令和5年度につきましては、57名の相談を受けておりますが、そのうち6名が大学生や大学に在学中の方となっておりますので、大学を卒業された後の方につきましては、差引き51名の相談を受けている状況にあります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。学童保育所のほうで、続いて質問なんですけれども、支援補助員委託料というのがあるんです。つまり、支援補助員を採用するのに、委託先のほうから派遣していただくのかどうかあれなんですけど、これどういう内容になっているかということについて伺いいたします。

それから子育て支援センター、つどい、土曜日、月2回、これは児童館だけだということだと思うんですが、成果報告書を見ても、新庄地区のほう、子育て支援センターのほうと磐城児童館を見ると、やっぱりつどいの広場、どうしても児童館のほうが多くなると。やっぱり土曜日にぜひ参加したいという方もおられるので、新庄のほう、会館が土曜日は閉まってしまうことがあって、利用が難しいと思うんですね。でも、働いているお母さんは土日しか行けないわけなので、これずっと要望はしているんですけれども、また考えていただきたいと思うんです。これは意見だけにとどめておきます。

それから、ニート・ひきこもりについても、40歳までということで、それぐらいの方があるということなので、引き続き大変ですけれども、ご相談のほうよろしくお願ひしたいと思いますので、1問だけ再質問。

増田委員長 油谷課長。

油谷子育て支援課長 子育て支援課の油谷です。

先ほどの支援補助員委託料の件ですが、こちらのほうは、シルバー人材センターとの労働者派遣契約により、補助員の派遣をいただいております。内容としましては、支援員の補助であるとか、世代間交流をしていただいております。令和5年度の実績では、各学童保育所に週2回、2名の方が来ていただいております。時間的には1.5時間、来ていただいております。令和5年度では49週間ということの実績でございます。よろしくお願いします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。支援員の方も、それから指導員の方も配置されて、安定的にしているなど。また、派遣ということでシルバーのほうにお願いして、地域貢献ということでやっていただけるということで、昔の遊びとかをやっていただけるんだらうと思うんですが、ちょうど香芝市で新聞に出ましたけれども、要は学童支援員がもうスポットのような形で派遣先で、1日だけ来てまた次が変わる、ころころころころ変わるということが問題になっていましたので、委託先というのがどういうことか気になっていたんですが、シルバーのほうにお願いするというので、高齢者の方にとっても大変喜ばれることですので、よく分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

山岡課長、修正。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。修正のほうをお願いしたいと思います。

先ほどの松林委員の生業扶助費の対象人数が1名と申し上げたんですけども、こちらについては、そのうちの技能習得費というところの部門の対象者が1名ということでございまして、この対象者自体は8名いらっしゃるというところでございます。実際やっぱり就労に向けた活動というところで、年々若干微増でありますが増えているというような傾向にあるというところで、修正のほうをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

増田委員長 ちょっと待ってくださいね。山岡課長、これ、「せいぎょう」と読むんですか、「なりわい」と読むんですか。「せいぎょう」でよろしいんですか。分かりました。

川崎所長。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 失礼いたします。私も修正のほう、お願いいたします。

先ほど杉本委員からご質問いただきました私の回答で、蓮花のA I相談室につきまして、高校1年生の学年まで使用可能というふうにお答えしたんですけども、令和4年、令和5年と2年運用しておりますので、現在は高校2年生の学年の方まで使用が可能となっております。訂正し、おわび申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、3款民生費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。

再開につきましては4時5分でお願いをいたします。

休 憩 午後3時49分

再 開 午後4時05分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4款衛生費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。89ページです。4款1項1目産婦人科一次救急負担金ということで18節になります。報告書は43ページ、それから45ページのところに詳しく説明があるんですけども、葛城市、産婦人科がございません。それで、この場合は夜間、休日ということなんですけれども、この一次救急の産科の所在地が大体どういうところにあるのか。このことについてお伺いいたします。

それから、あと予防接種事業ですか、風疹とかについて聞こうと思うんですが、ページ数は90ページ、90ページの4款1項2目それから12節になります。予防接種事業ということで、この中の風疹の第5期検査等ということでお伺いしたいんですけども、現状、風疹の予防接種の現状及び成果についてお伺いします。

それから3つ目ですけれども、決算書93ページになります。4款の1項4目になりますけれども、母子保健事業の妊婦健康診断委託ということで12節になりますね、委託料ですが、

これは報告書の45ページになるんですが、先ほどの救急ということでありましたけれども、これは通常の妊婦の健康診断委託ということで、恐らく産婦人科のほうに通院してはるんでしょうけれども、葛城市在住の妊婦の方が主に通院していらっしゃる産科というのは、何市でいいんですけど、大体どういうところに行かれているのか、産科の所在地を教えてくださいましたらと思います。

以上3点お願いします。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしくお願いします。

まず、1点目の質問です。産科一次救急の産科の所在地ということでございますけれども、この事業につきましては、県内の産婦人科13の病院による当番制により実施しております。県内39の市町村が参加しております。奈良市で5か所、生駒市2か所、大和郡山市1か所、橿原市1か所、桜井市3か所、香芝市1か所の産院13か所となります。こちらのほうに産科一次救急で受診された方の人数のほうは、把握はしておりません。といいますのも、受診方法といたしましては、まず夜間や休日に産科の受診が必要となった場合は、まずかかりつけ医に連絡をしていただいて、そこからつないでいただく。そこで連絡がつかなかったり、つなぐことができない場合は、奈良県のホームページに産科の13か所の一次救急の病院が載っておりますので、そこで受診していただくという形になっております。

2点目です。予防接種の風疹第5期検査等です。現状につきましては、これは令和元年度から3年間の計画で、国より風疹追加的対策といたしまして、風疹の抗体が低いと考えられる昭和37年4月2日生まれから昭和54年の4月1日生まれの男性に対しまして、抗体検査を実施し、国が定める抗体価よりも低いと判断された方に対して予防接種を実施したものでございます。当初、令和3年度で終了予定でありましたが、検査の受診率が低い現状を受けまして、令和4年度から更に3年間延長され、今年度、令和6年度までで終了する予定となっております。

成果といたしましては、本事業実施の初年度、令和元年度に対象者4,174人に対しまして、令和5年度末まで抗体検査を受けられた方が1,607人、うち予防接種を受けられた方が393人となりました。風疹は成人がかかると症状が重くなることもあり、また、妊娠初期の妊婦に感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障がいがあることがあります。ですので、今回の追加的対策は、対象となる男性と赤ちゃんを守るために、一定の成果があったと考えております。

3つ目のご質問です。妊婦健診の委託料で受診されている産科の所在地はということでございます。大和高田市、橿原市、香芝市が主に通院されていると把握しております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 産婦人科が葛城市にないということで聞いておりますのは、やっぱり通わなければいけないと、通常のかかりつけのところも、市外へ。これが大変つらいことがあるということをよくお聞きするので、これについては、産科のなかなか誘致も大変だとは思いうんですけれど

も、誘致とともに費用負担もありますので、なかなか自分で運転できないという中で、タクシーを使って行かれる方もおられます。こういうことに対する葛城市としての何らかの対策が必要なのかなということで、これは意見として述べさせていただきます。

それから、風疹のほうですけれども、これは何らかの形でもうちょっと増やさないと、先ほど言ったように、やっぱり抗体を持ってない方がおられると、そこで流行する、それが妊婦にも影響するとか、成人男性もかかったら大変なんですけれども、そういう子どもにも影響するということがあるので、これについても何らかの形で、令和6年度まで継続することですけど、もっとキャンペーンとか、もっと知られていいのかなと思うので。一定の成果はあったということでしたけれども、4,174人の対象のうち1,607名ですか。393人しかワクチンも打っていないということなので、何らかで皆さんに協力していただくのが必要なのかなということで、よろしくお願いします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今、風疹の質問がありましたので、同じページで同じ場所なんですけど、90ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、同じく12節委託料で、風疹の1つ下です、子宮頸がん予防接種委託料ということですね。成果報告書は44ページ、決算額は1,175万8,900円なんですけれども、成果報告書によりますと、接種を受けた延べ人数なんですけど、令和4年度が460人で、令和5年度が466人となっているんです。それほど人数変わらないんですけど、決算額を見ましたら、令和4年度758万7,270円に対して、先ほど申しましたように、令和5年度は1,175万8,900円と増額しています。かなり上がっていると、人数同じなのに。この理由についてお答えいただけますでしょうか。

それから、予防接種つながりもう一つだけ、91ページです、決算書の。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料で、新型コロナウイルスワクチン接種会場管理運営委託料、成果報告書は44ページになります。決算額740万6,578円の分なんですけれども、接種件数が、令和4年度は3万7,682件あったのに対して、令和5年度は1万6,019件というふうに半分以下に減っているんですけども、新型コロナウイルスワクチン接種会場管理運営委託料の決算額を見ましたら、令和4年度は179万2,000円に対して、令和5年度は740万6,578円と大幅に増加しているんです。この理由について、接種件数のことも含めてお答えいただきたいと思います。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしくお願いします。

まず、1つ目の質問の子宮頸がんの予防接種についてです。子宮頸がんの予防接種は、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐ予防接種でございますが、ワクチンには2価ワクチン、4価ワクチン、9価ワクチンの3種類がございます。中でも9価ワクチンが最も予防効果が高いと言われており、令和5年の4月から定期接種の対象となりました。これまでのワクチンの接種単価が1万6,530円でしたが、この9価ワクチンにつきま

しては約1万円上がりまして、2万6,210円となりました。この単価の上昇分が、約460件の委託料が上がった原因となります。

2つ目のご質問です。新型コロナウイルスワクチンの接種事業の委託料についてです。これにつきましては、福祉総合ステーションを集団接種の会場とした上で、事務所内での電話対応や取次ぎ、会場の清掃や消毒などの業務を葛城市の社会福祉協議会に委託しております。その委託料としまして、令和4年度に179万2,000円、令和5年度に40万9,500円となっております。令和4年度までは、集団接種会場の運営は市の職員の応援体制で実施してきましたが、令和5年5月8日から新型コロナウイルスが2類相当から5類感染症となったことによりまして、市の様々なイベントも再開されることとなり、市職員による土日の応援体制を維持することが困難になりましたことを受けまして、令和5年度に公募型プロポーザルにより業者を選定して委託することになりました。その結果、6月4日から12月16日の間の土日祝日を健康福祉センター及び福祉総合ステーションで12歳以上対象とした集団接種の実施をし、ワクチンの接種数は9,089件で委託料が699万7,078円となりました。この合計金額が740万6,578円となっております。成果報告書のほうで、集団接種会場の接種者数1万67件と記載しておりますが、このうちの9,089件がこの運営委託した分で、その差の978件が乳幼児及び小児の接種と1月以降の12歳以上の接種分であり、新型コロナウイルス対策室の職員等で直営により対応したものととなります。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、1つ目の子宮頸がん予防接種の件については、2価、4価、9価とワクチンがあるけども、9価ワクチンというのが予防効果が高いということで、これが定期接種に採用されたから、それを使うことになったので上がったということで、承知をいたしました。子宮頸がん予防接種につきましては、ワクチン接種の機会を逃した方というのはたくさんいらっしゃると思うんですが、キャッチアップ接種ということ、キャッチアップというたら追いつくという意味ですが、そういう接種があって、テレビCMなどでも接種を呼びかけられていると思います。テレビ等ではあるんですけど、葛城市において、葛城市内では、例えば案内方法とか、それから対象者とか、それからあと接種者、それについてどのようにされているのかお答えいただけたらと思います。

それからあと、新型コロナウイルスの令和5年度のワクチン接種ですね。これは業務委託により接種体制整えられたということで理解いたしました。

それから、同じく新型コロナウイルスワクチン接種事業の21節の予防接種健康被害救済補償金として、令和5年度、これ53万4,950円となっているんですけども、これについて私、先日の一般質問で触れた予防接種健康被害救済制度に係る補償金だと思いますけれども、この内容についてご説明いただけますでしょうか。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 1つ目の質問の子宮頸がんのキャッチアップ接種につきましてです。子宮頸がんの予防接種の積極的な個別勧奨が一時的に差し控えられた間、定期接種の対象であった方々

でワクチンの接種機会を逃した方を対象に実施する予防接種でございますけれども、定期接種の対象者は小学校6年生から高校1年生の女性ですが、令和4年度に個別接種を再開し、これまで接種機会を逃してきた平成9年度から平成18年度生まれの全3回の接種を完了していない女性に案内と予診票を送付してまいりました。このことにより、令和3年度の接種件数が78件であったものが、令和4年度に460件、令和5年度に466件と増えまして、令和6年度も引き続き接種勧奨のはがき等を送付しております。キャッチアップ接種につきましては、葛城市では市の広報や市のホームページなどで周知しております。令和5年度の接種勧奨のはがきを送付した方は1,437名いらっしゃいます。うち1回でも接種された方は228人、件数で言いますと484件、約16%の方が接種されました。

2つ目のご質問です。予防接種健康被害救済補償金ですけれども、これにつきましては、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、補償金として国から給付されているものです。新型コロナウイルスの予防接種を受けた方の健康被害については、令和3年度に申請された1名と令和4年度に申請された1名に係る給付の分となっております。以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 子宮頸がんワクチンについては、接種勧奨してくださったおかげで、16%の方が接種をすることができたということですね。それから、新型コロナワクチンについても、予防接種健康被害救済補償金についても承知をいたしました。一般質問でも述べましたが、予防接種というのは、接種することによって得られる利益と、それからまたリスクもあるわけですから、これらをしっかりと伝えていただいて、予防接種を希望される方が接種していただけるようお願いをしたいと思います。

それから、新型コロナウイルスワクチンにつきましても、令和3年度から令和5年度までは、特例臨時接種ですよ。それで、新型コロナウイルス対策室の方々とか医療関係者、大変ご尽力をいただいたということでございます。また、令和6年度以降は定期接種となりますし、秋から10月からは高齢者の接種も開始されますけれども、引き続き、原課におかれまして、市民の方が安全に接種できるように、その辺りご尽力よろしくお願いいたします。以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、成果報告書46ページ、決算報告書では93ページの母子保健事業なんですけれども、93ページの母子保健事業の費目で言うと、一番下から12番目の産後ケア委託料、成果報告書は46ページになるんですけれども、これ産後ケア事業の表なんですけれども、中ほどにある表7、サービスの種類で宿泊型サービス、通所型サービス、そして多分令和5年度より導入されたサービスと思うんですけども、訪問型サービスとありますが、それぞれのサービスの具体的な内容、それを教えてください。

それと、もう一つは、これは成果報告書でいきます。47ページ、保健施設費、1番の新庄

福祉センター運営事業費の庁用備品購入82万円程度あるんですけど、これの内訳を教えてください。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしくお願いします。

産後ケアの事業の内容でございますけれども、宿泊型、通所型、訪問型と3種類のスタイルがありますけれども、内容といたしましては全て同じで、産婦の健康管理や乳房ケア、授乳ケア、沐浴・授乳指導、乳児のお世話などを行っていただいています。心身ともに不安定な時期で、支援が必要な母子に対してサポートを全面的にさせていただくという事業になっております。

2つ目のご質問の庁用備品の購入費でございます。82万1,150円です。これは3つありまして、1つ目が液晶のプロジェクター4万8,070円、軽量ラック4万9,940円、そして個人情報保護棚72万3,140円となっております。

以上になります。

増田委員長 松林委員。

松林委員 庁用備品のほうは了解いたしました。

宿泊型というのは宿泊をするということやと思うんですけども、宿泊型の利用日数は令和4年度は12泊、令和5年度は28泊、宿泊して健康管理、保育の指導等すると思うんですけども、また、通所型サービス、これ利用日数、令和4年度は3日間で、令和5年度は54日となっております。恐らく市民の間でこのサービスのことが定着したというような、こういうような事情もあると思うんですけども、主に利用日数が増えた考えられる理由を教えてください。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 産後ケアですけれども、もともと産後に心身の不調、または育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者と、もともと国の通知ではなっておりましたが、令和5年の6月30日での通知で、産後ケアを必要とする者に見直し、本事業が支援を必要とする全ての方が利用できる事業であることが明確されたということも増加の理由の1つと考えております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 この事業というのが全ての人に使っていただく事業であるということが、国のほうで正式に公表があったということやと思うんです。今後も出産後に育児や自身の心身の不調、不安を抱えるお母さんはたくさんおられると思います。きめ細やかな支援事業、ありがとうございます。今後もまたひとつよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 93ページ、今の松林委員の母子健康事業費の委託料のその上の妊婦健康診査委託料、これは妊婦の病院に行くお金を補助しているということやと思うんですけども、これ、14回が適

切な回数と言われているのかな。ただこれ、一番最初に妊娠しているかと思って病院行くじゃないですか。妊娠していますとなったとき、この1回は出ていないと思うんです。この1回から出たほうがええと思うんですけども、その辺の見解、ここで言うべきことじゃないかも分かんないですけど、この時点でもう妊婦じゃないですか。せやのに、現金なんですよ、次からチケットもらえるんですけども、それおかしくないと思っているんですけども、ここで言うなよって話なんかも分かんけど、葛城市だけでも、ここももう妊婦ですとしてほしいなと思って質問させてもらっています。

2つ目が、これ成果報告書のほうで言わせてもらって、47ページの環境衛生費、1番、環境衛生事業の1番、河川水検査25万6,300円、市内11か所において環境検査を行ったと、これホームページにも載っている、答える人いますね。市内ホームページにも検査の結果載っているんですね。市内の11か所といろんなところの川の水を検査されているんですけども、場所もざっくりやし、数値はぼんぼんぼんぼん書いてあるだけで、いいか悪いかも分からないんです。この結果をどうやったんか。よかったから載せてあると思うんですけども、それを教えていただきたい。

ほんで、その次の49ページのごみ処理施設運営事業のクリーンセンターのところの(1)文化財影響調査業務、これと2番のダイオキシン類検査業務、これもホームページで載っていて問題ないとは思うんですけども、この2つ、河川のやつとダイオキシンなり文化財のやつとかでも、何か調査して問題あったときってどういう流れになるんですかね。これって問題あったときでも大変なことやと思うんですけど、その辺の体制ってできているのかなと思うんですけど、その辺の結果と対策について教えていただきたいです。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 先ほどの妊婦健診のご質問ですけれども、現状の報告にしかないんですけれども、第1回目の受診につきましては、生活保護の方と非課税の方に関しましては無料で受けてもらっております。ただ、ほかの方に関しましては、先ほどおっしゃっていただいたように、使えませんので、自費でということが現状です。

以上です。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課の石橋です。どうぞよろしくお願いします。

河川水位検査ということで毎年させていただいております、昨年、委員のほうからご指摘いただきまして、12月にやったやつを令和6年から7月に変更させてもらてるというのを、まずご報告させていただきます。11か所させてもらておるんですけども、それぞれ主立った川がありまして、そこで、名前を挙げていきましたら尺土の葛下川、尺土東の川、岩谷川、初田川、高田川、甘田川、葛城川、兄川というふうな形で、市内の主立った川を全て、ほんで、毎年ほぼ同じポイントで取水をさせていただいております。その中で、同じ時期、同じポイントで、単年の検査結果ではなしに複数年ずっと見ていってどうなるかというふうな見方になっております。ほんで、さっき委員も言ってくれはったんですけども、特に問題がないという、ざくっとした話になります。それぞれ生活環境、農業用水、ダイオキシン類とい

うふうな形で項目が分かれておりまして、それぞれ7項目、9項目、7項目というふうな形で、主に使われるであろう用途によって項目等も変えておるものをホームページに公表させていただいております。今数値、読み上げましたらかなり時間を要しますので、以上でとめさせてもらいたいと思います。

以上です。

増田委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今の委員ご質問の、まず1つ目ですけれども、生活環境影響調査というほうになりますけれども、こちらのほうは特にクリーンセンターの排気ガスが、文化財の劣化等、そのような方向に影響が出ていないかというのを調べるのに主に調査させていただいております。そちら、結果のほう、ホームページに出させていたいただいているんですけども、要諦が分かりにくいかもしれないんですけども、主に測定させていただいていますのは、酸化物質の二酸化硫黄、二酸化窒素、塩化物イオンの濃度という、その3点を測定しております。

あと、場所が、クリーンセンター以外に距離によって影響が出ているかというのを確認するために、1つ目が當麻寺の西塔、2つ目が當麻寺の竹之坊、それとクリーンセンターと、あともう1か所、當麻スポーツセンター、あとちょっと場所が離れておりますけれども博西神社の5か所で測定させていただいております。そちらのほうは、総括の今の結果のほう、文章で書かせていただいているんですけども、いずれの測定値も正常値の博西神社や當麻寺と同等で、周囲を山林に囲まれて、樹木の大気汚染浄化の作用も相まって良好な結果ということで報告が出ております。そちらの測定のほう、奈良大学の文化財研究室の先生に見ていただいているんですけども、そちらのほう、奈良市の世界遺産に登録されている寺社等も測定されておまして、それにも比較して同等以下ということで、葛城市の文化財が損傷劣化が急速に進行することはないというふうに伺っております。

続きまして、ダイオキシン類検査業務ですけれども、そちらのほうは、測定している場所が、當麻の瓦堂池と竹内の上池の池の底質中のダイオキシン、並びに當麻と竹内の土壌中のダイオキシンというのを測定させていただいております。そちらのほうも基準値をかなり下回っております、経年の変化も見えておりますけれども、そういうところは問題なしということでございます。

基準値を超えた場合のどういうふうな対応かということなんですけれども、ダイオキシン類のほうに関して説明させていただきます。仮にダイオキシンの基準を超えて検出された場合は、ダイオキシン類対策特別措置法というものに基づきまして、県知事に報告義務がございます。今後の対応及びマスコミ報道という手順を踏んで、進めていくことになります。その場合は、操業停止ということにはなるんですけども、測定のほうは、今ここに金額を上げさせていただいている分は年1回なんですけれども、あとは施設のほうの排ガスとかダイオキシンの環境測定というのは、年間何回か決めてやっておりますので、それは超えないように、順次、逐次、監視している。あと、焼却灰というのを大阪湾フェニックスに運搬しておるんですけども、そちらでも当然、検査結果出しております。抜き打ちの検査もありますので、

それは超えてしまうと大変なことになりますので、操業停止ということで、それは逐一確認、検査体制は取らせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 妊婦の健診に関しては考えていただきたいと思うんです。妊娠されていない方やったら意味分かるんですけども、妊娠された方、もうそこでカウント1やと僕は思うんです。それはさっきも言いましたけど、ここで言うなやって話でもあるんですけど、その辺、この前これ僕、一般質問で入れるの忘れとったんですよ。これ、あえて言わせてもらいました。そこから母子手帳につながる話にする予定やったのがすっかり忘れていてね。これも一旦どっかで考えていただきたいと。予算と決算でいうたら決算のほうが上がっているんで、なかなか強く言いにくいんだけど、また考えていただきたいと思います。

あと、クリーンセンターのほうはいいとして、川の水のほう、検査のやつを見たんですけど、項目があって数値があるだけなんでね。この数値はどれ以下とかというのはあるんですよ、多分。これ以下に収めなさいみたいな。その載せ方をしていただきたい。皆さん見ていただいたら分かると思うんですけど、何か数字がぼんぼんぼんぼんって書いてあるだけなので、ええ水なんか悪い水なんかさっぱり分からんみたいな。ここの川の水の検査のときに、基準値オーバーしたらどういう体制になる、どういう対応になるんですかね。ケース・バイ・ケースやと思うんですけども、そういう仕組みがあるのかなと思ってお聞きしたいんですけども。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 水質検査についてお答えをさせていただきます。この水質検査につきましては、飲み水としての水質検査ではなく、その河川がどれだけ汚れておるか、農業用水として適しておるかということを検査する水質検査ですので、この検査結果についても、水の中にどれぐらいの濁りがあるとか、そういうふうなものを載せさせていただいている検査ということになります。そやから、水道課等で行っている検査は、もっと細かいのでそういうのが入っているというのが検査対象になるんですけども、今回の毎年やっております水質検査については、河川の水質のための検査ですので、こういう簡易な数字での検査結果というようになっております。

増田委員長 よろしいか。杉本委員。

杉本委員 分かりました。でも、農業に使う水やから危ない水やったらあかんのと違うのかなと思うんですけども、そういう調べ方はしない。さっき見たときには水銀とかも入ったような気がしたんですけど、これって多過ぎたら危ないのと違うんですか。そういうのの数値の決め方あるでしょって。僕が見たやつは、それがぼんぼんぼんぼんって1とか2とか書いてあるだけで、どこまでいったらあかんのか分からへんから、そういう表し方してほしいのと、もしそうやって危ない水やった場合は、どういう体制になるのかということをお聞きしたいんですよ。いいとか悪いとかじゃないんです、僕が聞きたいのは。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 数値については、載せ方のほうについては考えさせていただきます。もし仮にそういう物質があるのであれば、早急にその河川の上流なり、そういうのを調査をさせていただいて、どこからそれが出ているのかというような形で早急に確認する必要があるのかなということを考えております。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私も成果報告書で、決算報告書では98ページなんですけれども、費目で言いますと、地域環境対策支援事業になるんです。ここの成果報告書は48ページ、ここの地域環境対策支援事業、ここにも書いてあるんですけども、この具体的な取組内容というのか、どういうふうなことをされているか教えていただけますか。

石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。どうぞよろしくお願いします。

まず、講師謝礼としまして、次世代を担う子どもたちにゼロカーボンについて考え、実践につなげるため、市内小学校の4年生全クラスを対象に環境教育を実施いたしました。講師をしてもらうのは、2006年に奈良県知事より指定されたNPO法人奈良ストップ温暖化の会、通称NASOに依頼をしております。おもちゃ病院であったりキャンドルナイトであったり、あと、管理用備品としまして、県の補助、地域環境対策支援事業補助金、これを活用いたしまして、不法投棄防止用監視カメラの購入等もさせていただいております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 今、大体内容的なものをおっしゃっていただいたんですけども、事業費だけ確認をさせていただいたんですけども、令和4年度では、この事業費は192万円程度、そして令和5年度のこの事業費では、ここにありますように175万円程度と減少しているんですけども、その内容は、先ほどの部分かどうか分かりませんが、備品購入費117万円程度で、消耗品需用費、これで30万円程度、合わせて147万円程度と。175万円のほとんどのこの部分が入っているんですけども、この内訳というのは、今おっしゃった部分でええんでしょうか。今言うていただいたそういう備品購入という、そういうところでええんですかね。内容的なものはどうですか、いいんですか。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 地域環境対策支援事業についてご説明をさせていただきます。この地域環境対策支援事業は、県のほうから2分の1をいただいて行う事業でございまして、最終処分場のある近隣の市町村に対して、2分の1を補助していただく制度となっております。環境課のほうで、これだけの費用を使っておるんですけども、あと建設課のほうのその近隣の舗装であったりとか、そういう事業も入っております。その中で、今、先ほど課長がお答えさせていただいたような環境課としては、おもちゃ病院であったり、環境教育の出前講座であったり、不法投棄の防止等で活用させていただいておりますので、その年その年によって、防犯カメラを買ったりとか、不法投棄防止看板等を設置させていただいたり等の事業費が変わってき

ますので、その年その年によって、決算額にばらつきがあるというのが現状でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 分かりました。今後も物を大切に作る心、ここを育むおもちゃ病院とか環境に対する講座、そしてまた実効性のある不法投棄防止に対する対策を更に進めていただきますように、よろしく願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 関連で、今の地域環境対策支援事業について、松林委員が聞かれました。これが98ページの決算書になりますが、17節備品購入費の中での管理用備品購入費で、今し方、不法投棄の監視カメラというふうに説明がありましたけれども、これは3か所つけられたというふうに私、理解をしているんですが、監視カメラやからあんまりどこまで言うていいのか、あれなんです、大体どの辺りにつけたというのがあったらお答えいただきたいのと、そうであれば、SDカードが入っているはずやと思うんですが、そのチェックの頻度、これ、どの程度されているのか、その確認をしたいと思います。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。どうぞよろしくお願いします。

今、不法投棄の監視カメラ、これ4台購入させていただいております。場所は、先ほど言われたように詳しくご説明できないんですけども、山のそばの不法投棄が特に多い場所に設置をさせていただいております。その結果、不法投棄がなくなりました。ですので、チェックをしておりません。する必要がございません。仮に不法投棄がその場であった場合は、当然チェックをさせていただくことになりますので、成果としても十二分に現れておるものと考えております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 次の質問が、成果が現れたのかという質問やったんですが、もう成果が現れたということで、すばらしいことやと思います。承知しました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと戻りますけども、93ページになります、決算書の。成果報告書では46ページなんですけれども、4款1項4目の母子保健事業の中で、成果報告書の46ページのところにある（4）新生児聴覚スクリーニング検査事業というところであります。ここに費用助成事業で9人、それから委託事業で215人とありますけど、この事業の説明をお願いします。どういう事業なのかということをお願いします。

それから、94ページの4款1項6目出産・子育て応援交付金事業ということで、18節になります、これも46ページの成果報告書のところにあります出産応援給付金、子育て応援給付金ということで、妊娠あるいは出生した子の養育者で、助産師等の面談またはアンケートに応じた者に対して、給付金が支払われるという事業ですけれども、このアンケートという

のはどういうもので、そこでどういうことを把握されて、どう相談活動等か何か分かりませんけども、生かされているのか、その成果について伺います。

それから3つ目ですけど、決算書の96ページの4款1項7目の13節になりますけども、新庄健康福祉センター管理事業の土地借上料ですけれども、500万円余りですが、これの、前回、場所も目的も聞いてはおりますけれども、契約金額の算定根拠がどうなっているのかということをお聞きます。

3点お願いします。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。

まず、1つ目の質問です。新生児の聴覚検査につきましてですけれども、委託料、負担金、助成金と3項目ございます。新生児の聴覚障がいを早期に発見し、適切な支援につなげるための聴覚検査に要する費用の一部を助成するものでございます。葛城市では、令和2年度から助成を開始しておりまして、令和2年度から令和4年度につきましては3,000円を上限とし、助成金として申請者に給付しておりました。それが令和5年度からは、奈良県医師会との集合契約によりまして、自動ABR検査4,000円、OAE検査1,500円を上限とし、委託料として支払っております。これは妊娠届出時に母子手帳と妊婦健診の補助券とともに、聴覚検査の受診券を交付しております。負担金につきましては、県外の医療機関で検査を受けられた際に、この受診券を使っていただくことができませんので、領収書、母子手帳の写し等を添えて申請していただいた方に償還するというものがこの負担金になります。助成金は、令和4年度までに検査を受けられた方につきまして、申請期限が6か月後までとなっておりますので、令和5年度に入ってから申請された方への給付した分となります。ですので、3,000円の方がこれになります。

2つ目のご質問です。出産・子育て交付金事業です。事業の内容としましては、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐという伴走型の支援と、経済的支援を一体として行うことで、安心して出産・子育てができる環境整備を構築することを目的としております。具体的には、妊娠届出時に保健師や助産師が面談して相談支援を実施するとともに、5万円の出産応援給付金を支給しております。妊娠中期8か月頃にアンケートを実施し、相談支援の希望者に面談を実施しております。出産後4か月以内に行います新生児の訪問時に、また再度面談をして、子育て応援給付金の5万円を支給するものがこの事業の内容となっております。

アンケートの内容でございますが、妊婦の体や赤ちゃんの体について、また、精神的な問題など相談したいこと、相談をする人がいますか、や、お住まいや生活環境に満足していますか等、不安なことなどをアンケートで聞かせていただきまして、その結果によりまして、支援の重要度を区分させていただいて、皆さんにその後フォローを行っております。

3つ目の土地の借上料です。新庄健康福祉センターの北側に隣接する土地を約60台分の駐車場として、賃貸借契約をして借りております。健康福祉センターで保健事業を実施するには、これだけの駐車場の台数が必要でありまして、乳幼児を連れた来館者の利便性や安全性

の面からも、この場所が最適であると考えております。金額の積算根拠についてですが、当時、近隣の地価公示や路線価を参考にして、交渉の結果、合意したものとなっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。新生児聴覚スクリーニングの検査について質問させていただきたいんですけども、奈良県のほうからの補助もあって、今はもうABRの検査もされているということで、これで、より精密な検査が必要ですよというふうなことがあった場合に、その方たちがやっぱりきちっと検査に行くというふうな案内というか、一番いいのは、お金も補助したらいいと思うんですけど、まずは案内というか、成人の健康の場合でもレッドカードみたいな形で受診してくださいというのを案内をされたりしているんですけど、何かそういうことはされているのでしょうか。それとも、この1回の検査で、そこまでもうきちっと、この子は聴覚上問題あるから、今後継続的に医療機関にかかってくださいと結果とともにそういうふうに案内されるようなものなのか。そこをお聞きしたいんです。これ前から私一貫してこれ言わせていただいているんですけど、早期に発見しなければ、お子さんが小学校入学時になって、どうも聞こえが悪いということが分かって、その時点になると、知能の発達、もっと早くに発見して補聴器等をつければ、知能の問題の発達も十分できるんですけども、そこが聞こえが悪いまま小学校を迎えるというふうになると、その時点で分かった知能の発達のほうも遅れるということで、いろんな問題があるということがあるので、やはりせっかくこういう検査されているんだったら、そこまでプッシュして、事後のお子さんのそういうフォローができるようなところまでやっていただきたいというのが強くありまして、しつこく聞いているようなところなんですけども、そこを教えていただけたらと思います。

それから、出産応援給付金、非常に手厚い、要は相談をしていただくということで、その中で事後のフォロー、保健師が、また訪問もされるでしょうし、最初の取っかかりとして、給付金もつけてやっておられるということで、非常に今手厚くされているなということで、ありがとうございます。

それから、土地借上げのことについては分かりました。積算根拠も分かりました。ありがとうございます。

1つだけお願いします。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 1回目の聴覚検査をした結果、再検査が必要となった方につきましては、大体この検査を受けられるのが出産をされた病院ですので、そこから次の病院につないでいただくというシステムになっております。令和5年度につきましては、再検査が必要となった方は5名いらっしゃいました。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。これで5名の方が次の専門的な病院のほうに行かれるということになるわけですね。そういう形でしっかりとフォローしていただけたらと思います。ありが

とうございます。

増田委員長 ちなみに、何人中5名ですかね。

松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

令和5年度、224名中5人が再検査が必要となりまして、そのうち……。

増田委員長 結構です。ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 時間ですが、あれですので、私も最後にしておきます。もうこの報告書でいきます。ごみのほうの関係になるんですけど、環境衛生費の集団回収、47ページ、再生資源集団回収、集団で回収しているという、これは私、ええ事業やなと思ったんですけど、私の地域でこれはもうなくなってしまいまして、これも予算を見ていると、予算と決算を見ていると、予算よりも決算がかなり半分ぐらいになっているということで、これかなり減少していると思うんです。その減少の状況と、ここにでもまだ36団体が、助成対象の団体が、36団体の団体がやられているというところで、うちなんかって私の地域では、子ども会が今までやってはるんですけども、子ども会ももうやめられて、何でも時代のせいにしたら駄目か分かんないけど、そういう時代なのかなという私なりの気持ちもあるんですけど、これ自体の現象と状況と、じゃ、今やっておられるのはどういう団体がやっておられるのかというのを教えていただきたいというふうに思います。これが1点目。

2点目なんですけども、これは今度、クリーンセンターになります。これも報告書でいきますと49ページで、可燃ごみの処理状況ということで、49ページの真ん中ぐらいに、直接収集、委託収集、許可業者搬入となっています。この焼却量がどのような形で推移をしているのか。もう去年よりはこうやというぐらいのことでも結構ですので。ただ、ここで詳しく教えていただければのやったら、直営収集がどうやねん、委託収集はどうで、例えば事業者等の持込みなんていうのは一般ごみじゃないので、事業者が増えるとこれは増えてしまいますから、いわゆるごみの減量化はどうなってんのという話やねんけど、直営収集からここに書いている細分化されていますので、そういう中身はどうやねんと。ごみの総量じゃなくてね。ここでこの表を使ってでもいいですから、お教えていただきたいと思います。

あと3点目も、もうこの分野にいきたいと思うんですけども、最後のところのリサイクルプラザ、笛堂にありますけど、これもともと新庄クリーンセンターの跡地を利用されています。これ解体するときの費用は、リサイクルというんか、そういう形のものに使わないと解体費用も出ないということで、もうだいぶ前になりますけども、これを建てられたという、間違っていたら言うてくださいね。リサイクルプラザを建てられて、運営されているということですけども、金額的にしても、環境課のほうでかなり小規模というてええんか、どういう運営してんのと。もう少し費用も、いわゆる人件費でも、会計年度の方1人だけおられるのかな、そういう形で運営されていると思うんですけど、あこで一体どういうふうなことをされているというのと、リサイクルということになるとリサイクルプラザですから、リサイクルをして、売却するというイメージがあるんだけど、それで、入のほうまで入ってもら

わなくて結構ですけど、いわゆる黒字というてええんか、収益的になってんのんかどうかい、そういう表現でも結構です。物をリサイクルして、一般でいうとリサイクルショップとかいうのは、そのイメージが違うか分かんないけど、そこで利益を生むわけですよ。この葛城市のリサイクルプラザのそういう状況はどうやねんということを教えていただきたいです。

以上3点。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。どうぞよろしくお願いします。

まず、1点目の再生資源集団回収助成金につきまして、実際の回収された数値を3年分、令和3年度が302トン、令和4年度291トン、令和5年が232トンというふうな形で、年々減ってきております。この減少の原因といたしましては、そもそも新聞を取らない家庭の増加とか、雑誌等の販売数の減少、また、そういうもののリサイクル、また、民間による引取箇所の増加等が考えられると思っております。今現在やってくれてはる団体、村、それぞれの大字の中で、例えば昔ながらの子ども会であったりとか、婦人会であったりとか、そういうふうな人たちが活動してくれてはります。年々減少してきておりますので、環境課も何かをしないといけないということで、まずは原点に立ち返りまして、本事業に参加いただいている団体の方々と意見交換等を行い、他団体の成功事例など、情報交換の場を設けようというふうに考えております。

3点目のリサイクルプラザにつきまして、こちら、令和5年度の実績といたしまして、まず剪定枝の粉碎につきましては、市内各施設よりトラック127台分の受入れをしております。

次に、発泡スチロールの減容につきましては、クリーンセンターよりフレコン袋で259袋分を搬入し、インゴット145本を作成しております。

最後に再生工房業務としまして、奈良県自転車軽自動車商協同組合高田北葛支部と委託契約を締結し、放置自転車からリサイクル自転車に再生いただき、本年の3月9日、10日の両日、自転車リサイクルフェアと題しまして、市内の方限定でリサイクルプラザで販売をさせていただき、大変好評をいただきまして、2日間で135名の方がお越しいただき、89名の方が申込みされ、厳正なる抽せんを行い、16台を販売いたしております。委員おっしゃるとおり、こちらのほうで収入、収支が黒字になるかと言われたら確かに難しい部分はあるかとは思いますが、葛城市のゼロカーボンシティの一翼としては、ごみ減量化につきましては、成果は発揮しているものと思っております。

以上です。

増田委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。よろしくお願いいたします。

委員ご質問の可燃ごみの持込収集の量でございますけれども、こちら私の手元にあります資料で量の推移のほうなんですけれども、燃えるごみのほうは令和元年度をピークとして、一旦は減少したんですけども、その後はやや微増の傾向にございました。ただ、令和5年度に関しましては、前年度より69トンでかなり少なくなっております。持込みの事業者とか一

般者の内訳なんですけども、今、そちらのほうの資料が手持ちございませんで、量を把握、今はお答えできないんですけども、一般の事業所と一般家庭の持込みのほうなんですけども、年末とか、あとゴールデンウィークの連休とか、少し前でしたらお盆の休みの期間、持ってこられる件数というのは、ここ近年増加しております。そちらのほうは、クリーンセンターにごみの持込みが、そういう休みの期間でもできるというのが周知して、それを利用していただいている方が増加しているのかなと思っております。

以上でございます。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 順番前後しますけども、集団回収、問題意識を持っていただいている、意見交換もこれからすんねんということですよ。それそういうふうに進めてください。やっぱりいいことやと思うんですけど、今まで観念として、私の地域では子ども会がするもんやというんもありましたけど、どんな形であっても続けられるのであれば、続けていけるようないい事例を発表するなりしてやっていただいたら結構です。

それと、環境課のほうで石橋課長がおっしゃってくれはったりサイクルプラザ、利益までは出ていないけども、それなりの成果を出されていると。それはそれで結構ですので、よろしくをお願いします。

それと可燃ごみ、やっぱりごみの減量化、減量化と言うてきて、今説明あったように、令和元年度減ったけど、そこから増えましたというのは、私は思うのは、コロナになって家におられて、皆さん、掃除されるというてええんか、そういうので増えたのかなという気もしないことはないです。令和5年度は大きく減ったというね。コロナがあれしているのかなと思います。

ここで教えていただきたいのが、明細はないとおっしゃったので、もう明細まで結構なんですけども、焼却量は1万1,043トンという合計数が出ていますんですけど、これ直営収集と委託収集、許可業者、搬入事業者、持込み、この中で有料で入れているというのはどこというのと、中身、簡単にでええから、一般持込みというのは、一般の方がごみを持っていかはると。これ、事業系ごみもこれに入っているわけですよ、もちろん。可燃ごみやけどもですよ。そういう説明をしておいてくれませんか。

増田委員長 西川所長。

この直営収集の内容も含めて説明していただいたほうが分かりやすいかなと思うので。

西川クリーンセンター所長 直営収集は可燃ごみの収集で、新庄地域は直営で回っております。委託収集のほうなんですけども、旧當麻地域は、大和清掃という業者が委託で可燃ごみのほうを収集させていただいております。許可業者搬入というのは、葛城市の一般廃棄物収集運搬許可業者24社ございますけれども、そちらの許可業者が持ち込んだ量になってございます。事業所等持込みといいますのは葛城市内に商店や工場など、あと事務所、そういう事業されている方が自ら搬入された量になります。一般持込みは一般市民の方、このうち料金取っている分になりますけども、許可業者の搬入、事業者等の持込み、こちらは事業系の料金で1トン1万3,000円に消費税相当額、あと一般持込みも100キログラムまでは無料なんですけども、

100キログラムを超える分につきましては、10キログラムにつき100円に消費税相当額をいただいております。

以上でございます。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 もう質問はできないわけですね。よく分かりました。私、直営とこれは勘違いしていて、令和5年度減ったということですので、もうお願いしかできないわけで、やはりごみの減量化というのは、葛城市は、多くの、今全国でやったら3分の2ぐらいがごみの有料化となっているわけですね。その有料化にならず、6割強がもう有料化になっていますから、有料化せず無料化ということで頑張ってくださいていますので、それを継続しようと思えば、やはりここに力を入れていかなければならないということをお願いして、質問を終わります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私も最後の質問で、1つは今、藤井本委員が聞かれたことの関連なんですけれども、再生資源集団回収助成金のことで、石橋課長が、先ほど助成対象団体とそれから、これから成功事例なんかも含めて意見交換、情報交換しようということ、これも本当にいいことかなと思うんです。それに加えて、ちょうど2年前なんですけど、今が令和6年ですから、令和4年の9月の決算委員会、このときもこのことについて聞かれて、委員から、何らかのインセンティブが必要ではないかという意見がありました。単価が今でもキロ当たり5円、助成金単価というのはこれなっているんですが、これのアップ等の見直し、単価の見直し、そういった検討というのは、その後されたんでしょうか。

3つ一緒にいきますわ。それが1つと、ほかのも言います。それからあと決算書の96ページ、4の衛生費、それから1、保健衛生費、7目保健施設費、それから14節工事請負費ですね。先ほど谷原委員が聞かれた土地借上料のところの下のところになるんですが、新庄健康福祉センター管理事業の中の工事請負費、成果報告書で言うと47ページなんですけど、成果報告書を見ましたら、新庄健康福祉センター外壁等修繕工事、アイ・ミーブ用EVコンセント整備工事と記載されていますけれども、その金額の内訳と内容について伺いたと思います。

それからあと92ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目生活衛生費、12節委託料の健康づくり事業の中の委託料についてなんですけど、この子宮がん検診、まず委託料なんですけども、507万4,622円なんですけども、これの成果報告書で見ると44ページなんです。一番下のところにずらっと健康づくり事業で各種健康診断事業と並んでいて、胃がんからずっと並んでいると思いますけれども、ピロリ菌まで、これが令和3年からの3年間のずっと受診者数というか検診数を見ていると、みんなほぼ横ばいなんですけど、なぜか子宮がん検診と乳がん検診の2つのみ、令和3年度から2割ほど減って、また、令和3年から令和4年に2割ほど減って、また令和5年になってから今の数字、子宮がん検診であれば1,089人、乳がん検診であれば1,041人に戻ってきているんです。これ理由がもしお分かりであれば伺いたい。例えば、令和4年度に2割減ったから、危機感を持って周知啓発に努められたとか、そういうふうな理由があればお聞かせ願いたいと思います。

以上3点で。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 1つ目の再生資源集団回収の単価の見直しについてお答えをさせていただきます。

2年前、この委員会の中でもお話が出たかと思うんですけども、その後、年2回等、申請等に来られる団体の方に単価についてのお話もさせていただいたんですけども、その中で皆さんがおっしゃるには、単価が上がっても物自体が出てこないというのが現状なんです。国道沿いに24時間改修できる場所があったり、市のほうも月2回収させていただいておるので、単価が上がって、その量が増えるということにはならないのかなというような結論に達しております。先ほど課長のほうも答弁させていただきましたように、一度団体の方と意見交換会ということじゃないんですけども、そういうふうな場を設けさせていただいて、どういうふうな形で今後していくのかというのを検討していきたいというのが現状でございます。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

まず、1つ目の工事請負費の内容と内訳でございますけれども、電気自動車アイ・ミーブは、令和5年度より健康増進課の所管となったことに伴いまして、車庫に充電設備を設置いたしました。その金額が11万8,800円です。健康福祉センターの外壁等の修繕工事につきましては6,239万9,700円で、内容につきましては、外壁タイルの補修、屋根の防水補修、駐車場のアスファルト舗装工事が主な内容となっております。

もう一つの質問の子宮頸がんが令和3年度から令和4年度に減りまして、また、令和5年度に増えた……。

(「乳がん」の声あり)

松本健康増進課長 乳がん検診です。増えた理由でございますが、この検診につきましては2年に1回となっておりますので、ちょうど令和3年に受けられた方が、また令和5年というふうになっているのかと考えられます。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。

まず、再生資源集団回収助成金につきまして、先ほどからもずっとご答弁ありましたが、助成金単価以外のところの問題のほうが大きいということは理解いたしました。決算委員会でも、その単価のことについて取り上げられたので、一応確認をさせてもらったということです。承知しました。また、話合いのほうもよろしくお願いをしたいと思います。

それからあと、健康福祉センター管理事業費について、中身については理解いたしました。この工事なんですけど、5か月にわたって実施されていたと思うんです。この間、保健事業に支障がなかったのかということをお伺いいたします。

それからあと、子宮がんそれから乳がんについては、なるほどそういう理由なんですね。承知いたしました。ちょっとついでにというか、もう一つ聞きたいんです。これも素朴な疑問なんですけど、肝炎ウイルス検診も減っている傾向にありまして、令和3年度が397人、令

和4年度が349人、令和5年度が268人が減っているんですよ。この理由について、私が勝手に推察するに、もしかしたら集団接種というか、それで肝炎というのがはやりとかというふうなものと関係しているのかなと、こんな予断で言うたらいけないんですが、もし減っている理由がお分かりであればお聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康福祉センターの工事に伴って、市民の方に影響が出なかったかということですけれども、市民の方には工事に伴う影響が出ないように、事業の実施方法を調整いたしました。例えば集団セットけんしんにつきましては、前期と後期に分けて、それぞれ新庄健康福祉センターとゆうあいステーションで実施していますが、前期の7月はゆうあいステーションのみで行い、後期の10月から11月は健康福祉センターで実施する回数を増やして行いました。ですので、それぞれの保健事業については、問題なく実施できたと考えております。

肝炎ウイルスのほうですけれども、これの対象者は市内在住の40歳以上の方で、生涯に一度だけ受診可能ということになっておりまして、減っている理由というのはちょっと分かりません。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。

まず、集団セットけんしんにつきましては、事前にこういう工事が分かっていたので、工夫されて、支障がないというふうにされたということで、承知をいたしました。今後とも、新庄健康福祉センターにおいて、また有意義な事業をきちっとされることをお願いしたいと思います。

それから、肝炎ウイルスについては、たまたまかも分かりませんが、承知いたしました。もしまた今後、何か理由が分かるとか、分かったとかということあれば、またお教えいただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 簡単に3点ほどですけども、よろしくお願いします。

98ページですけども、4款1項8目の12節になります。環境衛生事業ということで、これは決算のところを見ていただいたら分かるんですが、地域再エネ導入計画策定支援業務委託料、これ繰越明許費ですから、当然これはもう執行されているわけで、計画が策定されていると思うんですけども、地域再エネということで、地球温暖化に関わる重要な問題で計画ができていんだろうと思うんですが、この成果がどうなっているのかということについてお聞きします。

それからあと100ページの4款2項2目のごみ処理施設運営事業費の中の7節ですけれども、報償費、クリーンセンターの担当の報償費の内訳ですが、これは過去にも聞いたことがあるんですが、これ算定基準、この報償費の決めるに当たっての算出根拠についてお伺いします。

同様の質問になりますけれども、102ページの4款2項の3目、これも7節の報償費ですけど、し尿処理事業ということで、この報償費の内訳と金額の算出根拠等、お聞かせ願えますでしょうか。

以上3点。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課の石橋です。よろしくお願いします。

1点目なんですけども、こちらにつきましては、令和4年度に葛城市地球温暖化対策実行計画の事務事業編を策定しております。本件業務は、この事務事業編の次のステップに向けた資料作成のためであり、今後、今回の調査結果を基に葛城市ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けたロードマップとしての葛城市地球温暖化対策実行計画の区域施策編を令和4年度中に作成させていただきます。

以上です。

(発言する者あり)

石橋環境課長 令和7年度中に、来年度。

以上です。

増田委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。よろしくお願いします。

まず、ごみ処理施設運営事業費の報償費のほうになりますけども、報償費の内訳といたしまして、クリーンセンターの設置協力費として大字當麻に800万円の支出をしております。算定の基準ですけども、設置当時に大字との協議を重ねて金額を定められたものでございます。

続きまして、し尿処理事業の同じく報償費でございますけども、報償費の内訳といたしまして、し尿中継地を設置しております主たる設置場所の大字兵家に100万円、一部その地域が入っております竹内に40万円になっております。算定の基準ですけれども、こちらも設置当時、大字と協議を重ねて金額を定めたものでございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。令和7年にやっと計画の全容が出てくるということなんですけども、待ちます。もっと早くできたらと思ったんですけど、これできない限りできませんから。分かりました。

あと報償費の件につきましては、また、行政の在り方についてということで、また総括質疑のときに、ご意見も申し上げたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、4款衛生費に関する質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。なお、明日13日午前9時30分より委員会を再開

いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はご苦労さまでございました。

延 会 午後5時33分